

令和 2 年度

寝屋川市包括外部監査結果報告書

水道事業に関する事務の執行について

寝屋川市包括外部監査人
公認会計士 玉置 寿子

目次

第1章 包括外部監査の概要	2
I. 包括外部監査の種類	2
II. 選定した特定の事件（テーマ）	2
III. 事件（テーマ）を選定した理由	2
IV. 包括外部監査の対象期間	2
V. 監査対象	2
VI. 包括外部監査の方法	3
1. 監査着眼点	3
2. 実施した主な監査手続	3
VII. 包括外部監査の実施期間	4
VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名	4
IX. 利害関係	4
第2章 監査対象の概要	5
I. 上下水道局	5
1. 組織機構	5
2. 事務分掌	6
II. 水道事業	7
1. 沿革	7
2. 拡張工事	9
3. 事業規模	10
4. 施設状況	11
5. 水道料金と料金改定の変遷	15
6. 事業の状況	16
7. 経営の状況	27
第3章 包括外部監査の結果及び意見	31
I. 監査の結果及び意見の定義	31
II. 監査の結果及び意見の一覧	31
III. 水道事業全体に対する結果及び意見	37
1. 水道事業における我が国の現状と課題	37
2. 大阪府内の取組と本市の現況	40
3. 経営マネジメントについて	44
IV. 各業務及び会計に関する結果及び意見	48
1. 出納管理	48
2. 収入及び債権管理	52
3. 貯蔵品管理	59
4. 固定資産管理	63
5. 契約管理	65
6. 地方公営企業会計	112
7. 経営管理	117

(本報告書における記載内容の注意事項)

- **金額表記**

報告書に記載している金額は、原則として消費税等抜で表示している。

- **端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

- **報告書の数値等の出典**

報告書の数値等は、原則として市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、寝屋川市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

- **報告書の数値等の正確性**

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

水道事業に関する事務の執行について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

寝屋川市水道事業は公営企業として独立採算制により事業を運営している。環境的には人口減少に伴い料金収入が減少しているなか、将来にわたり安定的で持続的な経営を続けることが課題となっている。

寝屋川市は令和元（2019）年度に策定した「寝屋川市上下水道事業経営戦略」において、人口減少や節水型社会の進展による水道使用量の減少、施設の経年化による更新需要増大等の課題を認識し、戦略的な投資計画、経費区分を明確化した上でのコスト縮減策等の施策を進め、より一層経営の効率化と経営基盤の強化を図る、としており、そのため、水道事業アセットマネジメントの結果に基づく中長期の投資・財政見通しを踏まえた今後10年間の投資・財政計画を整理している。ここでは、平成27（2015）年度から大阪広域水道企業団水が100%となった状況等も踏まえ、適切なダウンサイジングを含む設備投資を中心とした将来に向けての経営上の課題が多く存在する。

水道事業はライフラインとして、寝屋川市の重要な事業であり、安全で安心な水の安定的な供給という面からは、災害を想定した給水体制の整備など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応することも求められる。

このように、将来のあるべき姿に向け、市が積極的に経営戦略の策定と実行に取り組んでおり、今後も事業費として多くの支出も予定されるものであることから、水道事業にかかる事務の執行について監査を行うことは有意義なものと判断し、令和2年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

IV. 包括外部監査の対象期間

令和元年度

ただし、必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度の一部を含む。

V. 監査対象

寝屋川市上下水道局のうち水道事業を所管する経営総務課及び水道事業課

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査着眼点

- (ア) 経営管理における水道事業の持続可能性（主に長期的収支見通し）
- (イ) 組織運営の合理化・規模の適正化
- (ウ) 出納管理
- (エ) 収入及び債権管理
- (オ) 貯蔵品管理
- (カ) 固定資産管理
- (キ) 契約管理
- (ク) 地方公営企業会計

2. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

(ア) 予備調査

水道事業の関連資料を入手し、分析及び質問等により、当事業の現状と課題を把握した。

(イ) 本監査

予備調査の結果に基づき、1. 監査着眼点について経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧及び分析し、必要に応じて監査対象課に対する質問を行った。

合規性の視点

- 水道事業に関する事務が、関連する法令、条例・規則等及びそれら趣旨に従い行われているか。

経済性、効率性、有効性等の視点

- 事業のPDCAは行われているか。

事業の目的が明確にされ、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。その結果、必要な場合は事業手法、又は事業そのものの見直しを行っているか。効果測定のための指標は適切か。

※PDCA（サイクル）： PLAN-DO-CHECK-ACTION の4段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること²。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

² 寝屋川市上下水道局ではPDCI（計画の策定（Plan）、事業の進捗（Do）、目標達成状況の確認（Check）、改善の検討（Innovation）を行い、次の計画の策定（Plan）に反映する）と呼称している。

○ 公平性に配慮しているか

公平性、透明性、合理性に配慮して事務を執行しているか。

VII. 包括外部監査の実施期間

自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 12 月 25 日

VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名

弁護士	中川 澄
公認会計士	守谷義広
公認会計士	石橋幸登
公認会計士	谷口昌央
公認会計士協会準会員	前田佑樹
公認会計士協会準会員	吉原 宏
公認会計士協会準会員	住田 瞳

IX. 利害関係

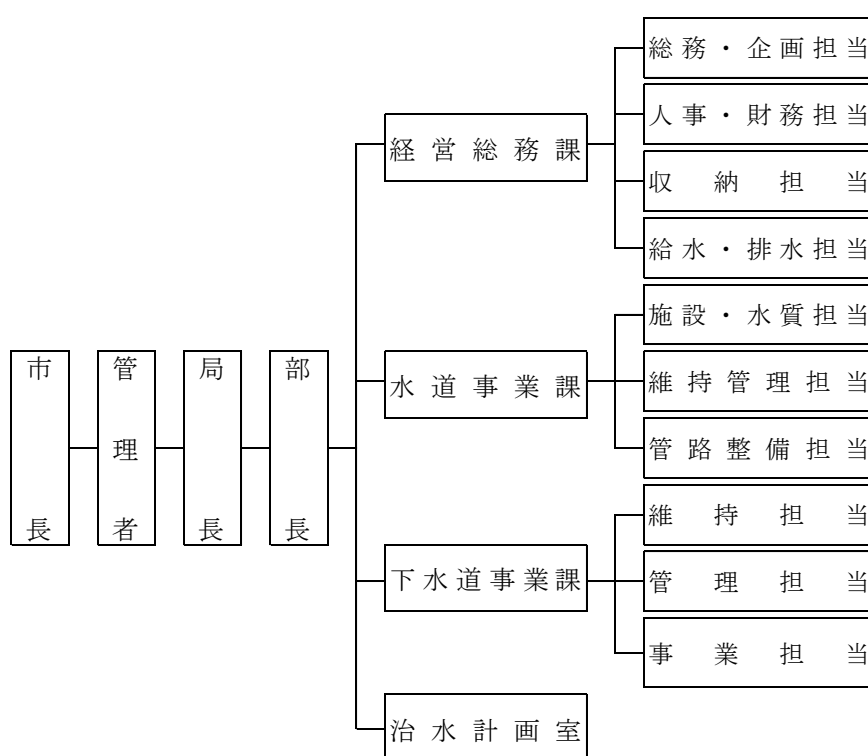
包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

I. 上下水道局

1. 組織機構

令和2年3月31日現在の寝屋川市上下水道局の組織機構は、下表のとおりとなっている。なお、監査対象となるのは、第1章V. 監査対象で記載したとおり、水道事業を所管する経営総務課及び水道事業課である。



企業職員数（人）			
	令和元年度	平成30年度	増減数
水道事業	42 (2)	42 (6)	0 (△4)
下水道事業	12 (6)	11 (6)	1 (0)
合計	54 (8)	53 (12)	1 (△4)

※（ ）内は再任用職員数で外書き

2. 事務分掌

監査対象となる上下水道局経営総務課及び水道事業課の事務分掌は下記のとおりである。

経営総務課

分 掌 事 務
(1) 文書の收受発送及び保管並びに公印の管理に関する事。 (2) 条例、規程等の制定及び改廃の手續に関する事。 (3) 職員の任免、給与、分限、賞罰及び服務に関する事。 (4) 職員の保健衛生、福利厚生、労務及び公務災害補償に関する事。 (5) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。 (6) 車両の管理等に関する事。 (7) 庁舎の維持管理に関する事。 (8) 入札関係事務並びに請負契約及び委託契約に関する事。 (9) 上下水道施設の拡張、整備及び改良並びに受託工事の完成検査に関する事。 (10) インターネットの運用及び情報提供に関する事。 (11) 局内の総合調整に関する事。 (12) 局の庶務に関する事。 (13) 予算及び決算に関する事。 (14) 財政計画及び資金計画に関する事。 (15) 業務及び計理状況の報告に関する事。 (16) 企業債及び一時借入金に関する事。 (17) 事業経営の調査及び分析に関する事。 (18) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関する事。 (19) 出納取扱金融機関等の指定に関する事。 (20) 前号までに掲げるもののほか、局内の他課の所管に属さない財務処理に関する事。 (21) 流域下水道事業の連絡調整に関する事。 (22) 水道料金、下水道使用料及び都市計画下水道事業受益者負担金の調定及び徴収業務に関する事。 (23) 給水停止処分に関する事。 (24) 上下水道使用に関する諸届に関する事。 (25) 使用水量の計量及び認定に関する事。 (26) 量水器の維持管理に関する事。 (27) 給水装置及び給配水装置工事の受付、設計審査、各種申請及び竣工検査に関する事。 (28) 貯水槽水道の新設に係る調整指導に関する事。 (29) 給水装置工事事業者の指定及び当該指定の取消し等に関する事。 (30) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事。 (31) 違反の給水装置工事に対する指導監督に関する事。 (32) 給水装置に係る加入金及び手数料等の認定に関する事。 (33) 排水設備に関する事。 (34) 公共下水道に係る工場等への指導及び調査に関する事。 (35) 水洗便所改造資金の助成及び融資あっせんに関する事。

分 掌 事 務
(1) 導水・送配水管整備計画の策定に関すること。 (2) 導水・送配水管整備工事の施行に関すること。 (3) 導水・送配水管の受託に伴う改良工事の施行に関すること。 (4) 導水・送配水管、給水装置及び給配水装置に関すること。 (5) 漏水防止に関すること。 (6) 貯水槽水道の管理に係る指導に関すること。 (7) 貯蔵品の受入れ、払出し、管理及び棚卸整理に関すること。 (8) 災害復旧事業の設計、施工及び監督に関すること。 (9) 取水場、浄水場、配水場、配水池及びポンプ場の維持管理に関すること。 (10) 送配水の計画及び調整に関すること。 (11) 受水に関すること。 (12) 施設の拡張及び整備計画の策定に関すること。 (13) 法令に基づく水質検査に関すること。 (14) 水質の調査及び研究に関すること。

Ⅱ. 水道事業

1. 沿革

水道事業の沿革については、以下「平成 30 年度版 寝屋川市上下水道事業統計年報」に記述がある（一部監査人が加工）。

寝屋川市上水道の起源は、大正 11 年 12 月に民間の大阪芦屋土地株式会社が、淀川表流水を水源として第 1 浄水場（廃止）から配水ポンプで新興の香里住宅地区に給水したのが始まりです。その後、昭和 3 年に京阪電鉄株式会社の所有となりました。当時、その他の地域では、昭和 4 年に衛生上の問題から大利地域に大利上水道組合が設立（昭和 5 年 5 月 16 日給水開始）されたものの大半は井戸水が生活用水でした。

戦後の復興がすすむにつれ人口が増加しはじめ、生活用水としての井戸水が衛生上懸念されるようになり、公営水道事業の必要に迫られ、昭和 24 年 5 月 1 日に京阪電鉄株式会社から水道施設（第 1 浄水場・廃止）、附帯設備一切を譲り受けて、寝屋川町上水道事業が誕生しました。当時の給水人口は約 3,000 人で、昭和 26 年 5 月市制が施行されると同時に、計画給水人口 20,000 人、計画 1 日最大給水量 3,600 m³ で第 1 期拡張事業に着手しました。

高度経済成長期に市の人口も急激に増加し、数次にわたる拡張事業を重ね、昭和 53 年度からは第 6 期拡張事業に着手し、計画給水人口 282,900 人、計画 1 日最大給水量 129,000 m³ を目標に、自己水系浄水施設の整備や寝屋配水場の建設等により送水の安定化を図るとともに、給水モニターの設置による水質監視の強化を行ってきました。

人口の伸びの鈍化に加え、琵琶湖・淀川水系の水質の悪化や浄水施設の経年化がすみ、抜本的な施設整備が必要となり、基本計画を見直し、計画目標年度を平成 15 年度、計画給水人口 273,000 人とし、第 6 期拡張（変更）事業の許可を平成 2 年 12 月 25 日に得て、平成 3 年度から平成 11 年度まで 9 か年にわたり第 6 期拡張（変更）事業を実施しました。

平成 6 年 2 月には自己水系浄水施設を統合し、名称を香里浄水場と改め、通常処理水の給水を開始し、平成 7 年 3 月からは大阪府営水道等からの受水系施設を含めた集中監視制御システムによる全水道施設の管理一元化を行いました。平成 7 年度から、高度浄水処理施設であるオゾン・粒状活性炭施設の建設に着手し、平成 9 年 6 月より高度浄水処理水の供給を開始し、さらに、平成 12 年 3 月からは生物処理を加えた高度浄水処理水の供給を開始しました。これにより 6 期にわたる拡張事業は完成し、施設拡張の時代を終え、維持管理の時代を迎えています。

平成 12 年度に、水道局経営改善計画を策定し、その第 3 期実施計画（平成 18 年度～平成 21 年度）を進め、公用車メンテナンスリース化、浄水施設等運転管理業務委託、検針業務委託、水道料金等徴収業務委託などの事務の効率化をすすめ、経費節減と財源確保に努めてきました。また、平成 19 年度に寝屋川市水道局経営健全化計画が国の承認を受け、公的資金補償金免除による高金利地方債の繰上償還により、今後の元利償還金の負担が大幅に軽減されました。また、危機管理体制の充実を図るため、平成 18 年度に災害時支援協力員制度を創設するとともに、平成 19 年度には各事故別緊急時及び災害時マニュアルを作成しました。拡張から維持管理の時代への移行や、給水人口の減少など水道事業の経営環境の大きな変化に対応するため、平成 18 年 3 月に水道事業運営に関する長期的な方向性と施策推進の基本的な考え方を示した「寝屋川市水道ビジョン」を策定しました。

平成 23 年度には、「寝屋川市水道ビジョン第 2 期実施計画」の初年度として、安全で良質な水道水の安定供給を図るため、「第 8 期施設等整備事業計画」を中心に着実な実施に努めるとともに、平成 13 年 4 月の水道料金改定以降の職員数削減及び事務事業の効率化による経費削減並びに水道水の供給を受けている大阪市営水道・大阪広域水道企業団の料金改定により平成 23 年 10 月から平均 10.02% の水道料金の引き下げを実施しました。また、本市をはじめとする府内 42 市町村で構成する大阪広域水道企業団が、大阪府から事業を承継し、平成 23 年 4 月から事業を開始しました。また、平成 24 年度 2 月に閣議決定された地方公営企業法施行令等の改正に伴う、新地方公営企業会計基準を平成 26 年度から適用しています。

平成 30 年度は、「寝屋川市水道ビジョン第 3 期実施計画」、「第 9 期施設等整備事業計画」に基づき、引き続き施設・管路の更新事業を推進するとともに、「水道事業アセットマネジメント」において中長期的な更新事業費並びに財政収支の見通しを策定しました。またアセットマネジメントの成果を活用し、総務省の通知により各公営企業に策定が求められている「水道事業経営戦略」を策定し、平成 31 年度から 10 年間の投資・財政計画や組織、施設整備の在り方について検討を行いました。

2. 拡張工事

水道事業創設以来、市域の拡大や人口増加による水需要に対応するべく6度の拡張工事が実施されてきた。なお、直近の拡張工事となる第6期拡張（変更）事業の概要は以下のとおりである。

第 6 期 拡 張 （ 変 更 ） 事 業	
認 可 年 月 日	平成 2 年 12 月 25 日
起 工	平成 3 年 4 月
竣 工	平成 12 年 2 月
工 期	9 か 年
計 画 給 水 人 口	273,000 人
計 画 1 日 最 大 給 水 量	129,000 m ³
計 画 1 人 1 日 最 大 給 水 量	473 ℓ
施 設 能 力	129,000 m ³
総 事 業 費	5,599,000 千円
起 債 額	3,377,000 千円
国 庫 補 助 金	383,100 千円
府 補 助 金	150,000 千円
一 般 会 計 出 資 金	1,433,105 千円

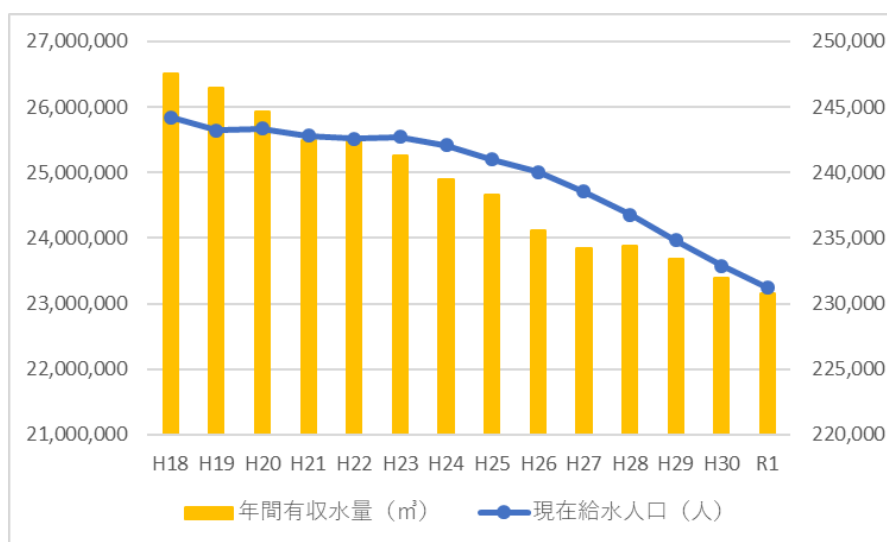
当工事では、琵琶湖・淀川水系の水質悪化や浄水施設の経年化に対し、自己水系施設の統合、受水系施設も含めた集中監視制御システムを導入するとともに、住民ニーズに応えるべく香里浄水場に高度浄水処理施設の設置を行った（現在休止中）。

3. 事業規模

近年3か年の水道事業の規模は以下のとおりである。

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画給水人口	人	273,000	273,000	273,000
現在給水人口	人	234,851	232,896	231,189
給水戸数	戸	109,354	109,754	110,299
給水栓数	栓	86,551	86,679	86,963
年間配水量	m ³	24,162,640	23,912,571	23,917,422
年間有収水量	m ³	23,674,884	23,390,217	23,152,781
有収率	%	98.0	97.8	96.8
1日平均配水量	m ³	66,199	65,514	65,348
1日最大配水量	m ³	71,703	72,087	72,207
管路総延長	m	619,882	621,828	622,462

また、寝屋川市水道ビジョンが策定され、水道ビジョン第1期実施計画がスタートした平成18年度以降の状況は以下のとおりであり、人口減少や節水型ライフスタイルの定着に伴い年間有収水量が減少している。



（出典：「寝屋川市上下水道事業統年報」（寝屋川市）をもとに監査人作成）

4. 施設状況

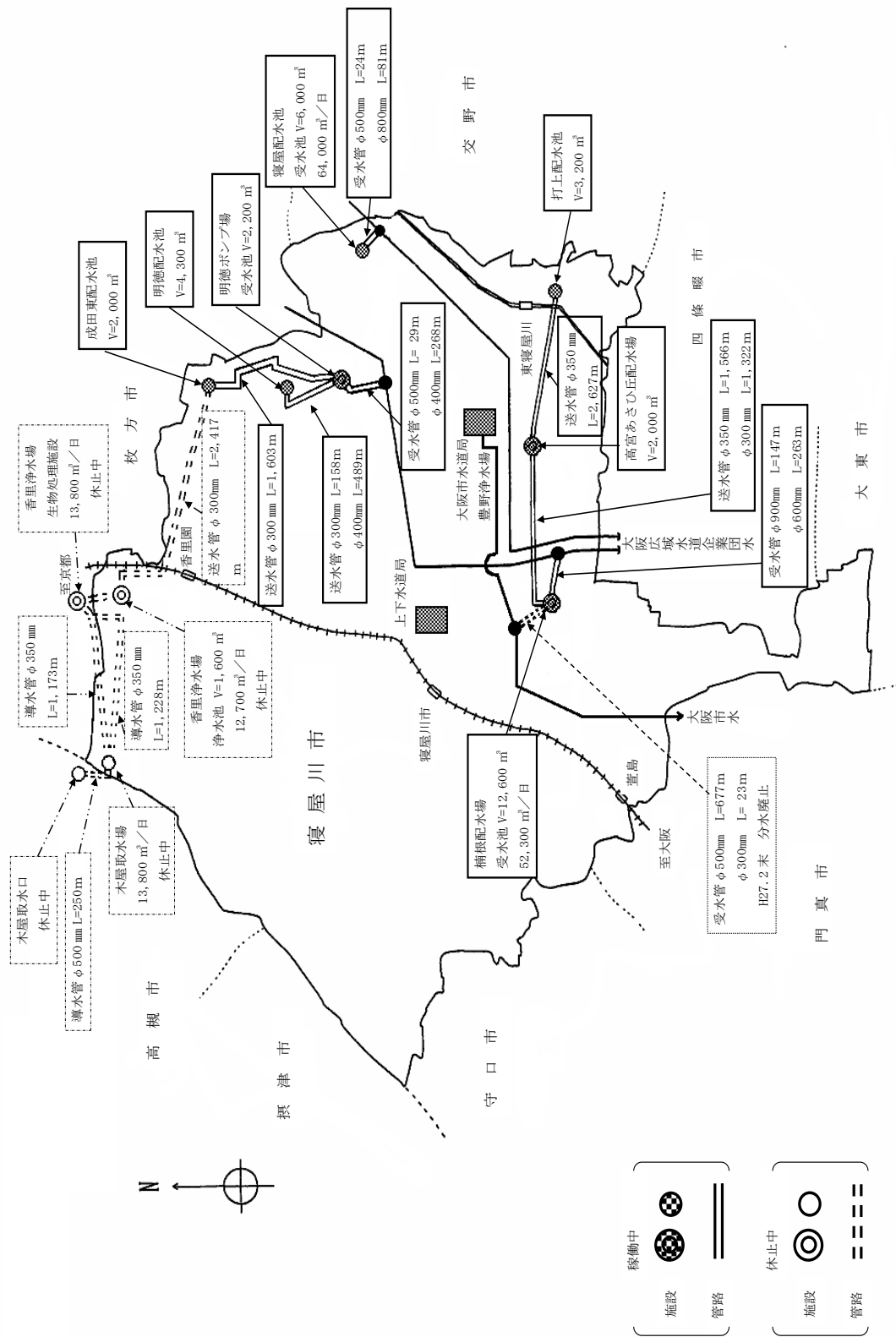
令和2年3月31日時点で水道事業が保有する施設は以下のとおりである。

施設名	電話番号	稼働年月	所在地	面積 (㎡)
上下水道局庁舎	824-1181 FAX824-3090	昭和53年10月	寝屋川市本町15番1号	2,349.45
木屋取水場	—	昭和24年5月	〃 木屋元町9番52号	1,021.81
香里浄水場	831-0600 FAX834-3020	昭和36年12月	〃 香里西之町19番2号	6,157.87
生物処理施設	—	平成12年3月	枚方市南中振2丁目19番27号	1,910.59
成田東配水池	—	昭和37年7月	寝屋川市成田東町19番15号	4,067.23
楠根配水場	—	昭和40年5月	〃 楠根北町3番17号	16,497.06
高宮あさひ丘配水場	—	昭和40年6月	〃 高宮あさひ丘49番2号	2,481.15
打上配水池	—	昭和51年2月	〃 打上元町37番1号	1,800.08
寝屋配水池	—	昭和60年6月	〃 寝屋2丁目5番15号	2,137.87
明德ポンプ場	—	昭和42年8月	〃 明德2丁目4番1号	1,553.03
明德配水池	—	昭和43年3月	〃 成田南町1319番地38	3,780.59
打上水源池（廃止）	—	—	〃 打上元町65番地5	606.32
太秦配水池（廃止）	—	—	〃 太秦中町4番16号	1,034.71
計 (A)				45,397.76

管路用地	面積 (㎡)	管路用地	面積 (㎡)
木屋取水場	842.69	中木田町地区	960.16
明德配水池前	1,078.45	石津地区	60.71
清水町地区	19.83	桜木町地区	7.24
神田地区	598.30	寝屋地区	3,068.54
楠根配水場	456.30	明德配水池～明德ポンプ場	230.97
香里浄水場	260.15	打上地区	111.47
木田町地区	6.92	豊野町地区	9.28
仁和寺本町地区	0.27		
計 (B)		7,711.28	

所有地合計 (A) + (B)	53,109.04 ㎡
-----------------	-------------

また、施設位置図及び配水系統図は次のとおりである。なお、平成27年度以降、大阪広域水道企業団水100%（自己水は休止）となり、木屋取水場、香里浄水場及び成田東配水池への管路については休止となっている。また、配水方法は自然流下方式を主としているが、地形の影響から一部配水区域では標高が高く、配水池との十分な高低差が確保できないためポンプ圧送となっている。



(浄水施設)

(配 水 施 設)

(浄水施設)

(水 源)

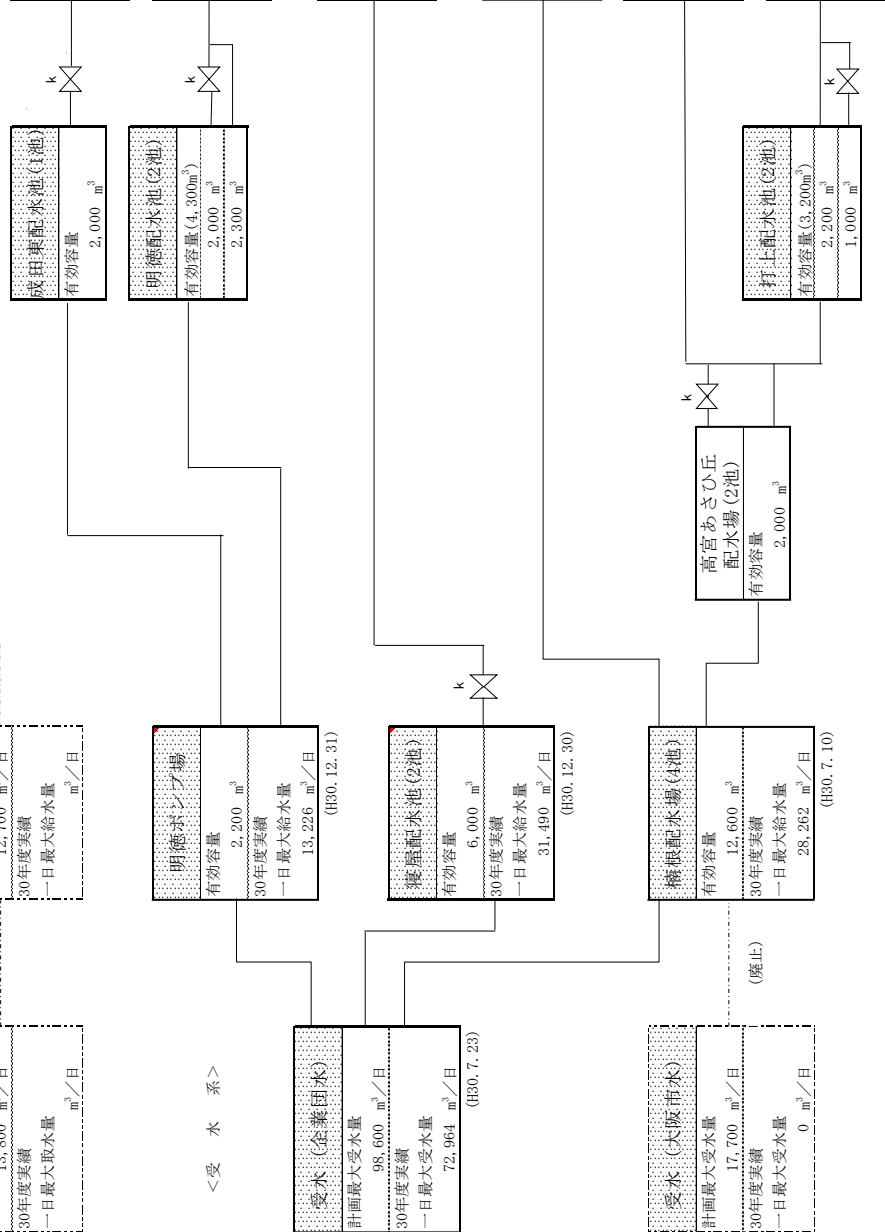
(休止中)

< 自己水系 >

表流水 (淀川) 木犀取水場
計画最大取水量 13,800 m ³ /日
30年度実績 一日最大取水量 m ³ /日

香里浄水場 (2池)
公称能力 12,700 m ³ /日
30年度実績 一日最大給水量 m ³ /日

香里浄水場系
給 水 人 口
計 画 14,655 人
30年度実績 計 画 7,014 m ³ /日 30年度実績 計 画 7,014 m ³ /日



成田東配水池 (1池)
有効容量 2,000 m ³

明徳配水池 (2池)
有効容量 (4,300m ³) 2,000 m ³ 2,300 m ³

明徳ポンプ場
有効容量 2,200 m ³
30年度実績 一日最大給水量 13,226 m ³ /日 (H30.12.31)

寢屋敷配水池 (2池)
有効容量 6,000 m ³
30年度実績 一日最大給水量 31,490 m ³ /日 (H30.12.30)

楠根配水池 (4池)
有効容量 12,600 m ³
30年度実績 一日最大給水量 28,262 m ³ /日 (H30.7.10)

高宮あさひ丘 配水池 (2池)
有効容量 2,000 m ³

打上配水池 (2池)
有効容量 (3,200m ³) 2,200 m ³ 1,000 m ³

受水 (企業団水)
計画最大受水量 98,600 m ³ /日
30年度実績 一日最大受水量 72,964 m ³ /日 (H30.7.23)

受水 (大阪市水)
計画最大受水量 17,700 m ³ /日
30年度実績 一日最大受水量 0 m ³ /日 (休止)

寢屋敷配水池系
給 水 人 口
計 画 50,093 人
30年度実績 計 画 24,056 m ³ /日 30年度実績 計 画 31,490 m ³ /日

楠根配水池系
給 水 人 口
計 画 123,752 人
30年度実績 計 画 58,366 m ³ /日 30年度実績 計 画 19,440 m ³ /日

高宮あさひ丘配水池系
給 水 人 口
計 画 16,022 人
30年度実績 計 画 7,357 m ³ /日 30年度実績 計 画 2,617 m ³ /日

打上配水池系
給 水 人 口
計 画 14,198 人
30年度実績 計 画 6,682 m ³ /日 30年度実績 計 画 5,314 m ³ /日

香里浄水場（管理棟）



寝屋配水池



成田東配水池



楠根配水場



明德配水池



高宮あさひ丘配水場



明德ポンプ場



打上配水池



5. 水道料金と料金改定の変遷

本市の水道料金は、用途別料金体系であり段階別通増制を採用している。以下の料金表（令和元年 10 月 1 日以降適用、消費税等は含まない）をもとに、用途別に基本料金と、使用量に応じた従量料金とを加算したものを 2 か月に 1 回請求することとなっている。

水 道 料 金 （ 1 か 月 分 ）

用途別 区分	基 本 料 金		超 過 料 金	
	水量(m ³)	金 額(円)	水 量 (m ³)	1m ³ (円)
一 般 用	10まで	964	11 ~ 20	140
			21 ~ 30	183
			31 ~ 50	202
			51 ~ 100	258
			101 ~ 200	272
			201 ~ 300	299
			301 ~ 500	347
			501 ~ 1,000	356
			1,001以上	369
特定施設用	50まで	7,500	51 ~ 300	253
			301以上	343
公衆浴場用	400まで	26,229	401 ~ 1,000	80
			1,001 ~ 3,000	94
			3,001 ~ 5,000	167
			5,001 ~ 10,000	202
			10,001 ~ 15,000	251
			15,001以上	302
臨時用	1	472	2以上	515
家事共用	10まで	1,132	11 ~ 200	189
			201 ~ 400	239
			401以上	282

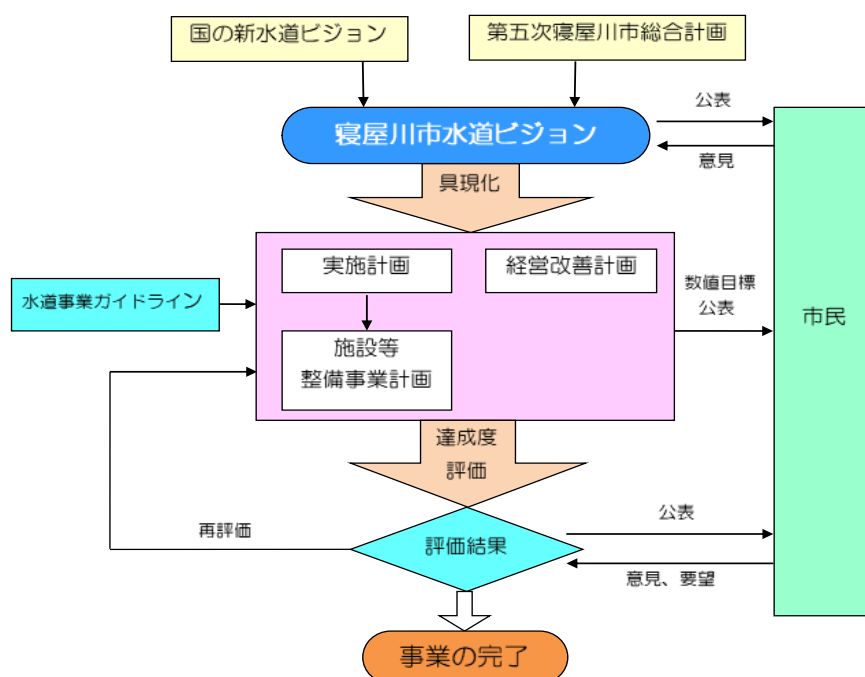
また、本市のこれまでの料金改定状況は以下のとおりであり、当該改定年度における 1 m³当たりの供給単価への影響が確認できる。なお、消費税改正に伴う改定を除くと平成 23 年 10 月改定以降、実質的な改定は行われていない。

料 金 改 定 状 況	供 給 単 価 (円・銭)
昭和60年 1 月 (22.6%)	125.69
平成 8 年 1 月 (21.94%)	145.58
平成13年 4 月 (9.26%)	177.70
平成23年10月 (△10.02%)	163.99
平成26年 4 月 消費税率の改定(8%)に伴う転嫁	152.34

6. 事業の状況

寝屋川市水道事業は、寝屋川市の公営企業として、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう」（地方公営企業法第3条）、運営が求められる。近年公営企業については、人口減少に伴う収入減少や高度経済成長期以降に整備したインフラの更新というリスク要因のもと、将来にわたって持続可能な経営が求められるところであり、施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要と言われている。また、各公営企業の経営実態を的確に会計情報として表示していくため、地方公営企業会計基準が適用されており、民間企業に近い会計処理が行われ、財務諸表が作成される。

ここで経営管理という点では、「寝屋川市水道ビジョン」（以下「水道ビジョン」という。）を推進していくことが経営プロセスと捉えられ、当該水道ビジョンの実現を具現化した実施計画及びその他関連する計画を実施していくことになる。なお、監査対象年度である令和元年度においては、「水道ビジョン第3期実施計画」（平成28年度から令和2年度）の実施期間中となる。また、「施設等整備事業計画」及び「経営改善計画」についても、監査対象年度である令和元年度においては、それぞれ「第9期施設等整備事業計画」（平成28年度から令和2年度）、「第5期経営改善計画」（平成28年度から令和2年度）の実施計画となる。あわせて、「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画」も同期間を対象としている。これら水道ビジョン及び各種計画との関係性は下図のとおりである。



経営計画となる各種計画の概要については、各計画について引用により示す。

① 水道ビジョン第3期実施計画

I. 第3期実施計画について

安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、平成18年3月に、水道事業の運営に関する長期的な方向性と施策推進の基本的な考え方を示した「寝屋川市水道ビジョン」（以下、「水道ビジョン」という。）を策定しました。

実施計画は、水道ビジョンが示す方向性を実現するための個々の事業の実施にあたり、効果的で着実な推進を図るために取りまとめたものです。これまで「第1期実施計画（平成18年度～平成22年度）」、及び「第2期実施計画（平成23年度～平成27年度）」を策定し、施策を推進してきました。

第3期実施計画の策定にあたり、厚生労働省が平成25年3月に策定した「持続」、「安全」、「強靱」をコンセプトとする国の「新水道ビジョン」との整合性を検討しましたが、水道ビジョンは、水道施設の耐震化や、老朽化対策、ダウンサイジング、さらには広域化等検討を内容としており、新水道ビジョンと方向性に大きな違いがないことから、引き続き「第3期実施計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、水道ビジョンを推進していきます。

1. 計画策定の趣旨

第3期実施計画は、水道ビジョンの基本理念である「安心と安定を未来につなぐ」を実現するために、第2期実施計画の検証結果を踏まえ、各事業の進捗状況を把握し、改善点や優先度を検討して、今後5年間に実施する事業等を取りまとめたものです。

2. 計画の位置付け

第3期実施計画は、新水道ビジョンと方向性を同じくする水道ビジョンを具現化するとともに、「第五次寝屋川市総合計画」と整合を図り、「快適でうるおいのあるまちづくり」の施策「安全で安定した上下水道サービスを提供する」を推進するため、安定給水の確保、水道施設の再構築・耐震化等に積極的に取り組みます。

3. 計画の期間

第3期実施計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5箇年とします。

4. 計画の構成

第3期実施計画は、水道ビジョン体系図の基本計画18項目について、それぞれの「内容、現状、取組、考察」を示すとともに、第3期実施計画のスケジュール及び第4期実施計画のスケジュール案を掲げています。

5. 計画の推進

施策の実施にあたっては、計画の策定（Plan）、事業の進捗（Do）、目標達成状況の確認（Check）、改善の検討（Innovation）を行い、次の計画の策定（Plan）に反映するとともに、「水道事業ガイドライン」の業務指標（PI）値などを活用し評価を実施します。

また、今後の社会情勢の変化に伴い、計画期間内においても、適時、施策目標及び事業等の見直しを行うこととします。



② 第9期施設等整備事業計画

1. はじめに

上下水道局では、給水人口の減少や節水型社会への移行等により減少し続ける配水量や、水道施設が更新時期を迎えることを踏まえて、安全で良質な水道水を将来にわたって供給し続けるため、平成17年度に策定した寝屋川市水道ビジョンにおいて今後の水道事業の長期的な方向を示すとともに、個々の事業の実施に係る財政的な検討を加えた実施計画及びこれに基づく施設等整備事業計画に定める水道施設の整備や水道管路の更新に取り組んできました。

今後も引き続き安全で良質な水道水を将来にわたって供給し続けるために必要な水道施設の整備や水道管路の更新を進めるに当たり、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画に整合し、かつ、寝屋川市水道ビジョン第3期実施計画に基づく第9期施設等整備事業計画を策定するものです。

2. 第9期施設等整備事業計画

配水量の減少などの厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の健全性維持と必要な整備・更新事業の実施との両立を目指し、緊急性や重要性、熟度等に基づき個々の事業の優先度等を勘案して策定した第9期施設等整備事業計画を着実に推進し、安全で良質な水道水の安定供給の維持向上を図ります。

事業期間 自 平成28年4月1日 至 平成32年3月31日
総事業費 4,925,000 千円

○ 水道施設

第8期施設等整備事業計画に引き続き、経年化が進む水道施設の更新及び耐震補強工事を実施するとともに、配水施設のポンプ設備についても今後の配水量の推移を考慮した上で、設備規模の適正化を実施します。

○ 水道管路

第8期施設等整備事業計画に引き続き、経年化した配水管の布設替を進めていきます。またあわせて厚生労働省策定の新水道ビジョンにおいて重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する方向性が示されていることから、当該管路の耐震化を計画的に実施します。口径75mm以上の管路については、耐震性継手を有する管材料を使用し、引き続き災害に強い管路網を構築します。

重要施設への配水管路の耐震化 L=1,993m
基幹管路（送水管・配水本管）の耐震化 L=1,490m
安定給水の確保のための配水管路の耐震化 L=8,435m
（うち新設 840m）

消火栓設置工事 60 基

3. 施設等整備事業の沿革

	期 間	当初計画額 (百万円)	実績額 (百万円)
第1期	昭和51年度～昭和55年度	1,250	1,178
第2期	昭和56年度～昭和60年度	1,400	1,400
第3期	昭和61年度～平成02年度	1,500	1,197
第4期	平成03年度～平成07年度	1,200	1,146
第5期	平成08年度～平成12年度	1,880	1,646
第6期	平成13年度～平成17年度	2,525	1,748
第7期	平成18年度～平成22年度	3,480	1,853
第8期	平成23年度～平成27年度	5,728	4,696
第9期	平成28年度～令和2年度	4,925	

なお、第9期は1年前倒しで計画が実施されている（令和元年度完了）。

③ 第5期経営改善計画

経営改善計画（第5期）の実現に向けて

事業運営の根幹となる水需要は、人口の減少、節水型社会への移行に加え、大口需要者による井戸水を水源とする専用水道などにより、減少傾向にあり、配水量は平成4年度をピークに毎年減少しています。

一方、昭和40年代の人口急増期に埋設・建設した管路や配水池等の水道施設が大規模な更新の時期を迎える中、災害時にも安定的な給水を行うための耐震化など、施設水準の維持、向上に多額の経費が必要とされ、水道事業を取り巻く環境は、厳しい状況にあります。

上下水道局では、平成16年6月の国の水道ビジョン策定をうけ、安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、平成18年3月に寝屋川市水道ビジョンを策定しました。

水道ビジョン第7章「計画推進体制の構築」においては、ビジョンを具現化するため、中・長期の管路・水道施設の更新計画を中心とする「水道ビジョン実施計画」と、水道事業財政の健全化・効率化を中心とする「経営改善計画」の実行を掲げています。

上下水道局では、経営改善計画（第4期）において、平成22年度から平成27年度までの6年間、種々の見直し項目に取り組んできましたが、更なる事業の健全化、効率化を図るため、またライフライン事業者として「命を守る」観点から、水道施設等耐震化事業を着実に推進するための財政基盤強化を目的に、平成28年度から平成32年度までの間、経営改善計画（第5期）に取り組むこととします。

なお、本計画においては、すべての事務事業について、経済性、効率性等の観点から徹底検証を実施するとともに、経営改善計画第1～4期の実績成果を踏まえ、各項目の実施年度内達成に向け、上下水道局が一体となって着実な推進を図ってまいります。

④ 第五次寝屋川市総合計画

第五次寝屋川市総合計画では、上下水道事業に関しては、「安全で安定した上下水道サービスを提供する」という施策が掲げられている。また、施策の展開として、下図のとおり5点記載がある。

施策の展開

■ 経年化施設の更新及び耐震化

経年化した水道管及び送・配水施設の更新と耐震化により水道水の安定供給を推進します。

■ 上下水道施設の適切な維持管理

導水・送配水管、給水管、公共下水道管等のより適切な維持管理の充実を図ります。

■ 水質管理体制の充実

水質検査の実施により、安全で安心な水道水の供給に努めるとともに、水質管理業務の充実を図ります。

■ 経営基盤の安定

施設の更新、維持管理を着実に進めるため、業務効率化による経費の削減やあらゆる財源の確保など、経営基盤の安定化を図ります。

■ 下水道施設の経年化対策の推進

経年化が進んでいる下水道施設を計画的に改築します。

さらに、重点取組項目、市民の役割、施策指標及び市民意識の指標が示されている。

重点取組項目

取組名称	取組概要
経年化した水道管の更新及び耐震化	経年化した水道管を耐震管に更新することにより、水道管の耐震化及び災害時の応急給水対策を推進するとともに、民間事業者と災害時における応援協定を交わすなど、緊急復旧体制を構築します。
配水池の耐震化	高宮あさひ丘配水場の耐震化を推進します。
下水道施設の長寿命化	「下水道長寿命化計画」に基づき、下水道施設の改築を行います。

市民の役割

- ◆ 貴重な水を大切に使用し、水源を汚さないよう適正な排水に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)		めざそう値 (H32)
更新した水道管の延長合計	m	27,600	▶	49,500
配水池の耐震化率	%	70.6	▶	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)		目標 (H32)
「水道水は、安全でおいしい」と思う市民の割合	42.9%	▶▶	 UP

⑤ 寝屋川市上下水道事業経営戦略

上記の4つの計画に加え、上下水道局では、令和元年度に「寝屋川市上下水道事業経営戦略」（以下「上下水道事業経営戦略」という。）を策定している。当該計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とされている。

ここで経営戦略については、総務省作成資料を参考に説明する。「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日）によると、以下の記載がある（一部監査人が加工）。

公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められています。

このような中、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能になるよう、総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」や「経営戦略」の策定推進について」を発出し、各地方公共団体に対して「経営戦略策定ガイドライン」を示し、令和2年度までの「経営戦略」策定を総務省より要請しているところです。

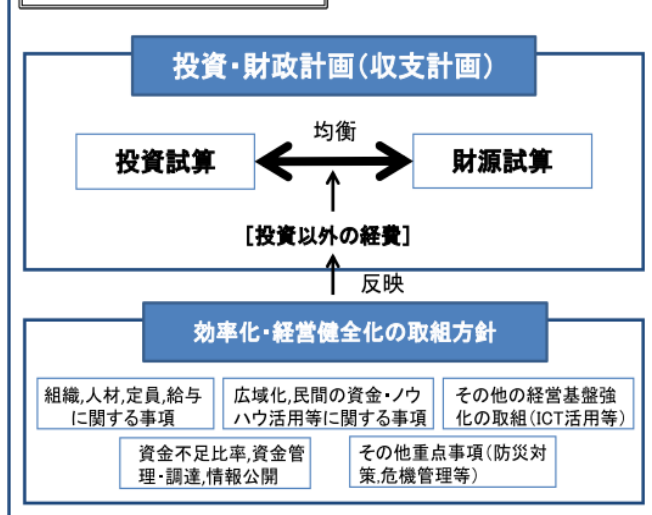
また、戦略策定については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日）が発出されており、「各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上」に取り組むことが求められている。

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付通知）の概要 別添1	
1. 基本的な考え方 ○ 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。 ○ 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。（事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。） ○ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。 ○ 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。	
2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～ ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。＜期間：10年以上を基本＞ （「経営戦略」の主な内容） ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの ・ 「投資試算」（施設・設備投資の見通し）、「財源試算」（財源の見通し）等で構成される「投資・財政計画（収支計画）」 ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間の経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討 ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討 ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等 ※ 3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う	3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項 「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。
	4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項 5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項 地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。
	6. その他 ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。 ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- 「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- 「経営戦略」は、「投資試算」(施設・設備投資の見通し)等の支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心。
- 組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組方針を記載。

経営戦略[イメージ]

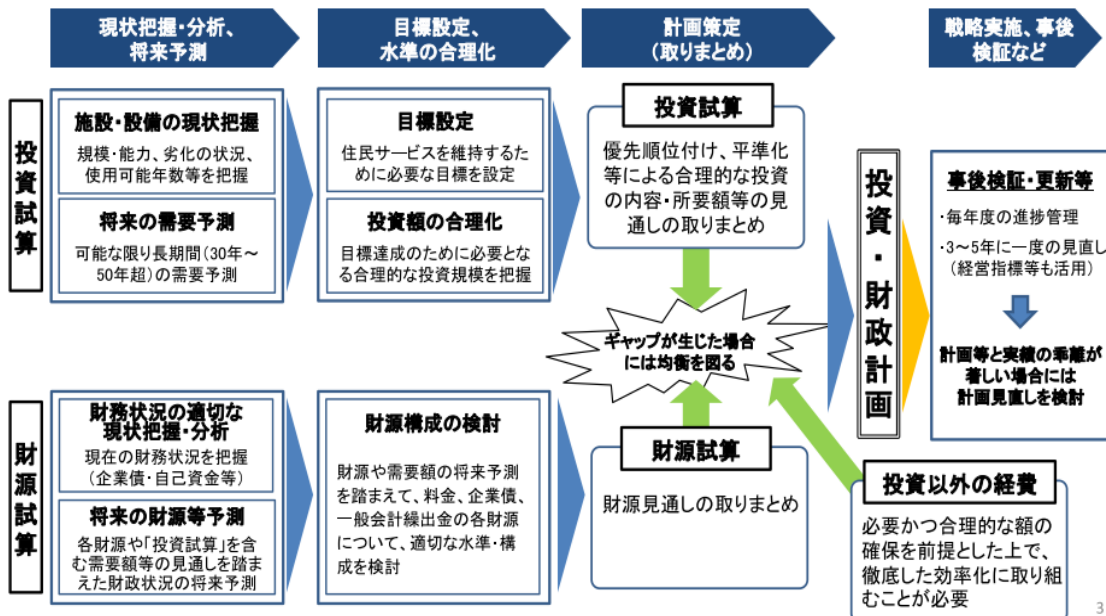


経営戦略の特徴(想定)

- ① 特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ② 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ③ 計画期間は10年以上を基本とすること。
- ④ 計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑤ 「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。
- ⑥ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。

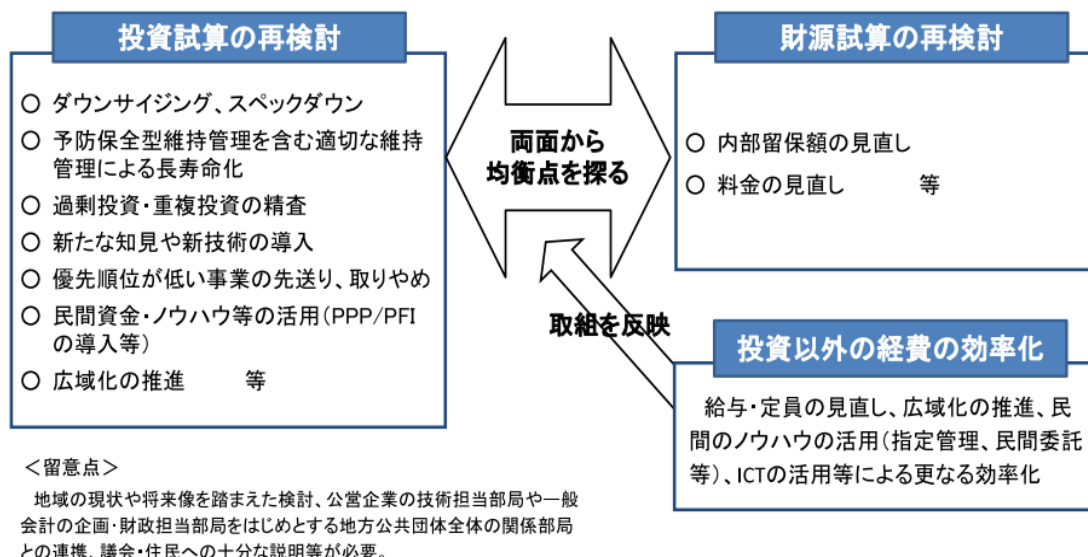
「投資・財政計画」(収支計画)策定までの流れ①

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画。



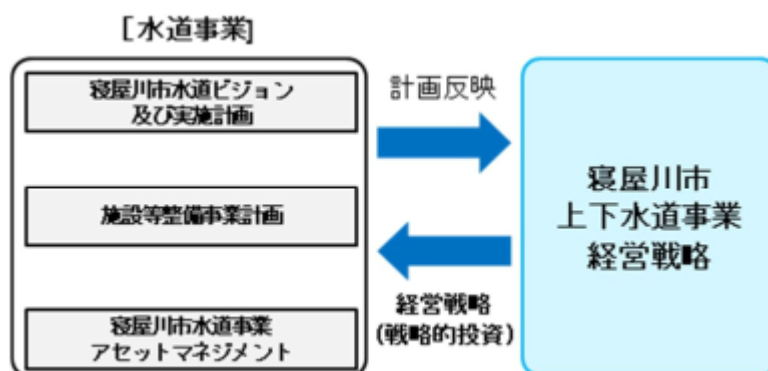
「投資・財政計画」策定までの流れ②（投資試算等と財源試算の整合性検証）

- 「投資試算」等の支出と「財源試算」にギャップがある場合には、以下のようにギャップ解消に取り組むことが必要。
- 投資以外の経費について、必要かつ合理的な額の確保を前提とした上で、更なる効率化に取り組むことが必要。



上記を受けて策定した上下水道事業経営戦略の要点について、以下引用により示す。

経営戦略の位置付け



経営戦略策定の基本方針

水道事業については、現在、水道ビジョン及び実施計画、施設等整備事業計画に基づき、施設・管路の更新、耐震化を推進しています。また、平成30年度に水道事業アセットマネジメントを策定し、資産の健全化を維持しつつ、投資の平準化を図るための方策について検討を行いました。

行政人口の推計



基本条件

- ◆ 既計画に基づいた投資を実施
- ◆ 管路更新率は0.82%で実施
- ◆ 有収率を95%以上維持

投資・財政見通し

水道事業アセットマネジメントでは、法定耐用年数での更新は財政状況から厳しいと判断し、上水道施設や管種ごとに更新の基準となる年数を設定することで、長寿命化の観点から更新需要の低減を図る検討を行い、上水道施設で約9%、管路で約32%の経費削減が可能となりました。基準年数の設定は、適正な維持管理による機能保全や技術的な知見に基づき安全性を十分に考慮した上で、可能な限り既存施設を長期間活用することとしています。

さらに、削減した更新需要を40年間で平準化していく方針とし、資産の健全度評価や財政状況を考慮した上で、毎年8.6億円（水道施設は2.9億円/年、管路は5.7億円/年）の建設投資を実施していく方針としました。

企業債については、過去の実績や将来負担を考慮し建設投資の約6割（5億円/年）を発行することとしています。

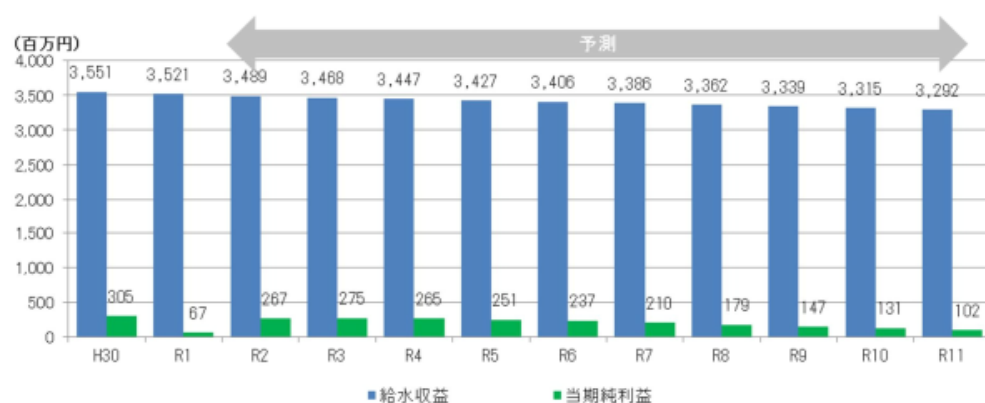
経営課題

アセットマネジメント手法の導入により資産の健全度を考慮した上で、更新投資の平準化を図ったものの、令和 14 年度には収支赤字が発生し、令和 28 年度には自己資産残高がゼロとなる等、経営状況の悪化は避けられない状況となっています。以上に示す建設改良事業の継続的な実施が経営状況の悪化の大きな要因となっていますが、水道施設の健全度を確保するために必要な投資であり、「投資」と「財源」の均衡を目標とし、今後の事業運営においては、様々な観点から事業の効率化・合理化に取り組む必要があります。

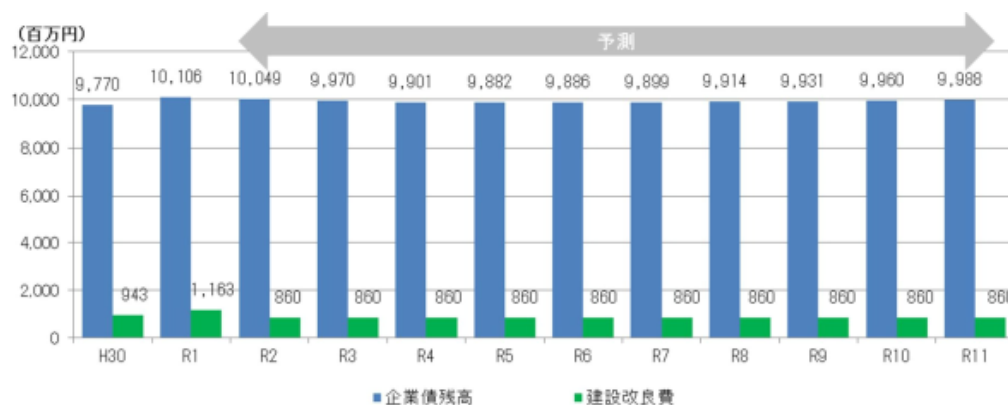
経営改善に向けた施策

- *施設のダウンサイジング *資産の長寿命化・投資平準化
- *経費削減 *広域化 *適正な料金水準の検討
- *企業債借入の検証 *資産の有効活用等

投資財政計画



給水収益と当期純利益



企業債残高と建設改良費

7. 経営の状況

水道事業における経営の状況は以下のとおりである。

① 損益計算書

(単位：千円)

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
営業収益	3,738,409	3,683,312	3,669,580
給水収益	3,610,586	3,550,501	3,512,672
受託工事収益	4,169	8,263	27,230
その他営業収益	123,654	124,548	129,678
営業外収益	187,278	189,085	146,086
受取利息	16,532	9,494	5,530
加入金	125,834	134,805	99,394
長期前受金戻入	42,561	40,949	37,438
雑収益	2,351	3,837	3,724
特別利益	—	—	—
総収益 (A)	3,925,687	3,872,397	3,815,666
営業費用	3,539,968	3,390,700	3,446,142
原水及び浄水費	2,063,723	1,986,516	1,965,873
配水及び給水費	235,848	245,714	290,640
受託工事費	58,434	53,347	53,792
業務費	232,837	230,434	250,673
総係費	228,932	209,634	241,209
減価償却費	656,220	640,157	613,385
資産減耗費	63,974	24,898	30,570
営業外費用	184,027	177,110	161,837
支払利息	180,424	169,984	156,700
雑支出	3,603	7,126	5,137
特別損失	—	—	—
総費用 (B)	3,723,995	3,567,810	3,607,979
当期純損益 (A-B)	201,692	304,587	207,687

② 資本の収支

(単位：千円)

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資本の収入 (A)	841,526	462,726	609,932
企業債	765,000	437,000	503,200
国庫補助金	15,750	—	—
出資金	50,264	19,851	90,142
工事負担金	10,512	5,875	16,590
資本の支出 (B)	1,499,037	1,409,610	1,523,184
建設改良費	1,029,398	943,334	1,022,431
企業債償還金	469,639	466,276	500,753
資本の収支 (A-B)	▲ 657,511	▲ 946,884	▲ 913,252

③ 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
固定資産	14,861,126	15,088,842	15,385,634
有形固定資産	14,861,069	15,088,785	15,385,577
土地	1,267,175	1,267,175	1,267,175
建物	768,721	787,698	751,897
構築物	3,056,837	3,421,831	3,306,419
導送配水管	8,141,125	8,244,450	8,727,865
機械及び装置	1,004,578	1,173,252	1,096,723
工具器具備品	9,563	19,541	29,513
量水器	178,325	174,838	189,185
建設仮勘定	434,745	—	16,800
無形固定資産	57	57	57
流動資産	6,783,046	6,753,443	7,108,911
現金預金	3,221,268	3,216,748	3,487,626
未収金	560,313	534,133	597,542
前払金	1,465	2,562	23,743
短期貸付金	3,000,000	3,000,000	3,000,000
資産合計	21,644,172	21,842,285	22,494,545

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
固定負債	9,638,276	9,597,331	9,562,266
企業債	9,333,283	9,269,530	9,215,809
引当金	304,993	327,801	346,457
流動負債	1,163,046	1,101,460	1,509,882
企業債	466,276	500,753	556,922
未払金	570,262	484,303	568,046
前受金	13,880	15,128	14,633
引当金	30,229	29,159	30,234
預り金	82,399	72,117	340,047
繰延収益	996,480	972,685	953,759
負債合計	11,797,802	11,671,476	12,025,907
資本金	5,246,907	5,366,758	5,556,900
剰余金	4,599,463	4,804,051	4,911,738
資本剰余金	17,055	17,055	17,055
利益剰余金	4,582,408	4,786,996	4,894,683
資本合計	9,846,370	10,170,809	10,468,638
負債・資本合計	21,644,172	21,842,285	22,494,545

④ 経営指標

指標	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総収支比率	%	105.4	108.5	105.8
累積欠損金比率	%	0.0	0.0	0.0
流動比率	%	583.2	613.1	470.8
企業債残高対給水収益比率	%	271.4	275.2	278.2
料金回収率	%	99.7	102.2	99.9
給水原価	円	153.0	148.5	151.9
施設利用率	%	51.3	50.8	50.7
有収率	%	98.0	97.8	96.8
有形固定資産減価償却率	%	58.9	58.3	58.4
管路経年化率	%	20.8	21.6	22.1
管路更新率	%	0.6	0.4	0.9

なお、経営指標の算式は、以下のとおりである。

指標	算式
総収支比率	総収益÷総費用×100
累積欠損金比率	当年度未処理欠損金÷（営業収益－受託工事収益）×100
流動比率	流動資産÷流動負債×100
企業債残高対 給水収益比率	企業債現在合計÷給水収益×100
料金回収率	供給原価÷給水原価×100
給水原価	（経常費用－（受託工事＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－ 長期前受金戻入）÷年間総有収水量
施設利用率	一日平均配水量÷一日配水能力×100
有収率	年間総有収量÷年間総配水量
有形固定資産 減価償却率	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資 産の帳簿価額×100
管路経年化率	法定耐用年を経過した管路延長÷管路延長×100
管路更新率	当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100

（出典：「平成 28 年度（2016 年度決算 経営比較分析表経営指標の概要総務省）」（総務省））

第3章 包括外部監査の結果及び意見

I. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項

II. 監査の結果及び意見の一覧

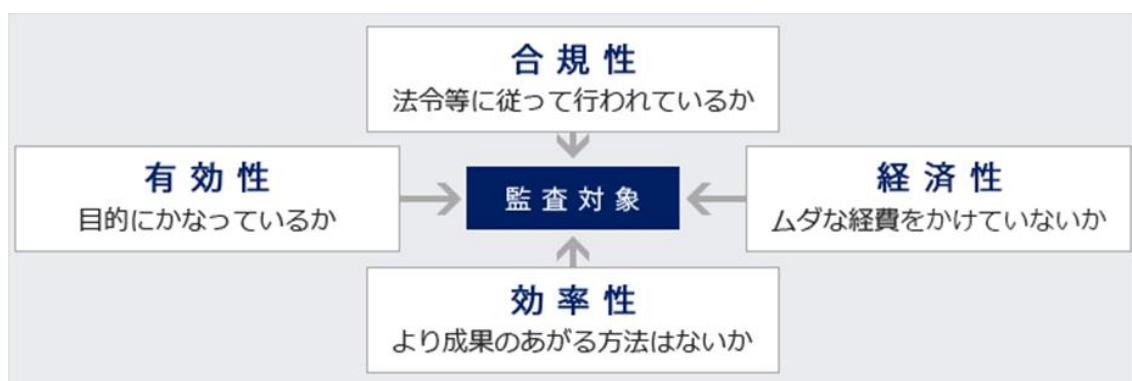
当包括外部監査を実施した結果及び意見を概観するために、以下に一覧表を掲げた。

その際、当包括外部監査結果報告書の利用者に監査結果の趣旨が伝わりやすいよう、以下のような工夫を行った。

- 各業務及び会計に関する結果及び意見には、それぞれ「課題の所在」を記載した。
- 地方自治法が包括外部監査の視点として求めている合规性と3Eについて、それぞれの監査結果がいずれに当たるかを記載した。
- 「結果」は合规性の視点から、是正・改善を求めるものである。
- 「意見」は主として3Eの視点から、改善について検討を求めるものである。

3Eの定義については以下を参考にした。

監査の実施に当たっては、「合规性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」といった観点から監査対象を検証します。



- ・ 合规性 法令等にしがって行われているか
- ・ 経済性 ムダな経費をかけていないか
- ・ 効率性 より成果のあがる方法はないか
- ・ 有効性 目的にかなっているか

（出典：東京都 HP）

(包括外部監査結果及び意見の一覧表)

水道事業全体に対する結果及び意見		
① 今後広域化議論を進めていく中で、財政計画及び投資計画にいつどのような効果があるのかを数値として落とし込むなど、より詳細に具体的検討を実施していくことが肝要である。(P44)	意見	
② 水道事業内の PDCA サイクルを確立し、将来にわたって安定的に質の高いサービスを提供できる体制を確保するとともに、経営の実効性をより高めることを念頭に計画的経営を実現される仕組みを構築されたい。(P44)	意見	
③ 水道事業に関する経理人材の育成に努めていくべきである。(P46)	意見	
業務及び会計	監査の結果/意見	課題の所在
各業務及び会計に関する結果及び意見		
1. 出納管理	① 水道料金等一日当たりの現金取扱限度額 2,000,000 円を超える現金出納がある日において、管理者の承認を得ていない。(結果) (P48)	現金管理
	② 金銭の支払において、現物管理リスク回避の観点から、現行の小切手帳払いから他の支払方法への変更を検討されたい。(意見) (P49)	小切手帳管理 (有効性)
	③ 規程に記載されている「口頭による納入通知」につき、現状との乖離を鑑み、当該文言を改変又は削除されたい。(意見) (P51)	規程の見直し (有効性)
2. 収入及び債権管理	① 過料に関する業務フローについて整理を行うべきである。(意見) (P52)	収入管理 (有効性)
	② 料金システムと会計システムの未収金残高に不整合が生じており会計上の未収金残高が過大計上されている。(結果) (P53)	システム間の不整合
	③ 口座振替の申込みを本市の HP から直接行えるようにすべきである。(意見) (P54)	口座振替の利用者便宜向上 (効率性)
	④ 滞納者の管理に関する委託業者の対応状況のモニタリングを強化すべきである。(意見) (P57)	滞納管理 (有効性)
3. 貯蔵品管理	① 企業出納員が、貯蔵品である量水器の払出整理を行っていない。(結果) (P59)	貯蔵品管理
	② 実地棚卸を事業年度末に実施しておらず、また、実地棚卸実施時において、棚卸表が未作成であるとともに、管理者への報告並びに関係のない職員の立会を行っていない。(結果) (P59)	実地棚卸
	③ 実地棚卸を実施するに当たり、棚卸実施要項の作成を検討されたい。(意見) (P60)	実地棚卸 (有効性)
	④ 使用可能期限を超えた量水器の処分方法について検討されたい。(意見) (P61)	貯蔵品管理 (効率性)

4. 固定資産管理	① 固定資産実査が行われていない。実査に関する規程を整備し、固定資産実査を実施することが望ましい。(意見) (P63)	固定資産実査 (有効性)
	② 管路の布設替工事に当たり、固定資産台帳上、布設替えの対象となった管路の除却処理を行うべきである。(結果) (P63)	管路の 除去処理
5. 契約管理	A. 送配水施設等運転管理業務委託	
	① 制限付き一般競争入札であるにもかかわらず、入札者が1者と少数である状況を鑑み、経済性を確保するため、相応の入札者を確保する方策を検討されたい。(意見) (P71)	複数応札者の確保による競争性の確保 (経済性)
	② 5年間の複数年度契約を行う必要性を再検討し、競争性・経済性を確保するため、契約期間の妥当性の判断や変更を検討されたい。(意見) (P72)	契約期間の妥当性 (経済性)
	B. 水道修繕等業務委託 (定額)	
	① 重要な金額の契約が随意契約で行われており、価格競争が働いていない恐れがあるため、契約方法について工夫すべきである。(意見) (P77)	随意契約 (経済性)
	C. 水道修繕等業務委託 (別途)	
	① 長期に一者随契が続いており、価格競争性が働いていないと考えられるため、健全な価格競争が行われるよう、契約方式に見直しの余地がないか検討すべきである。(意見) (P81)	随意契約 (経済性)
	D. 鉛管改修業務委託	
	① 一者随契が適切な事業であるか検討されたい。(意見) (P86)	随意契約 (経済性)
	② 再委託がなされていないか把握する方法を検討されたい。(意見) (P86)	再委託 承認の 確認不足 (有効性)
	E. コンビニ等収納業務委託	
	① 本契約は、5年間の長期契約であることから、契約時点で総額25百万円に上る契約であることがあらかじめわかっているにもかかわらず、令和元年度予算額が500万円未満であることを理由とし、委託先から暴力団員又は暴力団員密接関係でない旨の誓約書を入手していない(契約初年度決算額は561万円)。寝屋川市暴力団排除措置要綱の趣旨を踏まえ、委託先から誓約書を入手すべきである。(結果) (P89)	誓約書の 未入手

	② 本契約は随意契約により 5 年契約を行っているが、契約方法として競争入札やより短い契約期間も検討すべきである。(意見) (P90)	契約期間の妥当性 (経済性)
	F. 量水器取替業務委託	
	① 単価契約額の妥当性について定期的に比較検討を行った上で、随意契約の締結に臨みたい。(意見) (P94)	随意契約 (経済性)
	G. 水道メーター検針・水道料金等徴収業務委託	
	① 貸与品に関する借用書を入手しておらず、仕様書 15 項 4 号に違反するため改善されたい。(結果) (P98)	借用書の未入手
	H. 楠根配水場低区配水ポンプ更新工事詳細設計委託	
	① 契約終了後に業務委託成績評定書等を活用して委託業者の履行内容の評価を行い、次年度以降の契約に活用すべきである。(意見) (P101)	履行確認 (有効性)
	I. 高宮栄町地区配水管布設替工事	
	① 本契約は、変更契約が締結されている。変更が生じた場合、都度内部で情報共有は図られているが、変更の都度書面での承認は行われておらず、工事完了後にまとめて変更契約を締結し、稟議決裁を行っている。変更契約のルールについて整備し、契約金額に変更が見込まれる場合は、事前伺いを取るなどして適切な承認が行われるよう検討されたい。(意見) (P104)	変更契約の取扱 (有効性)
	J. 寝屋川市打上高塚町土地区画整理事業地内への送水管理設に関する協定書	
	① 本件は、送水管工事と区画整理区域内の調整業務を合体させた「協定」という形をとっているため、競争入札を行っていないが、主たる業務は工事であり、工事は競争入札による業者選定が原則である。競争的な価格が実現していないため、このようなケースでは特に前もって準備・協議を行って、入札を実現させる必要があった。組合の調整という役割に関して金銭的に対価を与える業務発注が必要であれば、工事とは別途委託契約を行うべきである。(意見) (P108)	競争入札によらない高額工事 (経済性)
	② 本協定締結は契約行為の一種であるが、形式を理由として、公共調達原則である競争性を働かせるために市が規定している契約上の様々なルールを無視して協定が締結されている。契約規程の趣旨を踏まえ協定締結の際のルールを明確化すべきである。(意見) (P109)	契約行為の一種である「協定」に関する規程の未整備 (有効性)

	③ 下請への発注額が 10,584,000 円と 5,000,000 円を超えているにもかかわらず、下請から暴力団排除措置要綱に関する誓約書を入手していない。(意見) (P110)	誓約書の未入手 (有効性)
	④ 受託者から契約保証金を入手すべきか否かについて検討が行われていない。(意見) (P110)	「協定」に関する規程の未整備 (有効性)
6. 地方公営企業会計	① 修繕引当金の計上根拠となる修繕計画及び取崩に関するルールがない。ルールを整備すべきである。(意見) (P112)	修繕引当金 (有効性)
	② 遊休資産(太秦配水池・打上水源池)に関する減損損失の計上要否に関する検討が必要である。(結果) また、香里浄水場等の今後の利用可能性が確実となっていない未利用地・未利用施設についても、減損損失計上の要否を検討することが望ましい。(意見) (P112)	遊休資産の減損 (有効性)
	③ 量水器の会計処理に関する規程と実際の会計処理に齟齬があるため、これらを合理的に整合させる必要がある。(結果) (P115)	量水器の会計処理の規定違反
7. 経営管理	① 水道事業に係る損益改善の1つの方策として、水道料金改定に向けての検討を進められたい。検討に際しては、現在の利用者の使用実態について分析を行い、然るべき料金体系のあり方について考察を深めるとともに、資産維持費のあり方についても調査・研究されたい。(意見) (P128)	水道料金検討 (有効性)
	② 実施計画における基本計画「効率的な財政運営」をはじめ、水道ビジョン実施計画の策定においては、計画期間に実施した効果を検証できるよう、できる限り定量化した目標を定めるべきである。(意見) (P130)	実施目標設定 (有効性)
	③ 基本計画「アセットマネジメントの活用」のうち「資産のより正確な把握を行う」について、固定資産台帳(財務会計)と施設管理台帳や管路マッピングシステムとの連携を図っていくべきである。(意見) (P134)	資産管理 (有効性)
	④ 基本計画「香里浄水場浄水機能休廃止後の自己水系施設の利活用」について、早急に具体的な調整を進めていくべきである。(意見) (P134)	資産の有効活用 (効率性)
	⑤ 香里浄水場浄水機能休廃止における財務効果の検証が行われていない。重大な意思決定に用いた数値は、事後検証することが必要である。(意見) (P135)	説明責任 (有効性)

	⑥ 経営改善計画については、水道事業の財政健全化という策定目的に照らし、具体的な計画及びその目標を定め、計画期間終了後には実施結果の検証及び市民への公表を行う必要がある。(意見) (P137)	PDCA 及び説明 責任 (有効性)	
	⑦ 上下水道事業経営戦略について進捗管理と見直しを行い、その時点の経営の状況を市民に公表されたい。(意見) (P139)	PDCA 及び説明 責任 (有効性)	
	⑧ 現在複数ある水道事業に係る計画について、その位置づけ及び関係性を明確にするとともに、事業を実施した結果がわかりやすく検証される形に整理されたい。(意見) (P139)	計 画 管 理 (有効性)	
監査の結果及び意見の数		結果	9 件
		意見	35 件
		計	44 件

Ⅲ. 水道事業全体に対する結果及び意見

1. 水道事業における我が国の現状と課題

「水道の現状」(厚生労働省)によると、我が国の水道事業は、昭和40年代の以降、高度経済成長期を中心に整備され全国に普及した結果、平成28年度では普及率が98%に達している。一方で、人口変動や節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は平成12年をピークに減少しており、50年後にはピーク時より約4割が減少すると報告されている。

水道事業は原則として、市町村が水道料金を徴収し独立採算制で経営を行っているところ、人口減少と節水型機器の普及による使用水量の減少から料金収入は減少し、経営状況の見通しは厳しさを増しているところである。また、水道事業は設備投資に係る費用の割合が大部分を占める典型的な装置産業であるが、先述のとおり高度経済成長期を中心に整備された資産の更新時期が到来しており、管路等の経年化も課題となっている。さらに、水道事業の職員数については、ピーク時と比べ3割程度減少しており、今後、経営基盤や技術基盤の強化のためには、近隣水道事業との広域化や官民の連携などにより水道事業を支える体制を構築することが求められている。

上記のとおり、我が国の水道事業においては、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人員不足等の課題に対応し、水道の基盤の強化を図るために、平成30年に水道法が改正されたところである。

現状と課題

我が国の水道は、98.0%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を越えた水道管路の割合が年々上昇中(H28年度14.8%)。

②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない(年1%の上昇率)。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

改正の趣旨
人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。
改正の概要
1. 関係者の責務の明確化 ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。 ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。 ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。
2. 広域連携の推進 ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。 ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。 ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。
3. 適切な資産管理の推進 ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。 ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。 ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。 ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。
4. 官民連携の推進 地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。 ※公共施設等運営権とは、FFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
5. 指定給水装置工事事業者制度の改善 資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。 ※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定

(出典：「水道法改正の概要」(厚生労働省))

また、当該基盤の強化については、「水道の基盤の強化を図るための基本的な方針」が以下のとおり策定されており、水道事業者は、基本方針に定める事項に示されている①から⑥について取り組んでいくこととなる。

- **国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。**
 (改正後の法第5条の2第1項)
 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画(「水道基盤強化計画」)を定めることができることとする。

基本方針の策定趣旨

- 水道の基盤の強化については、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、様々な課題を総合的に解決することが求められている。
- そのため、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保等についての考え方等について、厚生労働大臣が一定の方向性を定め、これに基づき、各都道府県が計画区域内の水道事業者等に対して講ずべき施策等を水道基盤強化計画に規定することが効果的であるためである。

基本方針に定める事項

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- ③ 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の健全な経営の確保に関する事項
- ④ 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- ⑤ 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
- ⑥ その他水道の基盤の強化に関する重要事項

(出典：「水道法改正の概要」(厚生労働省))

当該基本方針に定める事項について、例えば、「②水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項」については、以下のとおり取組事項が示されており、第3章IV 7. 経営管理③において意見として記載している。

3 適切な資産管理

- (1) 水道施設台帳(台帳)は、施設の維持管理及び計画的な更新、災害対応、広域連携等の各種取組の基礎。適切な作成及び保存、情報の更新作業を着実に実施。台帳の電子化等、長期的な資産管理を効率的に実施。
- (2) 点検等を通じ施設の状態を適切に把握し、必要な維持及び修繕。
- (3) 台帳のほか、維持及び修繕の結果等を活用し、アセットマネジメントを実施。中長期的な施設の更新に関する費用を含む収支の見通しを作成・公表。
- (4) 水需要や施設の更新需要等の長期的見通しを踏まえ、水の供給体制を適切な規模に見直し。

また、「③水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項」については、以下のとおり取組事項が示されており、第3章IV 7. 経営管理①及び⑦において意見として記載している。

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定。その上で、概ね3年から5年ごとの適切な時期に検証及び必要に応じた見直し。
- (2) 収支の見通しの作成及び公表に当たって、住民等に対して、将来像を明らかにして情報提供。その際、各種前提条件の明確化、当該前提条件や施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と料金との関係性の提示。

このように、水道事業全体で言われている事項について本市に照らしてみると、程度の差はあれ概ね同様の課題が確認されるところである。

さらに、今回の法改正では、広域連携や官民連携の活用について、④⑤⑥の各事項で以下の取組事項が示されていることが確認できる。

④「水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項」

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 事業運営に必要な人材を自ら確保。単独での人材の確保が難しい場合等には、広域連携や官民連携を活用。
- (2) 各種研修等を通じて、事業運営に必要な人材を育成。その際、適切かつ計画的な人員配置を実施。さらに、必要に応じ、水道関係団体や教育訓練機関による技術的な支援を活用。

⑤「水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項」

都道府県は、以下の取組が重要。

- (1) 水道基盤強化計画は、区域全体の基盤の強化を図る観点から、水道事業者等の協力を得つつ、自然的社会的諸条件の一体性等に配慮して設定した計画区域において、その計画区域全体における全体最適化の構想を描く観点から策定。
- (2) 区域全体の水道の基盤の強化を図る観点からは、中核となる水道事業者等による他の水道事業者等に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援が重要。
そのため、当該中核となる水道事業者等の協力を得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の基盤を強化する取組を推進。
- (3) 広域的連携等推進協議会の組織等により、広域連携の推進に関する必要な協議を推進。

市町村は、都道府県による施策に協力。

水道事業者等は、広域的連携等推進協議会への参加も含め、都道府県に協力。必要に応じて官民連携の取組も活用しつつ、地域の実情に応じた広域連携を推進。

⑥「その他水道の基盤の強化に関する重要事項」

1 官民連携の推進

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、適切な形態の官民連携を実施。
- (2) 第三者委託及び水道施設運営等事業においては、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、適切な監視・監督に必要な体制の整備や訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施。

国は、引き続き、好事例、留意事項等の情報提供など、技術的な援助。その際、必要に応じて、水道事業者等の導入に向けた検討に対して財政的な援助。

2 水道関係者間における連携の深化

水道による安全かつ安定的な水の供給には、水道関係者における持続的かつ効果的な連携・協力体制の確保が不可欠。

その中でも、指定給水装置工事事業者は、自らの資質向上に努めつつ、水道事業者と密接に連携して、安全かつ安定的な水道水の供給確保が必要。

また、水道において利用する水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、安全で良質な水の確保、水の効率的な利用等に係る施策について、流域における様々な主体が連携した取組が重要。

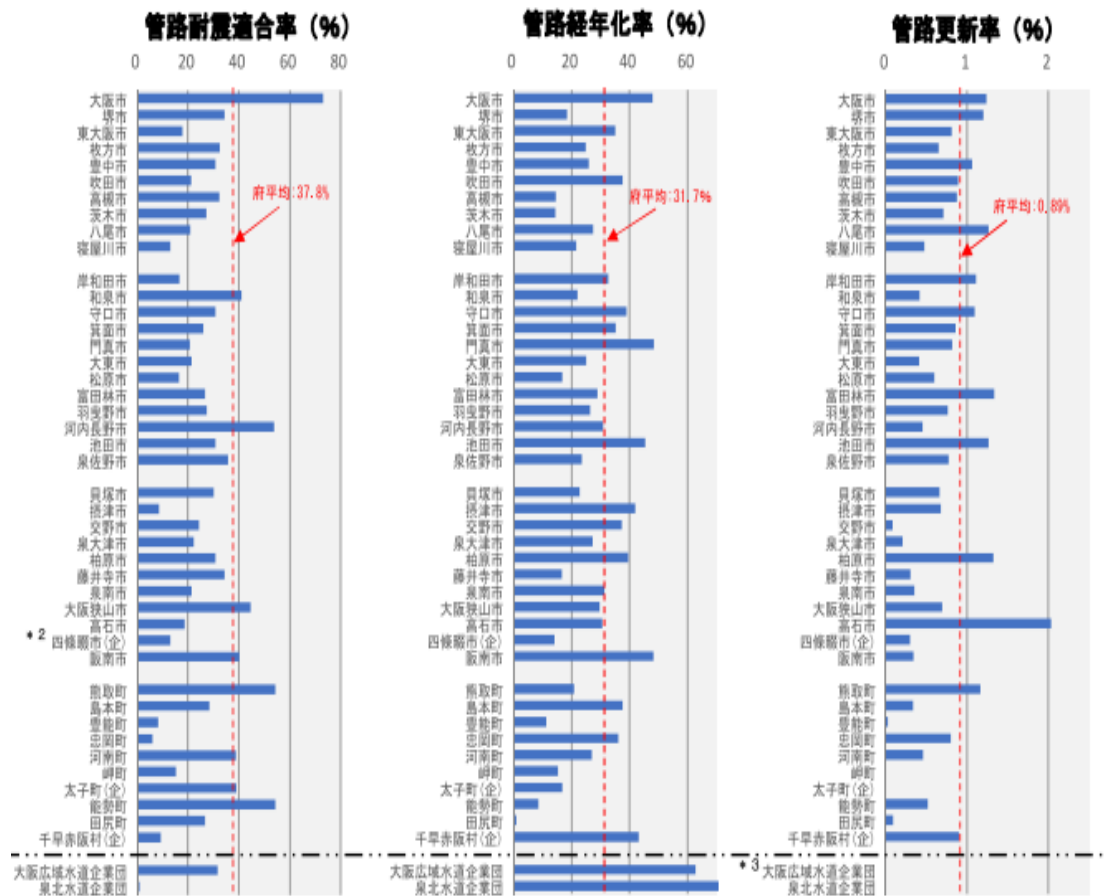
2. 大阪府内の取組と本市の現況

さて、こうした連携強化の取組については、大阪府では、平成 30 年 8 月に大阪府と府内の全水道事業体が参画した「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」（以下「本協議会」という。）が設置され、持続可能な府域水道事業の構築に向けた取組について議論が行われ、令和 2 年 3 月に「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」がとりまとめられている。

当報告書では、府内の水道事業者の現況が整理されているので、本市と府内他事業者との比較を以下のとおり示しておく。

下表によると、本市は管路の耐震適合率が全管路において、また基幹管路においても、府平均を下回っている。管路更新率も人口 20 万人都市では茨木市についで低い。本市では、このような管路の現況は認識しつつも、災害時に応急給水拠点となる水道施設（貯水池等）の耐震化に優先的に取り組んできたとのことであり、基幹構造物の耐震化率では他市に先駆け、100%に達している。これは、「水道法改正の概要」資料で示されている水道事業者全体の耐震化率平均値と比較すると、相当高い数値と言え

る。なお、現在は、広域化が果たされたとしても、依然対応の必要な経年化した管路の耐震化に取り組んでおり、管路耐震化率は本市の重要な経営指標の1つとなっている。限られた経営資源を投入するにあたり、経年化した施設設備管路等に効率的・効果的に、無駄なく、耐震化を含んだ維持更新を行っていくためには、広域化による影響を十分に勘案し、今後も維持更新の必要性が高いものから順に投資を行うべく、優先順位を定めていくことが肝要である。



① 基幹構造物の耐震化状況

(m³)

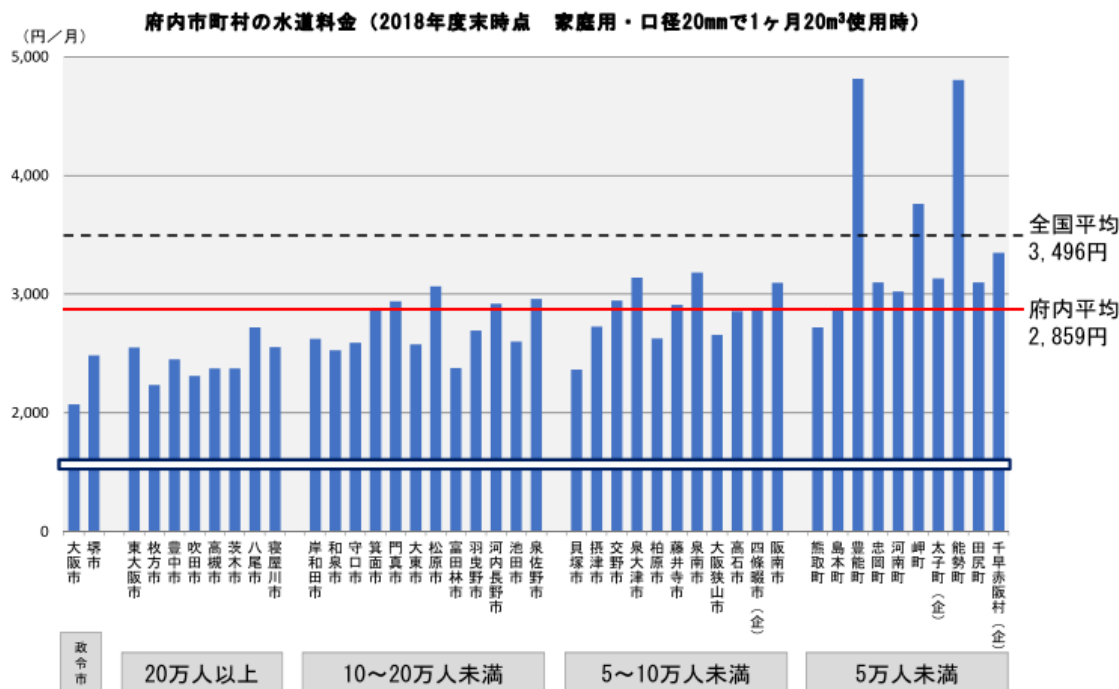
事業主体名		浄水施設						配水池								
		施設能力	施設能力 (受水分除く)	L2対応	L2未対応	対応不明	耐震化率 (%)	ランクA			ランクB			耐震化率 (%)		
								L2対応	L2未対応	対応不明	L2対応	L1対応	L1未対応		対応不明	
大 阪 市		2,430,000	2,430,000	240,000	2,190,000	0	9.9	193,700	602,000	0	0	0	0	0	24.3	
北 大 阪 市	能 勢 町	3,860	360	0	360	0	0.0	3,409	0	0	999	1,858	636	0	49.4	
	豊 能 町	16,000	8,000	6,700	1,300	0	83.8	8,961	2,416	401	0	0	0	300	74.2	
	池 田 市	69,000	57,500	47,800	9,700	0	83.1	20,000	9,000	0	0	0	0	0	69.0	
	箕 面 市	48,700	6,100	2,300	0	3,800	37.7	36,400	4,150	0	0	0	1,458	0	86.7	
	豊 中 市	216,575	22,500	0	22,500	0	0.0	97,963	11,650	0	0	0	0	0	89.4	
	吹 田 市	141,000	48,300	0	48,300	0	0.0	55,613	6,000	0	0	0	0	0	90.3	
	摂 津 市	57,400	12,500	12,000	500	0	96.0	14,400	12,000	0	0	0	0	0	54.5	
	茨 木 市	111,000	17,000	5,000	12,000	0	29.4	63,879	5,200	80	0	0	0	0	92.4	
	高 槻 市	112,393	38,493	38,493	0	0	100.0	62,698	0	0	0	122	0	0	99.8	
	墨 本 町	12,000	10,000	6,200	0	3,800	62.0	10,100	0	150	0	0	0	0	98.5	
小 計		787,928	220,753	118,493	94,460	7,600	53.7	373,423	50,416	631	999	1,980	2,074	300	86.9	
東 大 阪 市	枚 方 市	206,800	127,400	0	127,400	0	0.0	64,336	56,570	1,000	0	0	0	0	52.8	
	薄 墨 川 市	129,000	12,700	12,700	0	0	100.0	32,300	0	0	0	0	0	0	100.0	
	守 口 市	68,280	62,380	0	62,380	0	0.0	5,450	27,050	0	0	0	0	0	16.8	
	門 真 市	35,616	0	0	0	0	0	11,600	9,000	0	0	0	0	0	56.3	
	交 野 市	38,500	22,500	22,500	0	0	100.0	19,845	0	0	0	0	0	0	100.0	
	大阪広域水道企業団 (西 宮 市)	18,750	340	0	340	0	0.0	282	18,281	0	0	0	0	0	1.5	
	大 東 市	64,000	0	0	0	0	0	8,800	18,100	7,000	0	0	0	0	26.0	
	東 大 阪 市	281,080	1,780	1,780	0	0	100.0	48,930	58,380	0	0	0	0	0	124	45.5
	八 尾 市	153,000	0	0	0	0	0	38,000	43,700	0	0	0	0	0	46.5	
	柏 原 市	41,000	17,900	17,900	0	0	100.0	10,600	4,000	9,285	0	0	0	0	44.4	
小 計		1,036,024	245,000	54,880	190,120	0	22.4	240,143	235,081	17,285	0	0	0	124	48.7	
南 大 阪 市	藤 井 寺 市	24,400	11,780	0	11,780	0	0.0	2,700	5,200	15,400	0	0	0	0	11.6	
	松 原 市	56,500	0	0	0	0	0	36,000	0	0	0	0	900	0	97.6	
	羽 曳 野 市	46,550	17,500	12,500	5,000	0	71.4	26,000	6,500	0	0	0	0	0	80.0	
	富 田 林 市	56,200	30,995	0	30,995	0	0.0	43,321	4,074	0	0	0	0	0	91.4	
	河 内 長 野 市	59,175	33,175	0	33,175	0	0.0	22,505	39,113	0	0	0	0	0	36.5	
	大阪広域水道企業団 (大 字 市)	4,820	3,400	0	0	3,400	0.0	1,200	5,588	0	0	0	0	0	17.7	
	河 南 町	10,748	48	0	48	0	0.0	5,588	3,500	0	0	0	0	0	61.5	
	大阪広域水道企業団 (平 野 市)	2,640	1,970	320	0	1,650	16.2	0	0	6,610	0	0	0	0	0.0	
	大 阪 狭 山 市	26,700	0	0	0	0	0	17,480	0	0	0	0	0	0	100.0	
	小 計		287,733	98,868	12,820	80,998	5,050	13.0	154,794	63,975	22,010	0	0	900	0	64.0
東 大 阪 市	堺 市	405,800	0	0	0	0	0	170,100	0	19,100	19,500	0	15,000	16,200	70.9	
	高 石 市	37,900	0	0	0	0	0	15,000	2,500	0	0	0	0	0	85.7	
	泉 大 津 市	43,700	0	0	0	0	0	14,000	5,000	0	0	0	0	0	73.7	
	忠 岡 町	8,800	0	0	0	0	0	3,180	3,646	0	0	0	0	0	46.6	
	和 泉 市	77,400	12,000	10,000	2,000	0	83.3	46,466	9,615	0	0	0	0	0	82.9	
	岸 和 田 市	105,000	5,500	5,500	0	0	100.0	11,630	11,411	38,164	0	0	0	0	19.0	
	貝 塚 市	33,600	16,170	16,000	170	0	98.9	19,000	7,500	0	0	0	0	0	71.7	
	泉 佐 野 市	72,380	10,650	0	10,650	0	0.0	46,100	3,500	0	0	0	0	0	92.9	
	熊 取 町	16,000	0	0	0	0	0	11,000	0	2,000	0	0	0	0	84.6	
	田 尻 町	6,800	0	0	0	0	0	0	0	3,490	0	0	0	0	0.0	
南 大 阪 市	泉 南 市	27,800	0	0	0	0	0	16,560	0	2,000	0	0	0	0	89.2	
	阪 南 市	38,000	0	0	0	0	0	9,653	11,078	0	0	0	0	0	46.6	
	岬 町	17,900	4,200	0	0	4,200	0.0	3,000	0	8,500	1,985	0	0	3,000	18.2	
	小 計		891,080	48,520	31,500	12,820	4,200	64.9	365,689	54,250	73,254	21,485	0	15,000	19,200	66.6
府 内 平 均 (大 阪 市 を 除 く)		3,002,767	613,141	217,493	378,598	16,850	35.5	1,134,049	403,722	113,180	22,484	1,980	17,994	19,624	66.2	
(水 道 事 業 体) 府 内 平 均		5,432,767	3,043,141	457,493	2,568,598	16,850	15.0	1,327,749	1,005,722	113,180	22,484	1,980	17,994	19,624	52.9	
大阪広域水道企業団		2,330,000	2,330,000	753,000	1,577,000	0	32.3	55,122	420,850	0	0	0	0	0	11.6	
泉北水道企業団 (全 事 業 体)		25,000	25,000	0	0	25,000	0.0	0	0	3,000	0	0	0	0	0.0	
府 内 平 均		7,787,767	5,398,141	1,210,493	4,145,598	41,850	22.4	1,382,871	1,424,572	116,180	22,484	1,980	17,994	19,624	46.3	

※耐震化率は、浄水施設は受水分を除く施設能力のL2対応分を、配水池は施設能力に占めるランクAのL2対応分を対象とする。

(出典：「大阪府の水道の現況（平成30年度）」（大阪府HP）

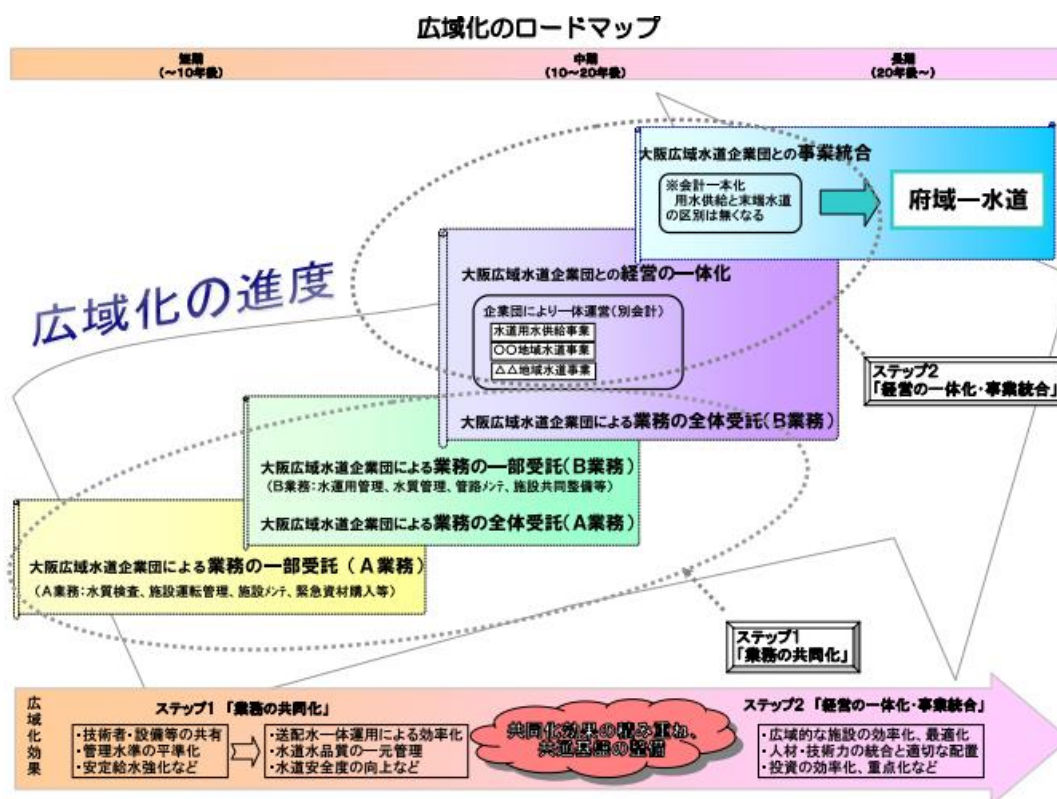
次に、水道料金については、水道事業は市町村が独立採算制のもと経営を行っていくものであることから、個々の自治体の財政事情に応じて、以下のとおり料金格差があることが確認できる。

本市は、府内平均に比べると、若干安い料金となっている。将来の経営状況によっては料金に影響が出てくる点は、第3章IV 7. 経営管理①に意見として記載している。



ここで、当報告書では、収支悪化への対応、早期の施設更新・耐震化、組織力の維持・充実等の課題に対応するための基盤強化策として、府域一水道を目指し、大阪広域水道企業団を核とした更なる広域化を推進していくことを提言している。

当報告書によると、広域化に向けては下表のとおりロードマップが示されており、府域一水道化とは広域化の最終形態として府内全水道事業者が大阪広域水道企業団と事業統合することをいう。



また、広域化の各ステップで、先述の課題に対して連携した取組が期待されており、最終的に府域一水道化となった場合には、「安定した経営、災害に強い水道、料金上昇幅の抑制等」といった単独事業者では困難となっている課題の解決策が示されている。

本市も本協議会に参画し、すでに先行して大阪広域水道企業団と統合した団体からコスト削減効果や料金の上昇幅の抑制効果を確認するなど、広域化に向けてより詳細に調査・研究を進めているところである。

- ① 今後広域化議論を進めていく中で、財政計画及び投資計画にいつどのような効果があるのかを数値として落とし込むなど、より詳細に具体的検討を実施していくことが肝要である。(意見)

第3章Ⅳ7. 経営管理①では、現在の経営状況の分析及び将来の財政計画及び投資計画を踏まえ、料金改定等の必要性について意見しているが、料金（上昇）改定は、水道事業の持続的経営を行っていくために、あらゆる方策を実施した最終手段であると認識している。一方で、水道法改正でも示されているように、現在の水道料金について、「概ね3年から5年ごとの適切な時期に検証及び必要に応じた見直し」することを求めている点からも、独立採算制での経営が求められる水道事業では重要事項であると考えている。

本市では、これまで人件費の削減や委託化を強力に進め、現在府内平均よりも安い水道料金を維持している点は評価できる。ただし、今後も現行料金を維持できるようなコスト削減が期待できるかは不透明であり、耐震化といった設備投資を進めていくとなると経営状況は徐々に厳しくなることも現実である。

もちろん、経営戦略で示されている財政状態・経営状況が実現すれば、令和2年度からの10年間では料金改定を予定しないこととしている。現在本市では、使用者負担を伴う料金改定を可能な限り回避するべく広域化を含めあらゆる方策の検討を実施しているところであるが、今後連携議論を進めていく中で、本市水道事業における財政計画及び投資計画にいつどのような効果があるのかを数値として落とし込むなど、より詳細に具体的な検討を実施していくことが肝要である。

3. 経営マネジメントについて

- ② 水道事業内のPDCAサイクルを確立し、将来にわたって安定的に質の高いサービスを提供できる体制を確保するとともに、経営の実効性をより高めることを念頭に計画的経営を実現される仕組みを構築されたい。(意見)

水道事業は、地方公営企業として独立採算制での経営が求められている。しかし今後の人口減少・水需要減少の推計や施設設備管路維持の必要性の両面から見ると、経営の厳しさは今後一層増すことが見込まれる。水は生命維持に最も基本的に必要な資源であるから、市としては、全ての市民が安心して、できるだけ安価に、安全な水を恒久的に利用できるよう、安定的に水道事業を運営していく責務があり、本市としても水道料金を上げるのは最後の手段であると認識している中、そのような目標を確実に達成していくために、本市単独のみではなく、他市をも含めた広域連携の検討を進めているところである。

広域連携においては、施設設備の共有化や規模の経済を踏まえた様々なコスト削減効果を期待する一方、本市においても他の手段と同時並行的に料金水準・料金体系の妥当性を確認することは、避けて通れない問題である。

本市は料金については、第5期経営改善計画において「水道料金体系の見直し」として「将来の事業収支の実情に即した料金体系のあり方について検討を進める」とし、平成28年から令和2年度までの5年間で「調査研究」を行うとしているが、料金改定の予定がなかったこともあり、特に具体的な進展はない。また、調査研究対象は料金「体系」とのみ記されており、料金水準については、先述のとおり、経営戦略において令和2年度からの10年間改定を予定しない、としている。

しかし収入は支出とともに経営の重要な要素である。支出について更なる縮減や効率化を進めることと並行して、水道料金についても避けることなく、料金水準も含めた現状の妥当性の確認を行うべきである。

そして、水道料金は議会の議決を経て条例で定める必要があることから（地方自治法第96条第1項）、料金水準、料金体系を検証した結果については、定期的に議会に報告し、共有することになるであろう。水道法施行規則（昭和32年12月14日施行 最終改正令和元年9月30日）第12条第3項によると、料金は、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間ごとの適切な時期に見直しを行うこと、とされていることを参考に、定期的に議会に料金水準、料金体系の検証結果について共有する仕組みを構築することが望ましい。

本市では、水道事業に係る各種計画（寝屋川市水道ビジョン（及び実施計画））、第10期施設等整備事業計画、水道事業アセットマネジメント、上下水道事業経営戦略）、財務情報及び上下水道事業統計年報等についてはHPで公表され、重要なものは議会でも説明が行われているとのことである。

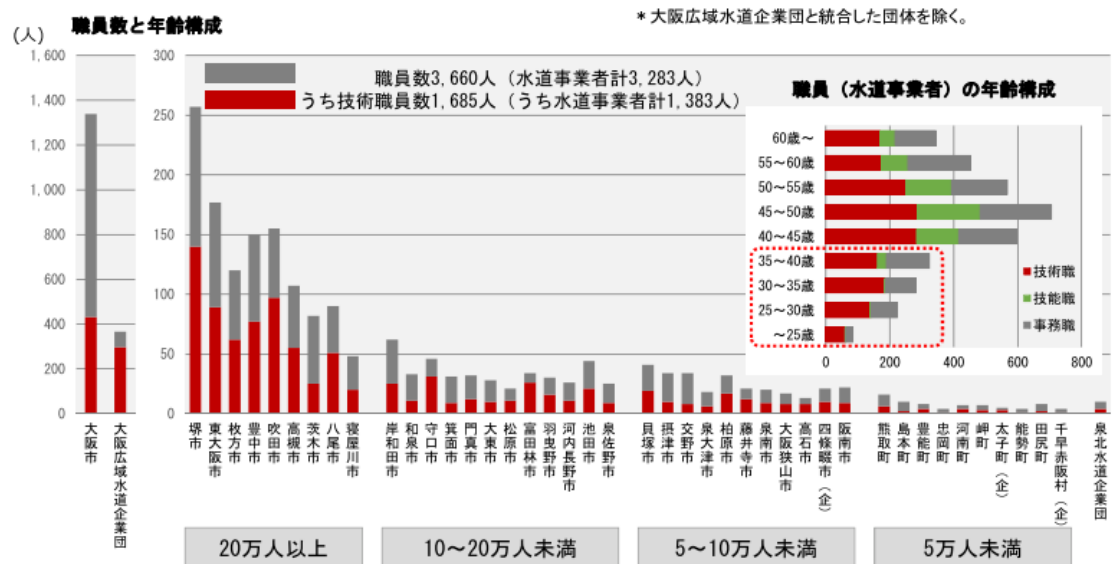
一方、「経営戦略策定支援等に関する調査研究会」報告書（総務省）では、経営戦略策定・改定に係る課題として、「経営戦略は策定して終わりではなく、そこからがスタートである。その時々为社会経済情勢の変化等に的確に対応し、公営企業のあり方を含めた所要の検討と並行し、それらを踏まえた経営戦略の策定→取組の実施→計画と実績との乖離検証→取組内容や将来推計の再検討→経営戦略の改定へとつなげていくPDCAサイクルを確立し、計画的経営の実現により将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保していくことは、これからの地方公共団体・公営企業に求められる大きな責務と考える」とされている。

このことは、経営戦略の策定は、それ自体はゴールではなくあくまでも手段であり、その先には公営企業たる水道事業のサービスを将来にわたって安定的に継続することが大きな目標として存在することを示しており、目標達成のためPDCAサイクルを確立することの重要性を示唆している。

したがって、第3章Ⅳ7. 経営管理⑧で意見したとおり、本市においても、今回策定した経営戦略とその他事業計画等との関係性を整理するとともに、PDCAサイクル（本市経営戦略でいう「PDCIサイクル」と同義）を確立し、関係者の理解と協力のもと、策定・改定→取組の実施→検証→再検討を行うことができる仕組みを制度として構築するべきである。

③ 水道事業に関する経理人材の育成に努めていくべきである。（意見）

水道事業者の職員数については、人口 20 万人以上の区分で比較すると、本市が一番少ないことが確認でき、またその差がとても大きくなっている。



（出典：「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」（大阪府 HP））

また、本市の職員における年齢別構成をみると、若手職員割合が小さく、技術やノウハウの継承という点でも懸念が伺える。

年齢別職員構成 令和2年4月1日現在

職種別 年齢別	事務系職員 (人)	技術系職員 (人)	合計 (人)	比率 (%)
20歳未満	0	0	0	0.0%
20歳以上25歳未満	1	1	2	4.8%
25～30	2	3	5	11.9%
30～35	1		1	2.4%
35～40	1	1	2	4.8%
40～50	5	9	14	33.3%
50～55	5	4	9	21.4%
55～60	4	3	7	16.7%
60～	2		2	4.8%
合計	21	21	42	100.0%
平均年齢	46.3	45.0	45.6	

さらに、本市では上下水道局経営総務課において経理事務を担当しているところであるが、第3章Ⅳ6. 地方公営企業会計①及び②では、引当金や減損会計といった発生主義会計特有の論点について結果及び意見を付している。本市では、少数の人員体制で下水道事業会計事務も担っており、また各自治体同様であるが、配属された人員は数年で異動することになるため、このような特有の会計実務は定着化が難しくなっている。水道事業における将来の財政計画の策定及び見直し等を実施していく上で、経理実務能力は重要な要素であるため、人材育成に当たっては中長期的な視野に立ち、水道事業を取り巻く多種多様な経営課題に対応できるよう、財務・管理・資金・税務の各会計分野に関する専門知識を体系的・横断的に習得することを念頭に、外部研修の活用はもとより、自己研鑽に努め、経理技術の円滑な継承を図ることができる体制を構築されたい。

IV. 各業務及び会計に関する結果及び意見

1. 出納管理

① 水道料金等一日当たりの現金取扱限度額 2,000,000 円を超える現金出納がある日において、管理者の承認を得ていない。(結果)

現金の取扱いについて、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第7条第4項」より、「現金取扱員は、上司の命を受けて水道料金等1日につき2,000,000円を限度として、現金の出納に関する事務を行うものとする。」とされており、また、「同規程 同条第5項」より、「前項の規程にかかわらず、管理者が業務上特に必要と認めたときは、この限りでない。」とされていることから、現金の出納に関する事務において、一日当たりの現金取扱金額が2,000,000円を超える場合は、管理者による承認が必要となる。

現在、上下水道局において上記現金を取り扱う場面としては、資金前渡と窓口収納が該当する。

資金前渡については、支出負担行為と支払命令書の作成を行った上で、上長による決裁がとられている。また、基本的には口座振込形式で行われ、現金で行われることは殆どない。

一方、窓口収納については、委託業者である「株式会社大阪水道総合サービス」が現金出納業務を請け負っている。

窓口収納において取り扱われる現金収納の種類は以下の通りである。

- 水道料金等
- 加入金
- 設計審査手数料
- 竣工検査手数料
- 立会監督費
- 管路図面代
- 水道使用証明書、料金収納済証明書等の各種証明書

うち、加入金については以下の通り一件当たりの金額が大きい。

φ 20	199,048 円(税込)
φ 25	335,238 円(税込)
φ 40	1,047,619 円(税込)
φ 50	1,780,952 円(税込)
φ 75	4,819,048 円(税込)
φ 100	9,952,382 円(税込)
φ 150	27,238,095 円(税込)

よって、加入金を取り扱う日については一日当たりの現金取扱金額が2,000,000円を超えることがある。現に、令和2年1～3月分について調査したところ凡そ各月一件2,000,000円を超える現金を取り扱う日があった。

令和2年1月16日	水道料金等	594,076円
	加入金等	1,480,690円
	管路図面代	800円
	水道使用証明書	300円
	合計	2,075,866円

※加入金等には、加入金・設計審査手数料・竣工検査手数料・立会監督費・消費税を含む。

令和2年2月26日	水道料金等	763,169円
	加入金等	1,858,332円
	管路図面代	1,000円
	料金収納済証明書	300円
	合計	2,622,801円

※加入金等には、加入金・設計審査手数料・竣工検査手数料・立会監督費・消費税を含む。

令和2年3月5日	水道料金等	119,442円
	加入金等	2,913,124円
	合計	3,032,566円

※加入金等には、加入金・設計審査手数料・竣工検査手数料・立会監督費・消費税を含む。

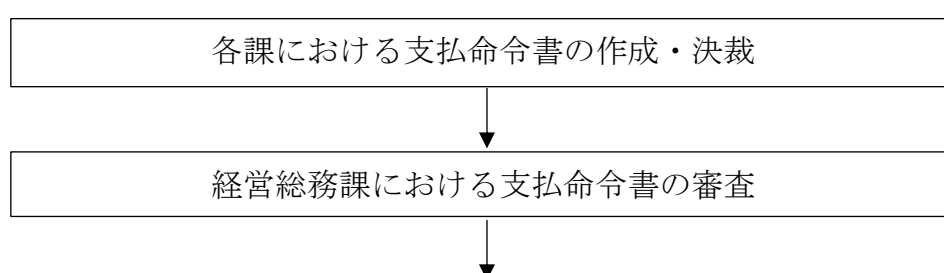
現状、上記のように一日当たりの現金取扱金額が2,000,000円を超える日であっても、委託業者である「株式会社大阪水道総合サービス」が入金金額についての集計資料を作成するに留まり、管理者による承認を得ていない。

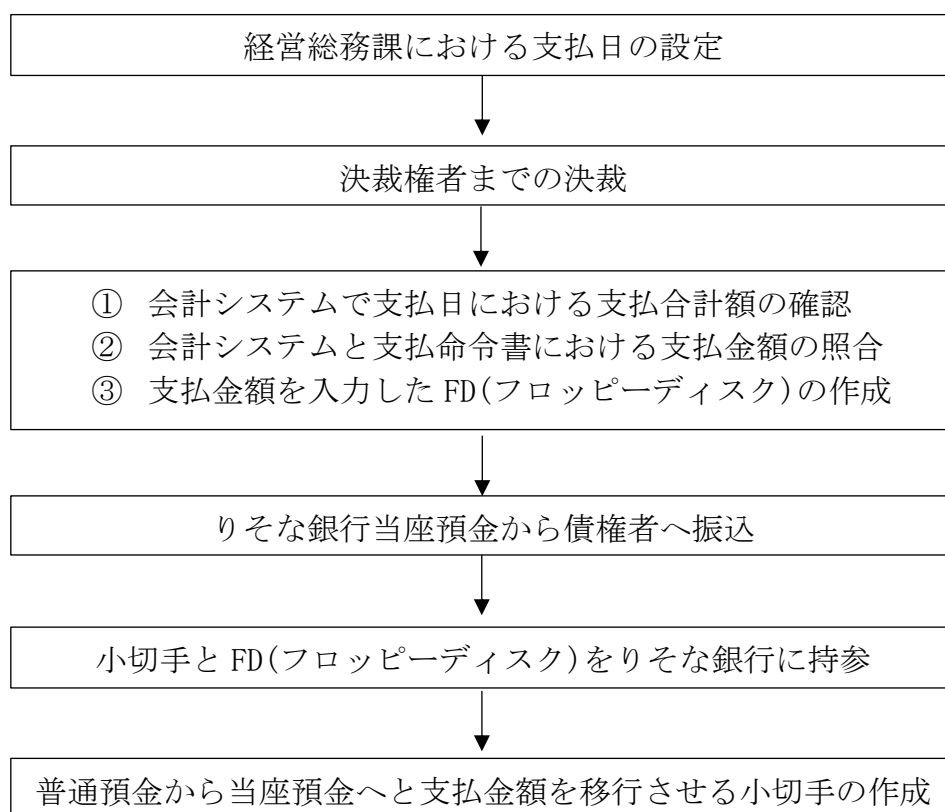
よって、委託元業者である上下水道局においても出納管理を行うためにも、一日当たりの現金取扱金額が2,000,000円を超える日については、管理者による事前又は事後承認を行う必要がある。

② 金銭の支払において、現物管理リスク回避の観点から、現行の小切手帳払いから他の支払方法への変更を検討されたい。(意見)

金銭の支払について、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第38条第2項」より、「前項の規定による金銭の支払は、小切手を振り出して行うものとする。」とされている。

上記に基づき、現行は主に以下の流れで金銭の支払がなされている。





前述の金銭支払フローに記載されている「小切手とFD(フロッピーディスク)をりそな銀行に持参」とは、支払日において、支払金額を記入した小切手と振込先一覧を入力したFD(フロッピーディスク)を、上下水道局の金銭支払主担当と副担当の2人で、上下水道局から寝屋川市役所内に設置されているりそな銀行窓口まで100mほど運ぶことを意味する。

上下水道局から寝屋川市役所内に設置されているりそな銀行窓口まで持ち運ぶ小切手の金額は、年度末など取引金額の多い時期においては小切手1回の発行につき1,000万円に及ぶこともある。

100mほどの距離であったとしても、1,000万円の小切手を月に数回持ち運ぶことは紛失や窃盗、横領などの様々なリスクに繋がりをうる。

従来、地方自治体における金融機関への口座振替データや給与振込情報の送付に関しては、CMT(カートリッジ磁気テープ)やFD(フロッピーディスク)などの磁気媒体により主に行われてきたが、これらの支払方法は書き込み作業による事務負担や磁気媒体紛失による情報漏洩リスクがあることや、磁気媒体の国内主要ベンダーが製造を中止し、保守を終了したことから、以下のように一部の地方自治体では送付方法を変更する例が出てきている。

神奈川県	横浜銀行と協力し、紙の帳票や FD(フロッピーディスク)で行っていた公金支払い業務を令和 2 年 2 月から専用回線による電子データの送受信に切り替えた。(出典：神奈川県 HP)
静岡県浜松市	口座振替データについては、事業主管課が金融機関毎に FD(フロッピーディスク)により作成し、受渡しを行ってきたが、市の行財政改革により平成 24 年 10 月から指定金融機関である静岡銀行のコンピュータに直接データを伝送し、そこから他の 24 金融機関へ送信するシステムを利用することとした。(出典：浜松市 HP)

上記の通り、小切手・FD(フロッピーディスク)を持ち運ぶことのリスクや磁気媒体利用の情勢を鑑みると、今後とも小切手の振り出し・FD(フロッピーディスク)での支払いを続けていくこと現実的ではない。

先述の例に加え、専用端末から銀行サーバーにアクセスを行う FB(ファームバンキング)払いや銀行との取引をインターネット上で行う IB(インターネットバンキング)の利用など、小切手の振り出しや FD(フロッピーディスク)を利用しない金銭の支払い方法は数多く存在する。

以上を踏まえ、上下水道局では、金銭の支払において、現行の小切手帳と FD(フロッピーディスク)での支払いから他の支払方法への変更を検討されたい。

③ 規程に記載されている「口頭による納入通知」につき、現状との乖離を鑑み、当該文言を改変又は削除されたい。(意見)

上下水道局では現在、水道料金等の納入に関し各家庭や各事業所などに対して、はがきで送付される納入通知書により納入通知が行われており、口頭等の他の方法による納入通知は行っていない。

納入通知書等の送付につき、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第 27 条第 1 項」において、「主管課長は、前 2 条の規定により収入を調定し、又は収入を構成した場合は、直ちに納入義務者に納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭により納入通知をする場合は、この限りでない。また、請求書の送付は省略することができる。」との記載があるが、現在、口頭による納入通知は行われておらず、当該方法における業務フローや承認フローも確立されていない。また、今後とも口頭による納入通知を行う予定はないとのことである。

現状行われておらず、また、今後とも行う予定のない納入通知方法についての「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程」における記載は、明らかに現状と乖離しており、また、業務フローや承認フローの確立していない当該納入通知方法を規程に残しておくことは合理的でない。

よって、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程」における「口頭により納入通知をする場合は、この限りでない。」との記載につき、当該文言を改変又は削除されたい。

2. 収入及び債権管理

① 過料に関する業務フローについて整理を行うべきである。(意見)

地方自治法第 14 条及び第 15 条によると条例および規則に違反したものに対して過料を科する旨の規定を設けることができることが定められている。

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(出典：地方自治法第 14 条及び第 15 条)

寝屋川市水道事業給水条例（以下、給水条例。）第 38 条においても次の(1)～(4)に該当する者に対し 50,000 円以下の過料を科することができる旨が定められている。

- (1) 承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
- (2) 正当な理由がなくて、メーターの設置、使用水量の計量、検査又は給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 料金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

また給水条例第 39 条においても、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）の過料を科する旨が定められている。

上記のように、過料に関する定めは設定されているが、過去上下水道局において過料を科した実績はなく、過料を科すべきか否かの検討や、実際に過料を科す際の業務フローは整理されていない。しかし、実際は、給水停止をしたにもかかわらず給水キャップを破損する者等、上記の給水条例の過料の対象になりうる悪質なケースも散見されている。

実際に過料を科すことは行政上困難な面もあると考えられるが、過料に関する業務フローを整理し、悪質な利用者に対して過料を科す可能性がある旨を通知するなどの対応をとることは、水道の不正利用防止に対して一定の効果が期待できると考えられる。

給水条例第 38 条及び第 39 条に関して、具体的な業務フローを整理し、悪質な利用者に対しては実際に過料を科すことを検討できるような体制となるよう改善されたい。

② 料金システムと会計システムの未収金残高に不整合が生じており会計上の未収金残高が過大計上されている。(結果)

水道料金の未収金について、会計システム及び料金システム上の処理は以下の表のとおりである。

	会計システム	料金システム
未収金計上	毎月上がってくる調定報告書に基づき収益と未収金の仕訳計上を行う	メーター検針情報を検針担当者がハンディターミナルに入力し、料金システム上未収金が計上される。
未収金消込	出納取扱金融機関から送られてくる水道事業会計収支日計報告書をもとに入金額について未収金を取り崩す仕訳を計上する。	収納取扱金融機関から日毎に集計された収入済通知書を受領し、システムで入力処理を行うことにより未収金の消込を行う。

上記の通り、会計システムと料金システムで取り扱っている情報は異なるものの、両者とも水道料金の未収金を対象としていることには変わりはなく、両者の残高は本来一致するはずである。しかし、令和元年度末時点において、会計上の水道料金に係る未収金残高は 381,457,168 円であるのに対し、料金システム上の未収金残高は 373,230,936 円となっており会計上の未収金の残高が 8,226,232 円過大となっている。

当該差異の原因は以下のとおりである。

	会計上の 未収金残高	料金システム上の 未収金残高
令和元年度末残高	381.4 百万円	373.2 百万円
振替伝票作成時の入力ミス	△6.7 百万円	
減免還付分のシステム未反映分		+5 百万円
不納欠損処理未反映分		△0.9 百万円
料金システムの仕様上、残ってしまっている過去の未収金		△1.8 百万円
不明差額		△0.8 百万円
調整後残高	374.7 百万円	374.7 百万円

上記の差異要因のうち、振替伝票作成時の入力ミス約 6.7 百万円については、単純な人為的ミスであり、少なくともこの約 6.7 百万円については会計上の未収金残高が過大に計上されていることになる。

今回発覚した差異については、期末に会計システムの未収金残高と料金システムの未収金残高の整合性を確認していれば、計算書類を作成する前に気づくことができたと考えられる。現状、期末の会計処理時において、会計システム上の未収金残高と料金システム上の未収金残高の整合性の確認は行われていないため、今後は両者の整合性を確認するプロセスを設け、差異が生じている場合は差異の原因を調査し、適切に会計処理を行うことで適正な財務報告・未収金管理が行われるよう改善されたい。

③ 口座振替の申込みを本市の HP から直接行えるようにすべきである。（意見）

本市における令和元年度の水道料金収納区分別割合は以下のとおりである。

収納区分	件数	割合
銀行、郵便局窓口	35,380 件	6.7%
口座振替	386,922 件	73.3%
コンビニ	97,258 件	18.4%
公共施設窓口	8,260 件	1.6%
合計	527,820 件	100.0%

上記のように納入方法として口座振替とコンビニ払いが大きな割合を占めている。口座振替とコンビニ払いの場合の 1 件当たりの手数料は以下のとおりである。

口座振替手数料（銀行）	11 円
口座振替手数料（郵便局）	10 円
コンビニ払い	58.3 円

市としては、1 件当たりの手数料が低く、納入者の支払い漏れが発生しにくい口座振替の割合を高めたいと考えており、口座振替への切り替えを勧めるティッシュの配布等の取組を行っているが、ここ数年収納区分別割合における口座振替の割合は 73%程度で横ばいである。

このように口座振替の割合が伸び悩んでいる要因の一つとして、口座振替の手続が煩雑であることが考えられる。現状、本市の HP では以下のように案内されており、口座振替への切り替えの申込みを行う場合、ペイジーキャッシュカードでの口座振替手続、または「水道料金納入通知書兼領収書」または検針時の「使用水量のお知らせ」票と預金口座の届出印を持参の上、取扱金融機関で申込みを行う必要がある旨が記載されている。

水道料金等の支払い方法

▼ 便利な口座振替手続きの流れ(図)

水道料金は、水道メーターを検針した水量にもとづいて算定します。メーターの検針と支払いは2か月ごとです。支払い方法は、口座振替と納入通知書による支払いがあります。

口座振替

※口座振替は、指定した金融機関の口座から自動で引き落として納入する便利な制度です。

ペイジーキャッシュカードでの口座振替手続き

ペイジー口座振替受付サービスとは、取扱窓口に設置の端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替申し込み手続きがその場で完了するサービスです。

口座届出印の押印が不要で、申込依頼から口座振替開始までの時間が短縮できます。

(注意)このサービスでお申し込みいただける口座は普通預金口座に限ります。貯蓄預金、代理人カード、生体認証キャッシュカードなど磁気ストライプのないカード、法人カード、クレジットカード等(はご利用いただけません。

取扱窓口

○経営総務課窓口(市役所南側 上下水道局1階)

○市内各シティ・ステーション(堀溝サービス窓口を含む)

※各シティ・ステーションは市内4駅周辺等にあります。

“キャッシュカードで口座振替手続き”取扱金融機関一覧

令和元年10月1日現在

みずほ銀行

三菱UFJ銀行

三井住友銀行

りそな銀行

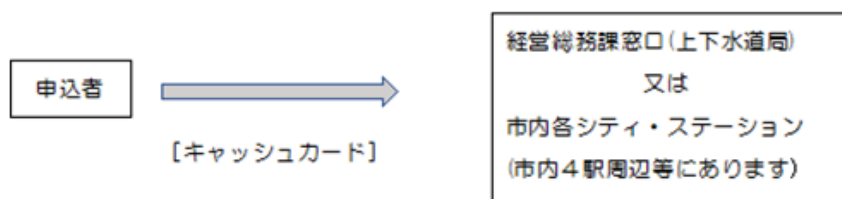
京都銀行

取扱金融機関での口座振替手続き

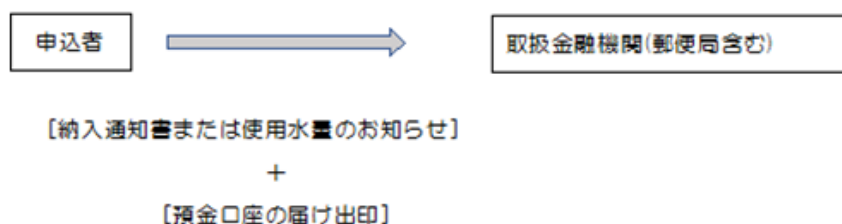
口座振替は、取扱金融機関(郵便局含む)で申し込みをすると指定の預金口座から料金が自動的に支払いできます。申し込みは、「水道料金納入通知書兼領収書」または検針時の「使用水量のお知らせ」票と預金口座の届け出印を持って取扱金融機関等で申し込んでください。

便利な口座振替手続きの流れ(図)

① ペイジーキャッシュカードでの口座振替手続き



② 取扱金融機関での口座振替手続き



(出典：寝屋川市 HP)

令和元年9月末までは、取扱金融機関での手続きしか方法がなく、口座振替の手続を行うためには平日に金融機関の窓口に行く必要があり、平日に金融機関の窓口に行くことが困難な市民は手続を行うことを断念してしまっていたことが推察される。令和元年10月1日以降はHP記載の通りペイジーキャッシュカードによる口座振替手続も可能となり、口座振替手続を行いやすくなっている点で上下水道局の努力が感じられる。しかし、ペイジーキャッシュカードによる口座振替手続を利用する場合でも、上下水道局の経営総務課の窓口又は市内の各シティステーションに行く必要があり、窓口やシティステーション業務時間内に赴くことが困難な市民にとっては、依然として口座振替手続が困難である可能性がある。

この点、例えば大阪市のHPでは、水道料金Web口座振替サービスを設けており、以下の通り本市のHPから直接手続きが行えるようになっている。

水道料金Web口座振替受付サービス

ページ番号:471595 2020年7月27日



水道料金Web口座振替受付サービスでは、パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを利用して、24時間いつでも水道料金・下水道使用料の口座振替・自動払込のお申込みができます。

金融機関窓口に向う必要がなく、口座振替依頼書への記入や押印も不要ですので、安全・確実・便利なWeb手続きをぜひご利用ください。

申込みされる方は、バナーから手続きを開始してください。

(出典：大阪市 HP)

上記の大阪市の例のように、本市の HP 上から簡単に口座振替の手続きができるのであれば、口座振替の割合の上昇を見込むことができ、市民の利便性の向上も図ることができる。

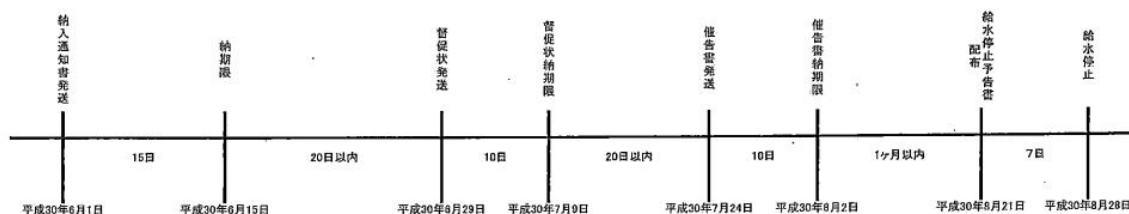
本市の HP から口座振替の手続きが簡単に行えるように改善し、市民の利便性の向上に努め、収納区分別割合における口座振替の割合を上昇させるよう検討されたい。

④ 滞納者の管理に関する委託業者の対応状況のモニタリングを強化すべきである。(意見)

本市において、水道メーター検針及び水道料金等の徴収は株式会社大阪水道総合サービスに委託しており、滞納者の管理についても大阪水道総合サービスが行っている。

滞納者に対する委託業者の対応は以下の図のとおりである。納入期限を過ぎても水道料金が納付されない場合は、納入期限から 20 日以内に督促状が発送され、督促状納期限にも納付されなかった場合は、督促状の納付期限から 20 日以内に催告書が発送される。催告書の納付期限にも納付されない場合は給水停止予告書が配布され、予告書配布の 7 日後に実際に給水停止を行う流れとなる。

水道料金の給水停止までのサイクル
(例:500番台 平成30年5月調定)



※給水停止以降も支払いが無い場合は、電話催告や現地訪問で連絡を取り、納付を促していく。閉栓未納の場合は、支払督促等の法的措置を実施する。

滞納者の管理に関して、現状委託先である株式会社大阪水道総合サービスは、50 万円以上の滞納者および少額分納者について取りまとめた「債権管理台帳（滞納者一覧）」及び滞納者に関する情報を取りまとめた滞納者カードを作成し、滞納者の情報管理を行っている。また滞納者の管理状況に関して月に1度、上下水道局の職員と委託先で会議を行い、情報共有の結果、滞納者の状況等に変化があればその場で対応を検討するなどの取組を行っている。

しかし、本市は委託先作成の債権管理台帳は定期的に入手しているわけではない。また債権管理台帳の状況について市で検証は行われているものの、料金システムの情報との整合性の確認までは行われていない。債権管理台帳の検証が不十分な場合、滞納者の管理が網羅的に行なわれず、高額滞納者がリストから漏れるリスクがあり、収納率の向上や公平性の観点から問題が生じる可能性がある。

収納業務において、滞納者の管理は重要度が高い業務であり、委託先からの報告内容が妥当であるのかについて本市から積極的に働きかけ検討を行うことは重要であると考ええる。債権管理台帳に関して言えば、不定期で入手するのではなく、月次の報告会のタイミングなどで定期的に入手し、料金システムから出力した情報との整合性を確認するなどの対応を行うことが考えられる。

現状の月に一度の委託業者との会議は滞納者の管理上、有益であると考えられ評価できる点である。現状の取組は引き続き継続したうえで、より効果的な滞納者管理が行われるよう本市から積極的に働きかけを行うよう検討されたい。

3. 貯蔵品管理

① 企業出納員が、貯蔵品である量水器の払出整理を行っていない。(結果)

貯蔵品である量水器(以下「量水器」という。)の払出において、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第64条第2項」より、「企業出納員は、材料日計表を作成し、物品出納簿及び物品受払簿によりこれを整理しなければならない。」とされており、企業出納員は貯蔵品の払出整理を行う必要がある。

量水器の払出については、現在下記の3種類に分けて管理されている。

給配水	新築のマンションや戸建てに取り付けられるものに対して払い出される場合
収納	2年以上閉栓状態が続いた後、再び開栓届が出されたものに対して払い出される場合
検定満期	計量法に基づき、有効期限(8年)を迎える量水器と付け替えるものに対して払い出される場合

いずれの場合であっても、2名の量水器担当職員が払出の都度、受付日・使用者名・水栓番号・量水器番号を記入したメーター出庫表を作成し、それをもとに、月次で口径別に前月在庫・納入・出庫・残数を記入した上下水道局倉庫出入(新品・修理品)を作成している。

都度作成のメーター出庫表・月次作成の上下水道局倉庫出入(新品・修理品)については、上記の通り量水器担当職員が作成するに留まり、企業出納員等担当職員の上長にあたる役職の承認や決裁を行っていないことから、企業出納員は量水器の払出整理を行っていないと判断される。

量水器受入時においては、支出負担行為決議書や支払命令書を通じて企業出納員等担当職員の上長にあたる役職の決裁が行われているにもかかわらず、量水器払出時において決裁が行われないことは合理的でない。

また、量水器払出に関しての責任を担当職員に全て負担させることは担当職員において責任過多であり、また、担当職員のみでの対応は監視の目がないことから不正の温床となりうる。

前述の懸念やリスクも踏まえ、量水器という価値のある資産を取り扱っている以上、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第64条第2項」の規程に沿って、企業出納員等職員の上長にあたる役職による承認決裁、ひいては、企業出納員による払出整理は必要である。

② 実地棚卸を事業年度末に実施しておらず、また、実地棚卸実施時において、棚卸表が未作成であるとともに、管理者への報告並びに関係のない職員の立会を行っていない。(結果)

貯蔵品の実地棚卸を実施するに当たり、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第77条第1項」より、「企業出納員は、毎事業年度末実地棚卸しを行わなければならない。」とされており、実地棚卸実施時期については事業年度末に実施

する必要がある。

令和元年度実地棚卸については、令和2年3月27日に実施している。事業年度末日にあたる3月31日における貯蔵品の在庫個数を把握する観点から、事業年度末日に実地棚卸を実施する必要がある。

また、実地棚卸を実施するに当たり、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第77条第3項」より、「実地棚卸しを行った場合は、企業出納員はその結果に基づいて棚卸表を作成しなければならない。」とされており、実地棚卸を行う際は、当該結果に基づき、棚卸表の作成が必要となる。また、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第79条第1項」より、「企業出納員は、実地棚卸しを行った結果を第77条第3項の規程により作成する棚卸表を添えて、管理者に報告しなければならない。」とされており、実地棚卸結果と当該結果に基づいて作成した棚卸表を管理者に報告する必要がある。

現状、実地棚卸を行うにあたっては、別途棚卸表を作成しておらず、貯蔵品の前月在庫、納入個数、出庫個数、当月在庫を口径別に記載した「上下水道局倉庫出入」における3月分の当月在庫数と貯蔵品の実個数の一致を確認するに留まっている。帳簿上把握している個数と実個数との一致を確認した証跡を残すためにも、棚卸表を作成し、また、実地棚卸結果と棚卸表を管理者に対して報告する必要がある。

また、実地棚卸を実施するに当たり、「寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程 第78条」より、「企業出納員は、管理者の指定する棚卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。」とされており、実地棚卸を行う際は、実施者の他、棚卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせる必要がある。

現状、実地棚卸は、貯蔵品である量水器の管理担当となっている上下水道局職員1名のみで実施しており、他の職員による立ち会いはない。実地棚卸時における不正行為防止の観点から、量水器の受払に関係のない上下水道局職員を立ち合わせる必要がある。

③ 実地棚卸を実施するに当たり、棚卸実施要項の作成を検討されたい。（意見）

上下水道局において、毎年度実地棚卸は実施されているものの、棚卸実施要項は存在しない。当該実地棚卸の実施方法については、量水器の管理担当となっている上下水道局職員が異動する際に、次に担当となる職員に対して口頭での引継ぎが行われるのみであり、書面として残されるものはない。

実地棚卸の実施方法につき、口頭による引継ぎが行われるだけでは、引継ぎ時における言い忘れや聞き逃しなどが生じうる。そのため、毎年決まった方法に基づいて同じように実地棚卸が行われることが困難となり、適切な貯蔵品在庫の管理がなされないこととなる。

実地棚卸については、統一された方法の下で計画的かつ効率的に行われる必要がある。それゆえ、棚卸実施要項等の書面による実地棚卸実施方法の作成を検討されたい。

④ 使用可能期限を超えた量水器の処分方法について検討されたい。(意見)

量水器のうち口径が 350 mm以下のものについては、特定計量器にあたることから、指定検定機関における検定に合格し、かつ、付されている検定証印に記載されている有効期間 8 年内のものでなければ使用することができない(計量法 第 16 条)。

また、有効期限 8 年を経過した量水器については、修理・点検を行う必要がある(計量法施行令 第 12 条及び別表第 3)。寝屋川市上下水道局では、量水器の製造から 8 年後に 1 回目、16 年後に 2 回目の修理・検定を行い、その後 8 年間の使用期間を経て 24 年経過時点を使用可能期限としている。

現在、上下水道局では、上記、24 年の使用可能期限を超えた量水器について処分を実施しておらず、17,363 個を第二京阪道路高架下に仮置きしている状態である。

令和 2 年度 高架下メータ在庫状況 (スクラップ)

口径	縦	横	段	個	残	計	状態	備考
φ20	4	30	10	10	12,000	約	12,000	スクラップ
φ25	5	1	9	8	360	約	360	スクラップ
φ40	1	16	1	5	80	約	80	スクラップ
φ13	9	1	2	20	360	約	360	スクラップ
φ25	2	1	40	8	640	約	640	スクラップ 市営団地分
φ20	4	3	9	10	1,080	約	1,080	スクラップ
φ40	3	3	5	5	225	約	225	スクラップ
φ20	2	18	7	10	2,520	約	2,520	スクラップ
φ25	2	2	3	8	96	約	96	スクラップ
大口径	1	1	2	1	2	約	2	スクラップ

スクラップ 17,363

量水器については、青銅や鉄で製造されているものが多く、使用可能期限を超えたものについても、プラスチック部分等の不要部分を除けば青銅くずや鉄くずとして価値のある資産となりうる。

下の写真にある通り、仮置きしている使用可能期限を超えた量水器は、バットに入れた上でブルーシートに覆われている。また、仮置き場はフェンスで囲われており、出入口は南京錠で施錠されている。

また、上下水道局職員による視察は、台風等の自然災害が生じる前後にブルーシートの状態の確認、課長へ口頭での状態報告に留まり、定期的に正確な個数の確認や報告書の作成は行っていない。



価値のある資産を置いている以上、上記の状態を踏まえると盗難等のリスクは十分に考えられる。また、仮置き場の敷地に限りがあることから、長期間使用可能期限を超えた量水器を仮置きしておくことは合理的でない。

他市事例としては、使用可能期限を超えた量水器につき、青銅くずや鉄くずとして売却処分を行う場合や、新品量水器購入に際しての下取りを行う場合(バーター方式)などがある。

沖縄県浦添市	(令和元年)除却量水器売却処分に関する一般競争入札実施
大阪府堺市	(平成 30 年)使用済量水器の売却に係る一般競争入札実施
茨城県つくば市	(令和元年)水道メーター購入(バーター方式)に関する一般競争入札

上記事例を参考に、使用可能期限を超えた量水器の具体的な処分方法について検討されたい。

4. 固定資産管理

① 固定資産実査が行われていない。実査に関する規程を整備し、固定資産実査を実施することが望ましい。(意見)

寝屋川市水道事業会計は令和元年度末時点で総資産の 68%を占める 15,385 百万円(帳簿価額)の有形固定資産を保有し、その管理のため固定資産台帳を設け、取得、減価償却、異動、除売却等に関する情報を記録している。台帳情報の正確性を担保するためには、取得時の情報も重要であるが、追加取得(資本的支出)、除却などの異動を正確に把握するためには、異動時の会計処理と台帳の一致を確認するとともに、定期的に実査を行って台帳の正確性を担保することが推奨される。

寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程においては、固定資産の実査に関する規程が存在しない。固定資産取得時に物品管理担当による検収及び経理担当による実査は実施されているものの、取得後の定期的な固定資産実査は実施されていない。

実査を全く行わない場合、会計と台帳と現物の不一致が修正されないまま放置される例はよく見られるところである。帳簿上存在している資産が紛失しているにもかかわらず、長期間発見されない事例もある。

実査に関する規程を整備し、定期的に実査を行って、台帳を確認することが必要である。規程整備に当たっては、実査の効果を考慮してリスクと実態に応じた規程にすることが有用である。

例えば、遊休化した土地及び設備を保有している場合、有効活用策を検討するために、まず実態を把握する必要があるが、台帳から実態が把握できないことがある。また、盗難の可能性や換金性のあるものは特に実査で実在性を確認することが有用である。水道事業においては、導送配水管など地下に埋まっていて実査に適さない資産が多数存在する事情は理解できるが、実査という現物確認手段が軽視されるべきではない。

② 管路の布設替工事に当たり、固定資産台帳上、布設替えの対象となった管路の除却処理を行うべきである。(結果)

管路の布設替工事が行われた場合には、既存の管路を除去した上で、新たな管路を布設することとなる。除去された既存管路は固定資産台帳において除却処理が必要になるところ、当該除却処理が実施されていなかった。

除却に当たっては、実際に除去された管路を固定資産台帳において特定する必要があるが、固定資産台帳における管路の登録単位と布設替えにより実際に除去された管路の単位が異なることから、台帳上該当管路を特定することが困

難であることがその理由の一つであると考えられる。

現在の固定資産管理システムには、所在地や路線・型番号、数量、図面番号等を入力するメニューがあるが、登録は行われていない。管路布設時に情報を登録しておくことにより、布設替えの際に対象管路を固定資産台帳上において特定がより容易になると考えられる。

布設替工事を実施し既存管路の除去を実施したにもかかわらず、当該管路が固定資産台帳上残ったままとなっていると、適正な資産規模を示すことができず、また経営管理面においても管路の更新情報を適切に把握することができない可能性も生じることから、布設替えの対象となった管路の除却処理を行うことが求められる。

5. 契約管理

寝屋川市水道事業における令和元年度の委託契約・工事契約一覧によると、主に以下のような内容の委託契約、工事契約を締結している。

○ 委託契約

- 送配水及び送配水施設の管理に関する業務
- 水道管の保守・点検に関する業務
- 収納に関する業務
- 上下水道局庁舎の保守・管理に関する業務
- その他（経営戦略策定業務など）

○ 工事契約

- 配水管布設替工事
- 小中学校の給水化工事
- その他（水道管移設工事など）

調査対象契約の選定

寝屋川市水道事業における令和元年度の委託契約・工事契約一覧から、原則として金額が 1,000 万円以上の契約を抽出した上で、同種の工事契約の除外、随意契約など質的重要性が高い契約の追加などを行って、調査対象を選定した。なお、一部令和元年度以前に契約開始した案件も含まれている。

選定した委託契約・工事契約に関しては、調査票による事前調査、事業の概要について所管課の説明の聴取、関係書類の閲覧、分析、質問等を行った。

はじめに

契約手続における競争入札では、地方自治法施行令第 167 条の 9 に基づく「くじ」による入札者選定が目立った。

地方自治法施行令

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第百六十七条の九 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

これは、本市では予定価格及び最低制限価格を事前に公表³しているため、複数の業者の入札価格が最低制限価格に誘導され、その価格で入札することが多くなっているためである。令和元年度においては、最低制限価格を事前に公表した案件の 93.8%⁴が最低制限価格での落札となっていた。市によると、そのほとんどで「くじ」で業者を決定したとのことである。このことは、設計価格と比較してかな

³ 130 万円以上の工事契約の競争入札。「寝屋川市公共工事等に係る情報の公表に関する要綱」による

⁴ 上下水道局のみでなく、市の契約全体のデータである。

り安価な契約が実現している点で、市に経済的メリットをもたらしている。

—価格事前公表のメリットについて—

実績にも表れている通り、予定価格及び最低制限価格を事前公表することで、入札者は最低制限価格に誘導され、市に経済的メリットがあることのほか、以下の様なメリットがあるとされている。

- 入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を未然に防ぐことができる。⁵
- 入札契約の透明性を図ることができる⁶

一方で、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（国土交通省、令和元年10月21日発表）」によると、最低制限価格は非公表、予定価格も原則非公表とすることが推奨されている。

—最低制限価格を設定する趣旨について—

そもそも最低制限価格を設定する趣旨は、低入札受注に伴う弊害を防止することにあり、同通知では、弊害について以下のような事項が指摘されている。

- 工事の手抜き
- 下請業者へのしわ寄せ
- 公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化
- 安全対策の不徹底

—事前公表のデメリットについて—

加えて、同通知では、最低制限価格の事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、また、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることを考慮し、事前公表は取りやめるべきであることが指摘されている。

このような国の通知を考慮すれば、市として経済的な価格で契約を締結することは重要ではあるが、経済的な価格は建設業者の健全な競争のもと達成されるべきであり、事前公表により間接的に最低制限価格による入札を誘導し、地域の建設業者に負担を与えかねない面もある点に、留意が必要である。

⁵ 「発注関係事務の運用に関する指針（公共工事の品質確保の促進に係る関係省庁連絡会議、令和2年1月30日改正）」参照

⁶ 国土交通省「公共工事の入札契約制度に係る現状と課題について」参照

—予定価格の公表について—

予定価格についても原則非公表とすることが望ましいとされる。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定）」によると、予定価格を入札前に公表すると、最低制限価格を強く類推させ、最低制限価格を入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことが指摘されており、また地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分に検討した上で、上記弊害が生じないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うことが推奨されている。これは、最低制限価格は予定価格に一定の率を乗じて計算されることが一般的であるため、予定価格のみを公表し、最低制限価格を非公表とする場合でも、予定価格から最低制限価格を容易に推測することができるためである。

本市では、検討の上、工事検査等によって適切に工事が完了していることで契約の履行は確認していることから、弊害が生じていないと判断し、以前から事前公表を続けているとのことである。

ここで、地方公共団体における同指針に対する対応状況に目を向けてみると、最低制限価格制度を導入している市区町村のうち、最低制限価格を全案件事前公表している団体は、大阪府下では 58%（平成 30 年 8 月 1 日時点）、全国では 9%（令和元年 11 月 1 日時点）であり、予定価格については、大阪府下では 64%（令和元年 11 月 1 日時点）、全国では 37.5%（令和元年 11 月 1 日時点）となっている⁷。

	大阪府	全国
最低制限価格	58%	9%
予定価格	64%	37.5%

（出典：「入札契約適法化法等に基づく実施状況の結果について」（国土交通省）をもとに監査人作成）

また、「入札契約適法化法等に基づく実施状況の結果について」（国土交通省、令和 2 年 8 月 21 日発表）によると、予定価格等の事後公表（事後公表又は非公表との併用を含む）を行っている市町村は前回調査と比較し 961 団体（55.8%）から 977 団体（56.8%）に増加しており、最低制限価格の事後公表を行っている市町村は前回調査と比較し 960 団体（64.3%）から 986 団体（65.3%）に増加している。

データはこれより古いが、「入札契約適法化法等に基づく実施状況の結果について」（国土交通省、平成 29 年 12 月 25 日発表）」より大阪府下の予定価格及び最低制限価格公表状況⁸を見ると、人口 10 万人以上の自治体では下表のとおりとなっている。

⁷ 「入札契約適法化法等に基づく実施状況の結果について」（国土交通省、令和 2 年 8 月 21 日発表）による。

⁸ 平成 29 年 3 月 31 日時点

	予定価格等の公表時期について	最低制限価格の公表時期について
大阪府	全案件事後公表	全案件事後公表
大阪市	全案件事後公表	全案件事後公表
堺市	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表
東大阪市	全案件事前公表	全案件事前公表
枚方市	全案件事後公表	全案件事後公表
豊中市	全案件事前公表 ※令和元年11月時点で「原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行」へ	全案件事後公表
吹田市	全案件事前公表	案件により事後公表及び事前公表を併用
高槻市	全案件事前公表 ※令和元年11月時点で「案件により事後公表及び事前公表を併用」へ	案件により事後公表及び事前公表を併用
茨木市	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用
八尾市	全案件事前公表	全案件事前公表
寝屋川市	全案件事前公表	全案件事前公表
岸和田市	全案件事前公表	全案件事前公表
和泉市	全案件事前公表	全案件事前公表
守口市	全案件事後公表	全案件事後公表
箕面市	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事前公表
門真市	全案件事前公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行
大東市	全案件事前公表	全案件事前公表
松原市	全案件事前公表	全案件事前公表
富田林市	全案件事前公表	全案件事前公表
羽曳野市	全案件事前公表	全案件事前公表
河内長野市	全案件事前公表	全案件事前公表
池田市	全案件事後公表	全案件事後公表
泉佐野市	全案件事前公表	全案件事前公表

（出典：「入札契約適法化法等に基づく実施状況の結果について」（国土交通省）をもとに監査人作成）

最低制限価格については、大阪府をはじめとして大阪市、堺市、枚方市、豊中市、守口市、池田市は全案件事後公表としており、吹田市、高槻市、茨木市、門真市は案件により事後公表している。予定価格についても大阪府をはじめとして大阪市、枚方市、守口市、池田市は全案件事後公表としており、堺市、豊中市、高槻市、茨木市、箕面市は案件により事後公表している。

現在のところ本市は前述のとおり、競争入札において、予定価格及び最低制限価格を事前公表している。それは、市にとって9割近くの契約が最低制限価格で落札されるという経済的メリットに加え、情報漏洩による不正事案の発生の抑制、入札不調の抑制、またそれに伴う事務負担増加の抑制、及び工期の平準化による地域の建設業者の負担軽減などのメリットを鑑みた上での決定とのことである。

一方で、近年、国の方針に従い、事後公表を取り入れる自治体が増えている状況も踏まえ、本市においても、引き続き検討を重ね、弊害が生じた場合は、業者の健全な競争を促進するよう、事後公表を取り入れていくことを含む適切な対応に努めることが望ましい。

A. 送配水施設等運転管理業務委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	送配水施設等運転管理業務委託
契約先名（所在地）	水 i n g AM株式会社大阪支店（大阪市）
契約内容	(1) 送配水施設の集中監視制御設備による監視及び運転操作業務 (2) 水質の管理業務 (3) 施設、設備の管理並びに保守点検 (4) その他
現契約期間	平成 29 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日
同一相手先への委託開始時期	平成 16 年度～
予定価格（税込）	294,516,000 円
契約額（税込）	276,696,000 円（落札率：93.9%）
令和元年度決算額	55,851,600 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第 34 条第 1 号、契約の相手方が寝屋川市上下水道局を被保険者とする履行保証保険を締結したことにより、免除
当初の契約方法及び根拠法令	制限付一般競争入札
履行の実績確認方法	契約書第 5 条及び標準仕様書第 13 条第 2 号に従い、毎月の業務完了後、委託作業完了報告書、業務従事者勤務実績表等の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	契約書第 7 条に基づく再委託承諾願いが提出されていないため、再委託は無いと理解している。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	無し

② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	民間活力の導入等積極的なアウトソーシングの推進を進め、効果的で効率的な行政運営体制を確立するため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	—
応札者数	1 者
予定価格の積算方法	水道施設維持管理等業務委託積算要領（社団法人日本水道協会）に基づき積算
前回の契約方法及び契約先	プロポーザルによる契約 水 i n g 株式会社大阪支店
前々回の契約方法及び契約先	プロポーザルによる契約 水 i n g 株式会社大阪支店

⑤ 効果測定について

事業の目的	行財政改革第2期実施計画の推進と経費の削減
期待する効果	変則勤務の解消及び経費の削減
効果指標	人件費
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 制限付き一般競争入札であるにもかかわらず、入札者が1者と少数である状況を鑑み、経済性を確保するため、相応の入札者を確保する方策を検討されたい。
(意見)

当業務の相手先選定は、従来プロポーザル方式であったところ、平成26年度に浄水場における運転管理業務が廃止され受水100%となったことを受けて制限付一般競争入札方式に変更している(平成29年7月1日に開始された本契約より)。その結果、入札者は1者であった。

本契約における制限の内容は以下のとおりであった。

- (1) 寝屋川市において平成29年度入札参加資格を業務種別「水道施設運転管理」で登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く)でないこと。
- (5) 寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成15年4月1日制定)により指名競争入札の指名を停止され、又は寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成23年3月11日制定)に基づき除外されている期間中でないこと。
- (6) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除条例(平成25年寝屋川市条例第20条)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 日量6万m³以上の送配水能力を有する送配水施設又は浄水施設の運転管理業務の実績を有していること。

以上7項目の制限のうち、「(7)日量6万m³以上の送配水能力を有する総配水施設又は浄水施設の運転管理業務の実績を有していること。」について、寝屋川市上下水道局は当該制限に適う者を事前に調査し、9者存在することを把握していた。

制限付き一般競争入札は、競争性・機会均等・公平性・経済性を確保するために行われる入札制度である。1者応札である本契約においても一定期間の公告による機会均等・公平性の確保、予定価格を下回る契約額による経済性の確保がなされていることを踏まえると、必ずしも制限付き一般競争入札の趣旨に反しているとは言えない。

しかし、結果的に入札者が1者となった今回の落札率と前回とを比較すると、前回契約は、プロポーザルを行って複数の入札者があり、落札率は88.9%であった一方で、今回は事前に参加資格条件を付けたうえ金額のみで落札者を決定する制限付き一般競争入札へと業者選定方式を変更したにもかかわらず、有資格

者 9 者中 1 者の応札に留まり、下表の通り落札率も 93.9%と前回より高くなっている。

	予定価格	契約額	落札率	入札者数
H24～H29	342,562,500	304,500,000	88.9%	2 者
H29～H34(R 4)	294,516,000	276,696,000	93.9%	1 者

※ 予定価格と契約額は、浄水場における運転管理業務がなくなり業務範囲が縮小したことから、前回契約時と比較し減少している。

一般に競争を促すためには、複数入札が望ましいとされており、1 者入札を複数入札へと促す取組として、下記のような例があるとされる。

- ① 公告情報の周知強化…参考見積の提供依頼・仕様書案に対する質問受付や意見聴取
- ② 仕様内容に対する理解の促進…入札説明会における補足説明
- ③ 適切な事業者へのアプローチ…類似事業の受注者の調査・関連する業界団体へのヒアリング

(出典：「平成 28 年度政策評価調査事業一般競争入札における一者応札に関する調査等調査報告書」
(EY アドバイザリー&コンサルティング株式会社))

本契約においては、有資格者 9 者中 1 者の応札に留まったボトルネックの究明をするとともに、上記の通り複数応札につながる取組の実施や場合によっては指名競争入札に入札方法を変更する等、次回以降の入札に向けて相応の応札者を確保する方策を検討されたい。

- ② 5 年間の複数年度契約を行う必要性を再検討し、競争性・経済性を確保するため、契約期間の妥当性の判断や変更を検討されたい。(意見)

本契約は平成 29 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 5 年間の複数年度契約である。下記の寝屋川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 16 年寝屋川市条例第 22 号）第 2 条に合致しないことから債務負担行為としての取扱いとなっている。

- (長期継続契約を締結することができる契約)
- 第2条 政令第187条の17に規定する条例で定める契約は、[次の各号](#)に掲げるものとする。
- (1) 事務機器に関する賃貸借契約
 - (2) 施設の機械警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

(出典：平成 16 年寝屋川市条例第 22 号)

また、本契約における業務の内容は標準仕様書第 4 条より以下の通りであり、他にも契約書第 5 条及び標準仕様書第 13 条第 2 号に従い、毎月の業務完了後、運転管理業務報告書、勤務表、運転管理月報の提出が義務付けられている。その他月 1 回程度、委託業者責任者と委託元である上下水道局とのミーティングが実施されている。

(業務の内容)

- (1) 送配水施設の集中監視制御設備による監視及び運転操作業務
- (2) 水質の管理業務
- (3) 施設、設備の管理並びに保守点検
- (4) その他

複数年度契約のメリットとしては、複雑な業務内容に関する引継ぎの容易化やノウハウの蓄積、効率的かつ安定的な管理体制の構築が挙げられる。

一方で、十分な検討をせずに複数年度契約を行うと、入札公告の機会が減少し、一般競争入札の趣旨である競争性・機会均等・公平性・経済性の確保を阻害することになりうる。

本契約は、既述の通り、受水 100%となったことで浄水場における運転管理業務が廃止されたことを受けて、金額より業務内容の創意工夫を重視するプロポーザル契約から、業務内容の創意工夫より金額を重視する制限付き一般競争入札へと、委託契約の形式を変更している。

入札公告の機会の減少により競争性や経済性の確保が阻害され、委託契約の形式を変更した目的が失われてしまうことを踏まえると、プロポーザル契約時と同様に 5 年間の複数年度契約を行うことが果たして上記委託契約形式変更の目的に沿うものであるのかどうか、現状で競争性や経済性の確保をすることができるのかどうか、次回以降の入札に向けて契約期間の妥当性の判断、必要があれば、契約期間の変更を検討されたい。

B. 水道修繕等業務委託（定額）

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	水道修繕等業務委託（定額）
契約先名（所在地）	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター（寝屋川市）
契約内容	(1) 水道に関するトラブル等の受付業務 (2) 水道に係る漏水等の修繕 (3) 漏水調査
現契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 10 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	55,488,630 円
契約額（税込）	53,365,308 円（落札率：96.1%）
令和元年度決算額	53,365,308 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規程第 34 条第 1 号に基づき免除 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険を締結。
当初の契約方法及び根拠法令	第一契約事務審査委員会において受託予定者を決定後、一年間一者随意契約 (地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第 4 条に基づく完了結果報告書により履行を確認。
再委託先の有無、ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条項及び総務課合議日)	有り 契約書第 8 条 総務課合議日：平成 31 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	配水管及び送水管並びに給水管等の漏水修繕を行う業務で、年間約 3,000 件に及ぶ修繕等を 24 時間 365 日体制で行っており、平成 10 年度までは直営で対応してきたが、行財政改革の一環として本業務を民間委託とした。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	(1) 市内に拠点を置き、技術力・機動力を有していること (2) 冬季の凍結事故による漏水発生時にも迅速・的確な修繕を行えること (3) 官公需適格組合の法人格を有していること (4) 本市と災害時の応援協定を締結していること 上記(1)～(4)の条件を全て満たし、市内各地域で年間約3,000件にも及ぶ修繕を迅速かつ適切に行うことができる施工実績を有している唯一の業者であるため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
予定価格の積算方法	公共工事設計労務単価による
相見積の有無 (有の場合は見積件数)	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	送配水管及び給水管等の修繕			
期待する効果	民間委託による経費節減と漏水への迅速な対応			
効果指標	直営費用と委託金額との比較			
効果指標の過去5年の推移	過去5年の予算額・決算額			
		予算額 (円)	決算額 (円)	落札率 (%)
	平成27年度	56,297,160	52,358,400	93.0
	平成28年度	56,209,680	52,358,400	93.1
	平成29年度	57,041,160	52,358,400	91.8
	平成30年度	58,106,160	52,747,200	90.8
	令和元年度	55,488,630	53,365,308	96.2
効果指標の前事業者 (または直営)との比較	令和元年度比較			
	●直営経費(勤務日数243日で比較)			
	(1) 平日の経費	119,226,492 円		
	(2) 土・日・祝祭日の経費	70,793,768 円		
	合計(直営で履行した場合)			190,020,260 円(A)
	●委託経費(予算額)			
	設計金額	55,488,630 円(B)		
効果額(A) - (B) 134,531,630 円				
(A) 190,020,260 円　－　(B) 55,488,630 円				

(2) 事業の概要

本事業(以下「B(業務)」という。)は、本市内の配水管、送水管、給水管等の水道施設に発生したトラブルについて、24時間365日市民からの問い合わせを受け付け、必要に応じて、修繕を行う者が現場に向かう業務である。現場確認の結果、材料を要せず簡易に修繕が可能であることが判明した場合は、修繕までが本事業に含まれる。これに対し、現場確認の結果、修繕に材料が必要であることが判明した場合の修繕は、次の項で論じる「水道修繕等業務委託(別途)」(以下「C(業務)」という。)に含まれる。

本契約は、寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター(以下「協同組合」という。)一者と長年随意契約を結んでいる。随意契約理由は、

- ① 市内に拠点を置き、技術力・機動力を有していること
- ② 冬季の凍結事故による漏水発生時にも迅速・的確な修繕を行えること
- ③ 官公需適格組合の法人格を有していること
- ④ 本市と災害時の応援協定を締結していること

とされている。なお、

- ⑤ 上記①～④の条件を全て満たしている協同組合は、市内各々の地域に精通し、多種多様な漏水発生時にも迅速かつ的確に修繕実績を有しており、また、市内各地域で年間約 3,000 件に及ぶ修繕について、迅速かつ適切な施工実績を有している

ことも申し添えられている。

協同組合は昭和 58 年に成立し、現在は 20 の組合員水道業者で構成されている。

(3) 監査の結果及び意見

- ① **重要な金額の契約が随意契約で行われており、価格競争が働いていない恐れがあるため、契約方法について工夫すべきである。(意見)**

本 B 業務（定額契約）は「24 時間電話受付対応する業務」と「出動して現場確認し、場合によっては簡単な修繕までを行う業務」で構成される。「電話受付業務」と「現場出動業務」は完全に別の人員が担っている。材料を要する本格的な修繕は C 業務（単価契約）に属している。

このような業務実態からみると、受付業務を単独で B 業務から切り分けることは可能であり、そうすれば、対応可能な業者の間口は増える可能性がある。長年、同一業者が一手に引き受けている一連の契約 (B、C) は、合わせると年 1 億円超の金額的に重要な契約であるが、これが随意契約で行われており、価格競争が働いていない。予定価格に対する落札率は 96%である。

したがって、競争性を高めるためには如何にすれば入札者を増やすことができるかの工夫を行うべきである。例えば、電話受付業務だけを切り離せば、競争入札が成立する可能性がある。

募集形態に工夫を加え、契約方式に本来の競争性が働くようされたい。

C. 水道修繕等業務委託（別途）

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	水道修繕等業務委託（別途） ※水道修繕等業務委託（定額）とひとつの契約
契約先名（所在地）	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター（寝屋川市）
契約内容	水道に係る漏水等の修繕
現契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 10 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	設計単価合計額 24,577,828 円 修繕に係る材料・労務費等が多種類（約 640 種）に及ぶため、単価ごとに設計額と見積額を比較 （予算額 66,523,477 円）
契約額（税込）	見積単価合計額 20,832,523 円（落札率 84.8%）
令和元年度決算額	72,898,629 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規程第 34 条第 1 号に基づき免除 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険を締結。
当初の契約方法及び根拠法令	第一契約事務審査委員会において受託予定者を決定後、一年間一者随意契約 （地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	契約書第 4 条に基づく完了結果報告書により履行を確認。 一修繕については、業務仕様書第 6 条に基づく施工票及び写真により履行を確認。
再委託先の有無、ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	有り 契約書第 8 条 総務課合議日：平成 31 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	配水管及び送水管並びに給水管等の漏水修繕を行う業務で、年間約 3,000 件に及ぶ修繕等を 24 時間 365 日体制で行っており、平成 10 年度までは直営で対応してきたが、行財政改革の一環として本業務を民間委託とした。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	(1) 市内に拠点を置き、技術力・機動力を有していること (2) 冬季の凍結事故による漏水発生時にも迅速・的確な修繕を行えること (3) 官公需適格組合の法人格を有していること (4) 本市と災害時の応援協定を締結していること 上記(1)～(4)の条件を全て満たし、市内各地域で年間約 3,000 件にも及ぶ修繕を迅速かつ適切に行うことができる施工実績を有している唯一の業者であるため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	水道事業実務必携、公共工事設計労務単価、建設物価による。
相見積の有無 (有の場合は見積件数)	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	送配水管及び給水管等の修繕			
期待する効果	水道修繕等業務委託（定額）に準ずる			
効果指標	—			
効果指標の過去5年の推移	過去5年の予算額・決算額・対応件数			
		予算額 (円)	決算額 (円)	対応件数 (件)
	平成27年度	72,138,839	59,348,331	3,344
	平成28年度	73,531,867	76,564,087	3,315
	平成29年度	67,385,377	51,650,373	2,961
	平成30年度	66,731,349	57,457,015	2,895
	令和元年度	66,523,477	72,898,629	2,777
効果指標の前事業者 (または直営)との比較	—			

(2) 事業の概要

本C事業は、B「水道修繕等業務委託（定額）」事業において受け付けられた本市内の配水管、送水管、給水管等の水道施設に発生したトラブルに関する市民からの相談について、現場に赴き修繕を行うものである。現場確認の結果、材料を要せず簡単に修繕することが可能であることが判明した場合は、当該修繕は本事業ではなくB「水道修繕等業務委託（定額）」事業に含まれる。

修繕の範囲は、市の責任の範疇である場合もあれば、市民の資産を修繕する場合もあり、本事業における委託契約で定めているのは市の責任範囲の修繕で行う場合の単価である。現場出動した結果、市民の負担となる修繕を行う場合にあっては、市は関知していない。

本契約は、B業務と一体の契約であり、再度随意契約理由を掲げると、

- ① 市内に拠点を置き、技術力・機動力を有していること
- ② 冬季の凍結事故による漏水発生時にも迅速・的確な修繕を行えること
- ③ 官公需適格組合の法人格を有していること
- ④ 本市と災害時の応援協定を締結していること

とされている。なお、

- ⑤ 上記①～④の条件を全て満たしている協同組合は、市内各々の地域に精通し、多種多様な漏水発生時にも迅速かつ的確に修繕実績を有しており、また、市内各地域で年間約3,000件に及ぶ修繕について、迅速かつ適切な施工実績を有している

ことも申し添えられている。

協同組合は昭和 58 年に成立し、現在は 20 の組合員水道業者で構成されている。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 長期に一者随契が続いており、価格競争性が働いていないと考えられるため、健全な価格競争が行われるよう、契約方式に見直しの余地がないか検討すべきである。（意見）

本件業務委託契約は、長期にわたり協同組合との一者随契を行っており、その他の者と契約した記録はない。

随意契約の理由の一つとして、主として協同組合が官公需適格組合の法人格を有していることを挙げているが、国は中小企業者の受注機会の確保を要請しているのであって、官公需適格組合と随意契約を行って他の中小企業者を排除することや価格競争を行うことを否定しているわけではないため、適切な随意契約理由とは言えない。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合にあつては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（出典：「令和元年度中小企業者に関する国等の契約基本方針」（経済産業省））

また、本市と災害時の応援協定を締結していることが挙げられているが、これも一者随契を締結する理由として重要度の高いものとは言えず、むしろより重要であると考えられるそれ以外の理由については、全て満たす他の業者は存在しているといえる。

こうした観点から、排他的に一者随契を継続する相当の理由は認められず、市民にとっての安心を満たしながら、公共調達における競争性の原則を満たす方法がないか検討することが望まれる。例えば、同一の者と契約が継続しているような競争入札では、価格の競争性を実現する目的で、最低入札者の単価と同額で契約することに同意すれば、次点以降の入札者を含めた 2 者以上の者と契約するような方法も他市では試みられている。このような方式を本契約に適用できないかも、検討する余地がある。全体の契約の何パーセントかを、次点の業者と契約するなどでもよい。これによって入札が成立し、価格競争性が働く可能性があるのであれば、試してみる価値はある。こうする一方で、災害時応援協定の存在によって一部の業者を優遇する必要性、必然性があり続けるの

であれば、それに応じて一定の業務量を確保することは、同時に可能であるといえる。

4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(出典：「令和元年度中小企業者に関する国等の契約基本方針」(経済産業省))

D. 鉛管改修業務委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	鉛管改修業務委託
契約先名（所在地）	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター（寝屋川市）
契約内容	「黒原城内町」に残存する鉛製給水管を塩化ビニル管に改修する
現契約期間	令和元年6月17日～令和2年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成26年10月16日
予定価格（税込）	積算単価合計額 24,095,503 円 改修対象となる給水管は地中に埋設されていることから、不確定要素が多いため、改修に係る材料・労務費（掘削・路面復旧）について、単価ごとに設計額と見積額を比較
契約額（税込）	見積単価合計額 16,828,818 円（落札率 69.84%）
令和元年度決算額	35,860,138 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規程第34条第3号に基づき免除 契約の相手方が過去2年間に同種・同規模の契約を寝屋川市と締結・履行しており、契約を履行しないこととなるおそれがないため。
当初の契約方法及び根拠法令	第一契約事務審査委員会において受託予定者を決定後、一年間一者随意契約 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号）
履行の実績確認方法	契約書第4条第3項に基づく完了報告書により履行を確認。 仕様書第7条に基づく施工票及び写真により履行を確認。
再委託先の有無、ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	有り 契約書第7条 総務課合議日：令和元年6月17日

② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	本業務について、直営の人員・機材等での施行が不可能なため民間委託とした。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	鉛製給水管の布設替えを、民地にまで及んで調査・改修を行う業務であり、鉛製給水管の埋設所在等は掘削した上でないと判明し得ない不確定要素が多分に含まれており、一改修に要する業務量が確定できない中で、対象地域の道路事情を踏まえた上で、水道事業への精通・実績・信頼を有する者でなければ着実な事業推進が困難であり、市民サービスの低下に繋がることが予測されるため、官公需適格組合の法人格を有し、市内各々の地域に精通しており、多種多様な漏水発生時にも迅速かつ的確に修繕実績を有している唯一の業者であるため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	水道事業実務必携、公共工事設計労務単価、建設物価による。
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合 寝屋川市内水道修繕センター

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	漏水が発生しやすい鉛製給水管を塩化ビニル管に改修することにより、漏水の防止と水道水の安定供給を図る。												
期待する効果	鉛製給水管からの漏水量の削減												
効果指標	鉛製給水管率												
効果指標の過去5年の推移	水道事業ガイドライン業務指標値 鉛製給水管使用件数 ÷ 給水件数 × 100 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>鉛製給水管率 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td><td>12.8※ (30.7)</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度</td><td>12.1※ (27.3)</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度</td><td>26.0</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度</td><td>24.5</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>23.4</td></tr> </tbody> </table> ※ 鉛製給水管使用件数の計数に民地部を含んでいなかった。 () に民地部を含んだ率を示す。		鉛製給水管率 (%)	平成 26 年度	12.8※ (30.7)	平成 27 年度	12.1※ (27.3)	平成 28 年度	26.0	平成 29 年度	24.5	平成 30 年度	23.4
	鉛製給水管率 (%)												
平成 26 年度	12.8※ (30.7)												
平成 27 年度	12.1※ (27.3)												
平成 28 年度	26.0												
平成 29 年度	24.5												
平成 30 年度	23.4												
効果指標の前事業者 (または直営) との 比較	—												

(2) 事業の概要

本事業は、漏水が発生しやすい鉛製給水管を塩化ビニル管に改修することにより、漏水の防止と水道水の安定供給を図るものである。

平成元年度以降に埋設された給水管は全て塩化ビニル製であるが、現在でも全市域の給水管の約 20%～30%程度が鉛製であると考えられる。

本事業は、平成 26 年度にスタートし、当初は令和 10 年度に全ての給水管を塩化ビニル管に改修し終えることを目標としていた。しかし、予算との兼ね合いもあり、計画には若干の遅れが見られる。

本事業は、事業がスタートした平成 26 年度から同一業者が一者随契で受託者となっている。

(3) 監査の結果及び意見

① 一者随契が適切な事業であるか検討されたい。(意見)

本事業は、事業がスタートした平成 26 年度から同一業者が一者随契で受託者となっており、その理由として、本事業には掘削した上でないと鉛製給水管の埋設所在が判明し得ない等の不確定要素が多分に含まれるところ、限られた期間に定められたエリアでの工事を完了するためには当該事業者へ委託するほかないことが挙げられている。市によると、鉛管改修業務は、鉛管の埋設場所に道路部、宅地部があることにより、

- ① 発注する各地域の時間帯交通量の実情や道路管理者（私道の場合は個人）との協議
- ② 埋設管種の現地調査に使用する鉄管探知器の所有と操作
- ③ 宅地部の改修時における住民との折衝・承諾書の取得

といった改修工事以外の業務の重要性もあり、特に各地域の道路事情に精通している必要があるとのことである。現在の受託業者は、市内に点在する 20 業者で構成する組合で、他業務（水道修繕業務、メーター交換業務）における市内での業務実績によるネームバリューがあり、市民が安心できる、任せる事ができる、といった要素が多く含まれていることから、③にあげた住民の承諾が得やすいと市が考えていることも、一者随契を採用する理由としている。

しかし、それを理由に随意契約を続けるのであれば、未来永劫、この件に関しては公共調達で原則とされる競争入札が行われず、鉛管取替工事に対応可能な業者が他にもあるのに、競争的価格が実現しないことになる。よって、本事業の確実な遂行と同時に価格競争性を働かせるため、単価については最低入札価格に合わせ、それに同意する業者とは少なくとも 2 者以上のものと契約するような仕様にするなど、入札が成立するような工夫を講じられたい。

② 再委託がなされていないか把握する方法を検討されたい。(意見)

本件委託契約書では、受託業者は本市の書面による事前の承諾を得た場合を除いて、受託業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならないとされているが、再委託の有無の確認はなされていない。本事業はその性質上受託業者以外の者でも業務の全部または一部の遂行が可能であるため、再委託の有無について適切に把握する方法を検討する必要がある。

E. コンビニ等収納業務委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	コンビニ等収納業務委託
契約先名（所在地）	株式会社電算システム（岐阜市）
契約内容	(1) 提携コンビニエンスストアを介して水道料金等を収納すること (2) 収納データの作成及び伝送 (3) 収納金の払込 (4) 収納方法等の留意事項についてコンビニエンスストアへの指示 (5) 証拠書類の整理保存
現契約期間	令和元年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 26 年 8 月 1 日
予定価格（税込）	58.3 円（単価契約）
契約額（税込）	58.3 円
令和元年度決算額	5,618,770 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規定第 34 条第 5 号に基づき免除
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
履行の実績確認方法	システム消込件数と請求件数を突合し確認
再委託先の有無、ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	有り （個人情報の保護）第 12 条 令和元年 6 月 13 日

② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	水道料金等の支払いで、納付書での支払利用者の、利便性を高め、収納率向上を図ることを目的とするため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有り
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	納付区分割合 ● 銀行、郵便局窓口 35,380 件 6.7% ● 口座振替 386,922 件 73.3% ● コンビニ 97,258 件 18.4% ● 公共施設窓口 8,260 件 1.6% 合 計 527,820 件 100%
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	コンビニ収納の場合、水道料金システムから収納情報を確認し、使用者等へ督促状や催告書の誤発送の防止や使用者等からの問い合わせに迅速に対応するには、収納情報が早期に反映することが必要である。そのため、前日の収納情報を翌日に把握する必要がある、このことが可能な業者は契約相手方のみであるため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無 (有の場合は見積件数)	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／株式会社電算システム
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／りそな決済サービス株式会社

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	市民サービスの向上
期待する効果	—
効果指標	—
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 本契約は、5年間の長期契約であることから、契約時点で総額25百万円に上る契約であることがあらかじめわかっているにもかかわらず、令和元年度予算額が500万円未満であることを理由とし、委託先から暴力団員又は暴力団員密接関係でない旨の誓約書を入手していない（契約初年度決算額は561万円）。寝屋川市暴力団排除措置要綱の趣旨を踏まえ、委託先から誓約書を入手すべきである。（結果）

寝屋川市暴力団排除措置要綱第11条によると「契約相手方に対しては、当該契約相手方及びその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨をそれぞれが表明した誓約書を提出するよう求めるものとする」とあり、契約締結に当たっては原則、暴力団員又は暴力団員密接関係でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を入手することとされている。

上記の例外規定として「寝屋川市制限付き一般競争入札（電子入札）公告共通事項について」第14項12号かっこ書きによると、暴力団員又は暴力団員密接関係でない旨の誓約書は契約金額500万円以上の契約に限るとされており、契約金額が500万円を下まわる場合は例外的に誓約書を入手しなくても良いこととされている。

本契約は契約時点において令和元年度の予算執行予定額が約370万円であり、例外規定である「寝屋川市制限付き一般競争入札（電子入札）公告共通事項について」第14項12号かっこ書きに従い500万円を下回っていたため、契約時において誓約書を入手していない。

この点、寝屋川市暴力団排除措置要綱第11条および寝屋川市制限付き一般競争入札（電子入札）公告共通事項について第14項12号かっこ書きの趣旨としては、一定金額以上の契約を行う場合に相手方から暴力団関係者を排除することにある。

本契約は、令和元年度の予算執行予定額約 370 万円であり、500 万円を下回っていると考えられることもできるが、令和元年度の決算額は約 560 万円と 500 万円を越えており、また契約期間が 5 年に及ぶことから契約期間を通した契約額は約 2,500 万円になると見積もられ、寝屋川市暴力団排除措置要綱第 11 条の趣旨を踏まえると、誓約書を入手することが妥当であると考えられる。

予算執行予定額が 500 万円を下回っている場合でも、契約金額が 500 万円以上となるものについては、寝屋川市暴力団排除措置要綱の趣旨を踏まえ、委託先から誓約書を入手すべきである。

② 本契約は随意契約により 5 年契約を行っているが、契約方法として競争入札やより短い契約期間も検討すべきである。(意見)

本契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に従い随意契約により契約を行っている。

二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(出典：地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号)

本業務を履行可能な業者として寝屋川市に登録がある業者は 3～4 社存在するが、現契約先である株式会社電算システムと随意契約を行っている理由として稟議書上、以下の理由が掲げられている。

「コンビニ収納の場合、水道料金システムから収納情報を認識し、利用者等への督促状や催告書を発送しない取扱いをしている。督促状や催告書等の誤発送防止や利用者等からの問い合わせに迅速に対応するためには収納情報が早期に反映されなければならない。そのため、前日の収納情報を翌日には把握する必要があり、それを毎日行うことは可能な業者は現在のところ契約の相手方一者のみである。」

この点、収納情報の提供タイミングにおいて、現契約者である株式会社電算システムに優位性があるため、契約相手方とすることに一定の合理性は認められるが、上述の条件のみでは随意契約を行う理由としてやや乏しいと考えられる。

稟議書には記載されていないが、実際は以下の 2 点のメリットも存在するため、少なくとも以下の事項も随意契約の稟議書に含めるのが望ましかったと考えられる。

- 一部のスーパーやドラッグストアなど大手コンビニと同等に料金収納業務を取り扱っている店舗である MMK 設置店の取扱いがある業者が現在のところ契約の相手方のみである。

- 契約相手方を変更すると、納付書の仕様の変更やシステムの変更が必要となり、相応の費用が発生する可能性がある。

また上記のメリットを随意契約の稟議書に含めた場合であっても、現状のメリットが随意契約の理由として適切かどうかは慎重に検討が必要であり、価格に競争性を働かせる余地がないかどうかについては引き続き検討を行う必要がある。

また下記の表のとおり、コンビニ払いは口座振替の場合と比較し 5 倍の手数料が発生しており、コンビニ払いの手数料をできるだけ低く抑えることは収納業務の課題の一つである。

口座振替手数料（銀行）	11 円
口座振替手数料（郵便局）	10 円
コンビニ払い	58.3 円

コンビニ払いの手数料を抑制するためには、契約期間を短くし、競争性を働かせるタイミングを多く設けるのが望ましい。

契約期間についても、例えば契約初年度であれば、システムの導入等に相応の時間やコストがかかるため 5 年を目安として長期契約をすることに合理性は認められる。しかし、現契約先については前回から引き続き契約を締結しており、今回の契約にあたって新たにシステムの導入等はないため、5 年契約とすることは単に競争性を働かせるタイミングを逸するのみである。また、収納情報の提供タイミングや MMK 設置店の取扱いの有無、スマートフォン決済の取扱い業者数といった E コマース関連環境は近年では相当なスピードで変化しており、数年の間に他の業者の取扱い状況も変化すると考えられ、より短いスパンで見直しを行うべきである。

上述のとおり、現状の契約方法は一定の合理性は認められるものの、競争入札やより短い契約期間を選択すれば、現状と比較し契約額を抑えることができた可能性がある。

システム変更や納付書の変更にどれほどの時間やコストがかかるかについては、実際に入札を行う段階でないと把握が困難であるため、現時点で詳細な検討を行うことには一定の困難が伴うが、競争入札の導入や契約期間の短縮を行うことでより効果的・経済的な契約を行うことができないかどうかについて検討されたい。

F. 量水器取替業務委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	量水器取替業務委託
契約先名（所在地）	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合寝屋川市内水道修繕センター（寝屋川市）
契約内容	(1) 検定満期による量水器の取替え並びに取替えに伴う修理等の移設業務 (2) 50mm以上の故障量水器の取替え業務
現契約期間	令和元年5月29日から令和2年3月31日
同一相手先への委託開始時期	
予定価格（税込）	単価契約
契約額（税込）	単価契約
令和元年度決算額	26,637,911 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第 34 条第 3 号に基づき免除
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
履行の実績確認方法	量水器取替報告書
再委託先の有無、ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	有り （個人情報の保護）第 12 条 令和元年 5 月 29 日

② 委託の理由

委託の理由 （直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	検定満期を迎える台数が毎年約 11,000 個あり、期間内での対応が困難であるため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	有り
委託契約の分割数	20
委託契約を分割している場合の分割の方針	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合寝屋川市内水道修繕センター組合員数が 20 社あるため。

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	市内各々の地域に精通した本市指定工事店 20 社で組織運営されている寝屋川市指定上下水道工事業協同組合寝屋川市内水道修繕センターであれば、適正で効率的な施工が可能であり、取替時において漏水事故等が発生した場合でも修繕体制が確立されているため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴取した見積書を参考の上、決定
相見積の有無 (有の場合は見積件数)	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合寝屋川市内水道修繕センター
前々回の契約方法及び契約先	随意契約 寝屋川市指定上下水道工事業協同組合寝屋川市内水道修繕センター

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	量水器の検定満期に伴う取替
期待する効果	—
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

① 単価契約額の妥当性について定期的に比較検討を行った上で、随意契約の締結に臨まれない。(意見)

本契約は、寝屋川市指定上下水道工事業協同組合寝屋川市内水道修繕センター（以下「修繕センター」という。）との随意契約であり、単年度契約ではあるものの3年以上同修繕センターが本契約の委託先となっている。

また、本契約は下図の通り取り替える量水器の口径別に単価契約となっており、取替実績に基づいて決算額が異なる。

口径	区分	単価（税抜）
13 mm		1,360 円
20 mm		1,410 円
25 mm		1,480 円
40 mm		2,580 円
50 mm	昼間	24,640 円
	夜間	27,060 円
75 mm	昼間	30,030 円
	夜間	33,000 円
100 mm	昼間	30,140 円
	夜間	33,110 円
150 mm	昼間	38,610 円
	夜間	42,460 円
200 mm	昼間	47,300 円
	夜間	52,800 円

（出典：単価内訳表）

上記単価契約額については、修繕センターの見積により作成した市の予算に基づいて策定されており、現在まで大きく額が動いたことはないが、修繕センターからは値上げの要望が来るため、数年に1回程度小口径については少額の値上げを実施している。

これらの量水器取替委託業務に関する契約単価について、本市は、平成29年度に一度、近隣自治体6市（枚方市、守口市、門真市、大東市、交野市、四條畷市）との契約単価比較を実施したが、定期的な検討は行われていない。

寝屋川市における随意契約に係る基本的な考え方では、「随意契約において公平性（公正性）・競争性（経済性）のある契約事務手続をするには、適正な予定価格の設定をし、仕様書等を示して複数の者から見積書を徴するよう留意する必要があります。」（出典：随意契約に係る基本的な考え方）と、されていることから、経済的合理性も含めて随意契約の締結を判断する必要があるが、上記の通り、本市における現状での契約単価は、経済的合理性を十分に考慮しているとは言い難い。

先述のとおり本契約においては、業者から毎年の値上げ要求があるものの、その都度要求に応じず数年に1度の増額改定にとどめている点で、必ずしも市の経済性が発揮されていないわけではないものと考えている。

だが、上記『随意契約に係る基本的な考え方』の趣旨を踏まえた上で、今後ともより一層の市の経済性確保を行うためにも、上述の平成29年度に行った契約単価比較調査を、今後とも定期的の実施し、契約額の妥当性に関するエビデンスを入手した上で、随意契約における単価契約額の締結に臨みたい。

G. 水道メーター検針・水道料金等徴収業務委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	水道メーター検針・水道料金等徴収業務委託
契約先名（所在地）	株式会社大阪水道総合サービス（大阪市）
契約内容	(1) 水道メーター検針業務 (2) 窓口受付、開閉栓及び精算業務 (3) 水道料金等徴収業務 (4) 水道料金及び下水道使用料滞納に関する業務 (5) その他業務に付随・関連する業務
現契約期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 34（R4）年 9 月 30 日の 5 年間
同一相手先への委託 開始時期	平成 29 年 10 月 1 日
予定価格（税込）	570,000,000 円
契約額（税込）	464,356,800 円（落札率：81.5%）
令和元年度決算額	93,731,280 円
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第 34 条第 1 号 に基づき免除
当初の契約方法及び 根拠法令	指名競争入札 （地方自治法施行令第 167 条第 2 号）
履行の実績確認方法	作業報告書の提出
再委託先の有無、 ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	有り 契約書第 10 条 平成 30 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由 （直営にせず、委託 とする理由、比較検 討した数値等）	検針業務と料金徴収業務の業務委託を統合するに当たり、 多岐にわたる業務内容において、民間の効率的な業務ノウ ハウを活用し、市民サービスのより一層の向上を目的とす るため
同種の業務につき、 委託と直営の併存の 有無	無し

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	本業務の確実な業務履行を確保するために、寝屋川市の入札参加資格者名簿に「検針業務」及び「収納業務」で登録があり、本市と同規模程度である 20 万人以上の検針と収納が一体化された業務の実績がある業者であることを基準に選定した結果、競争に加わるべき者の人数が 6 者と少数であるため。		
応札者数	4 者		
予定価格の積算方法	3 者から見積を入手し、参考の上決定		
前回の契約方法及び契約先	収納業務 検針業務	プロポーザル 入札	第一環境株式会社関西支社 株式会社宅配
前々回の契約方法及び契約先	収納業務 検針業務	プロポーザル 入札	第一環境株式会社関西支社 株式会社関西水道用品

⑤ 効果測定について

事業の目的	市民サービスの向上、業務の効率化、職員の削減
期待する効果	—
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

① 貸与品に関する借用書を入手しておらず、仕様書 15 項 4 号に違反するため改善されたい。(結果)

本契約では、受注者に対して以下の物品を貸与している。

- ハンディターミナル 18 台
- ハンディターミナル用充電セット
- ハンディターミナル・ネックストラップ
- 腕章
- 端末機 (PC) 10 台
- プリンター一式 4 台
- 受付カウンター、椅子
- 事務机、事務椅子
- 閉栓キャップ等給水停止器具

上記の貸与品に関して、仕様書第 15 項 4 号によると「受注者は、貸与品を適切な管理のもとで使用し、借用書の提出をしなければならない」とされているが、本契約に関して受注者から借用書を受領していない。

市から市民や業者に市の資産を貸与する場合、借用書を入手することが一般的であるが、借用書を入手していない場合、貸与品の内容や数量について後日トラブルになる可能性も否めず、市の資産の安全性が確保されないことになる。

また、寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第 39 条第 1 項によると、職員は契約書、仕様書、設計書に基づいて委託業務の監督を行わなければならないが、仕様書に記載の事項が遵守されていないことは、業務の監督義務の点からも望ましくない。

(監督職員の一般的職務)

第 39 条 管理者から監督を命ぜられた職員又は施行令第 167 条の 15 第 4 項の規定に基づき監督の委託を受けた者(以下「監督職員」という。)は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

貸与品に関してトラブルが発生することを未然に防ぐためにも、借用書を入手することを徹底するべきである。

H. 楠根配水場低区配水ポンプ更新工事詳細設計委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	楠根配水場低区配水ポンプ更新工事詳細設計委託
契約先名（所在地）	株式会社日水コン大阪支所（吹田市）
契約内容	(1) 設計協議 (2) 現地調査 (3) ポンプ設備詳細設計
現契約期間	令和元年 8 月 30 日～令和 2 年 3 月 19 日
同一相手先への委託 開始時期	無し
予定価格（税込）	22,334,000 円
契約額（税込）	18,005,900 円（落札率：80.6%）
令和元年度決算額	18,005,900 円
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第 34 条第 1 号、 契約の相手方が寝屋川市上下水道局を被保険者とする履行 保証保険を締結したことにより、免除
当初の契約方法及び 根拠法令	制限付き一般競争入札
履行の実績確認方法	契約書第 31 条に基づき成果品（報告書）の検査を行い、実 績を確認している
再委託先の有無、 ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	契約書第 3 条に基づく再委託承諾の提出がないため、再委 託は無いと理解している。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無し

② 委託の理由

委託の理由 （直営にせず、委託 とする理由、比較検 討した数値等）	本工事は、稼働中の施設を施工するものであり、機械設備 工事と、電気・計装設備工事と整合をとりながら施工手順 を検討するなど、専門的かつ高度な技術が必要なため
同種の業務につき、 委託と直営の併存の 有無	無し

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	—
応札者数	7 者
予定価格の積算方法	水道事業実務必携に基づき積算
前回の契約方法及び契約先	(基本設計) 制限付き一般競争入札、(株)新大阪エンジニアリング
前々回の契約方法及び契約先	無し

⑤ 効果測定について

事業の目的	老朽化とともに能力も過大となっている当該ポンプについて、配水実績に見合ったポンプへ更新し、配水運用の安定及び効率化を図る
期待する効果	適正な設計書の作成
効果指標	—
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 契約終了後に業務委託成績評定書等を活用して委託業者の履行内容の評価を行い、次年度以降の契約に活用すべきである。(意見)

寝屋川市業務委託成績評定要領第1条及び第2条によると契約金額が50万円以上の工事に関連する測量、調査又は設計に関する委託契約は、業務委託成績評定書により評定を行わなければならないとされている。

業務委託成績評定書の様式は以下の図のとおりである。委託業務完了後に調査職員が、別に定める業務委託成績評定基準にしたがって各項目の点数付けをすることで評価を行っている。

業務委託成績評定書												
委 託 名								部 課				
								主任調査員		調 査 員		調 査 員
注 所												
受 託 者 名 称												
代 表 者												
業 務 委 託 料		円						部 課				
								検 査 員				
履 行 期 限		自 平成 年 月 日										
		至 平成 年 月 日										
		至 平成 年 月 日										
業務完了年月日		平成 年 月 日										
検 査 年 月 日		平成 年 月 日						管理技術者				
再 検 査 年 月 日		平成 年 月 日						照査技術者				
評 定 項 目		評 定 区 分						重要度		評 点		評 定 基 準
		A B C D E F										
調 査 職 員	検 査 成 果 品 の 内 容	5	4	3	2	1	0	2		判定		
	資 料 整 備	5	4	3	2	1	0	2		A		90~100
	履 行 期 限	5	4	3	2	1	0	2		B		70~89
	成 果 品 の 内 容	5	4	3	2	1	0	2		C		60~69
	資 料 整 備	5	4	3	2	1	0	2		D		50~59
	技 術 者 の 能 力	5	4	3	2	1	0	2		E		50点未満
	指示に対する履行度	5	4	3	2	1	0	2		評 点 合 計		
仕事に対する熱意	5	4	3	2	1	0	2				100	
作業の進捗状況	5	4	3	2	1	0	2					
渉 外 関 係	5	4	3	2	1	0	2					
所 見	検 査 員							調 査 職 員				

この業務委託成績評定表に関して、評定結果は寝屋川市業務委託成績評定要領第7条に従い、検査終了後速やかに契約相手方に通知されているが、現状内部では特に活用されていない。

この点について、業務委託成績評定書は委託先の業務の質が期待していた内容と比較し、どうであったかを評価するための書類であるため、委託先に提供するにとどめるのではなく、内部でも積極的に活用すべきものである。業務委託成績評定書の内容を収集、分析することで、今後の契約先の選定や予定価格の設計、仕様書の内容の変更等に活用することができると考えられる。

実際に他市では業務委託成績評定表を内部で活用している事例も見受けられるため、業務委託成績評定書等を有効活用し、委託業務のPDCAが図られるよう検討されたい。

② 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	—
応札者数	7 者
予定価格の積算方法	・ メーカー見積 ・ (一財) 建設物価調査会 web 建設物価、月刊建設物価、季刊土木コスト ・ (一財) 経済調査会 積算資料、土木施工単価 の材料単価及び市場単価に水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）の歩掛りを乗じる。
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 本契約は、変更契約が締結されている。変更が生じた場合、都度内部で情報共有は図られているが、変更の都度書面での承認は行われておらず、工事完了後にまとめて変更契約を締結し、稟議決裁を行っている。変更契約のルールについて整備し、契約金額に変更が見込まれる場合は、事前伺いを取るなどして適切な承認が行われるよう検討されたい。(意見)

本契約金額は当初 180,785,000 円であったが、工事内容に変更が生じ、最終的に 5,166,700 円が減額された 175,618,300 円の契約となっている。最終的なトータルの変更額は 5,166,700 円であったが、変更には様々な増減が含まれ、個々の変更には、2,000 万円を超えるものも含まれている。

変更理由は以下の通りである。

- 矢板施工が不要となったことによる撤去工事費の減額
- 既設管撤去と同時に新設管布設工事を行うことができた事による撤去工事費の減額
- 府道部試掘で、湧水が多量にあり、改良土による埋め戻しが困難であったことから、埋め戻し材を湧水地盤に強い再生砂に変更したことによる土工事費の増額
- 当初洗管用ドレーンを南側一箇所の設置予定であったが、今後の維持管理上中間地点に仕切弁及び洗管用ドレーンを設置した事による材料・工事費の増額
- 大阪府枚方土木事務所との舗装復旧面積立会において、当初設計より舗装復旧面積が約 610 m²増えた事による本復旧工事費の増額

現状、変更契約について定められた明確な規定は存在せず、変更契約締結時の稟議決裁権限者については、以下の工事契約締結時のルールを準用している。

金額	決裁者
2000 万以上	管理者
500 万以上 2000 万未満	局長
500 万未満	課長

本契約は請負金額が 2,000 万円を超えているため、変更契約も管理者まで決裁が行われている。本来、変更に関する意思決定を明確にするためには、変更が生じるとに変更契約を締結するのが望ましいが、個々の変更が生じる都度変更契約の手続きを採っているのは工事の円滑な遂行を妨げる恐れがあるため、実務上は全ての工事が確定する完工間際にまとめて行っている。個々の変更については、市に無断で進められることはなく、都度複数名で協議を行って情報共有は行われているし、工事現場においても市の職員が毎日工事の進捗を管理しているため、現場レベルでおおよその金額も把握しているとのことであるが、正式な稟議決裁は行われていない。

この点、契約変更に関するルールがない現状では、実務上の煩雑性から、実際の業務をほぼ完了した後に正規の変更手続きを行うこととなり、当初想定した以上に大幅な変更となって、しかも実施した後となってはもはや後戻りができないという弊害が生じる恐れがある。当該契約ではトータルが減額になって当初契約額を超えていないことや、個々の変更理由が正当であり、関係者一同協議のうえ行っていることから問題ない、と考えられるかもしれない。しかし、変更について統制するルールがなければ、個々の変更は致し方ないと考えられて工事を進め、結果的に当初契約より大幅に増額となる工事でも、進行中には組織として正当な意思決定がなされないことになるうえ、責任も明確でない。変更内容と変更理由について適時に適切な階層者まで確認を行っていないと、委託先と市で認識に齟齬が生じ、工事完了後の変更契約締結時に、委託先と契約金額についてトラブルになる恐れもある。

他の自治体では請負工事で一定金額以上の変更が生じた場合や新規工種が発生した場合などには、事前相談という形で決裁者まで伺いを立て、事後のトラブルを回避するための取組を行っている事例も見受けられる。

現状でも変更の都度、関係者協議は行われているとされるが、変更の合意内容や意思決定を明確にするためにも、重要な変更が生じた場合については、変更理由や変更金額の妥当性などに関する意思決定過程を記録に残すことが望ましい。

適切な契約管理が行われるよう、契約内容に重要な変更が生じた場合のルールについて整備を行うことを検討されたい。

J. 寝屋川市打上高塚町土地区画整理事業地内への送水管埋設に関する協定書

(1) 工事契約の内容

① 工事契約の概要

工事名	寝屋川市打上高塚町土地区画整理事業地内への送水管埋設に関する協定書
施工場所	寝屋川市打上高塚町土地区画整理事業地内
施工内容	ダクタイル鋳鉄管（GX）定置工φ400mm L=325.4m
契約業者名 （所在地）	寝屋川市打上高塚町土地区画整理組合 （寝屋川市）
着工年月日	令和元年6月17日
竣工年月日	令和元年9月30日
同一相手先への契約 開始時期	令和元年6月17日
予定価格（税込）	27,953,640円
契約額（税込）	26,630,640円（落札率：95.3%）
令和元年度決算額	26,630,640円
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	無し
当初の契約方法及び 根拠法令	協定締結
履行の実績確認方法	請負工事マニュアルにより履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無し

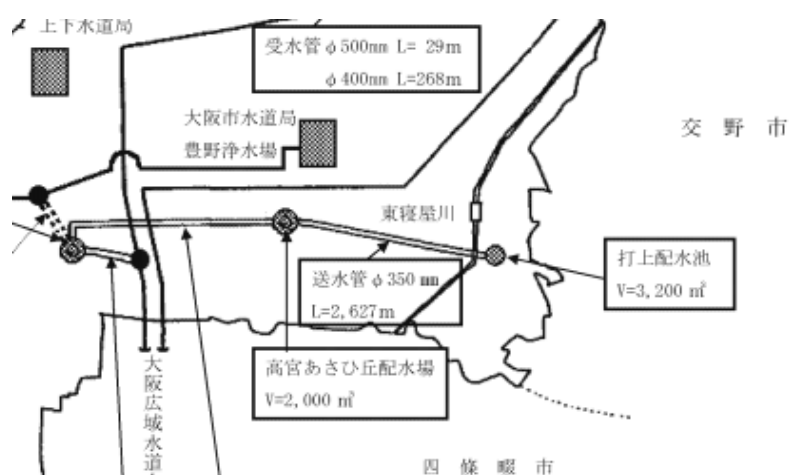
② 入札の概要

指名競争入札又は総 合評価方式を選択し た理由	—
応札者数	無し
予定価格の積算方法	● メーカー見積 ● （一財）建設物価調査会 web 建設物価、月刊建設物価、季刊土木コスト ● （一財）経済調査会 積算資料、土木施工単価の材料単価及び市場単価に水 道事業実務必携（全国管水道協議会発行）の歩掛りを乗 じる。

前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

(2) 事業の概要

本業務は、高宮あさひ丘配水場から打上配水池間の土地区画整理事業地内に整備される都市計画道路東寝屋川駅前線事業地内への送水管布設により、既存の送水管について、送水管のルート変更を行うための工事である。



本業務の相手方は、寝屋川市打上高塚町土地区画整理組合（以下「組合」という。）であり、組合とは打上高塚町の健全な市街地の形成を図ることを目的として土地区画整理法第3条第2項の規定に従い設立された組合である。

組合との協定金額の内訳明細は以下のとおり。

項目	金額
直接工事費	19,368,006
材料費	12,999,620
土木	3,320,200
管工	3,048,186
共通仮設費	1,588,176
現場管理費	2,300,000
一般管理費	2,243,818
出精値引き	△1,000,000
合計	24,500,000
消費税（8%）	1,960,000
合計（税込）	26,460,000

(3) 監査の結果及び意見

- ① 本件は、送水管工事と区画整理区域内の調整業務を合体させた「協定」という形をとっているため、競争入札を行っていないが、主たる業務は工事であり、工事は競争入札による業者選定が原則である。競争的な価格が実現していないため、このようなケースでは特に前もって準備・協議を行って、入札を実現させる必要があった。組合の調整という役割に関して金銭的に対価を与える業務発注が必要であれば、工事とは別途委託契約を行うべきである。(意見)

本業務は、もともと市が発注する予定であった旧送水管の付替工事であり、工事内容としては通常の工事である。この送水管については元あった位置からルート変更し、打上高塚町土地区画整理地区内の道路下を通すこととしたため、同地区の区画整理組合と折衝を行い、その時点では通常通り市が競争入札を行って工事発注する予定であった。ところが、令和元年 9 月末完工を予定していた当該道路工事スケジュールとの兼ね合いや、他の構造物等による埋設位置などの事前調整に困難が伴うなどの理由で、組合から協定締結の打診を受け、市も、競争入札などの契約手続きが間に合わない判断したため、工事としての発注を行わず、組合との協定という形をとることとなったとのことである。

(時系列)

平成 29 年 1 月 (2017 年)	区画整理事業についての情報提供（個別協議）を受け、隣接する経年化した送水管についての布設替えの事前協議を開始。
7 月	区画整理組合設立認可申請の事前協議書の中で、工務課から送水管埋設について協議するよう、意見を提出。
12 月	市が工事を直接発注する方向で組合と交渉開始。
平成 30 年 7 月 (2018 年)	事前調整に困難が伴うなどの理由で、組合から協定締結の打診を受ける。
令和元年 6 月	組合と協定締結
17 日	送水管工事着工
(2019 年)	
9 月 30 日	道路工事及び送水管工事完了

ここで、工事業者の選定も含めて組合に一任することがスムーズであるとの発想は一定理解できるものの、一方では、組合との協定とした場合、市が直接工事契約する場合と比べて、当然行われるはずの競争入札が行われず、価格競争がほとんど働かないという問題が発生する。実際、本契約の契約額は 26,630,640 円となり、予定価格である 27,953,640 円を下回ってはいるものの、95.3%と、入札を行った場合の落札率と大きな差がある。本市の入札においては 9 割超が最低制限価格で落札されている過去実績から見ても、無視できない開きがあり、合理的・経済的な調達に努力したとは言えない。内容は工事であるから、通常の工事として競争入札を行っていればより低い価格で契約を結べた可能性が高い。

また本協定の相手方は工事業者でないため、実際の工事は全て下請に発注しているが、工事業者であれば当然材料調達や工程管理は自ら行えるところ、今回のケースでは組合が配管材料の調達を行うという形をとっている。組合の役割は、材料調達のほか「現場内他工事工程と送水管埋設位置の調整」とされている。

一般に、再委託が行われる場合は、再委託先と直接契約を結ぶケースに比べて契約額が高くなり、経済性が損なわれることから、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月）において一括再委託は禁止すべき旨が記され、多くの自治体においても、契約規程で原則再委託を禁止している。主要な業務の再委託も同様の趣旨で合理性について審査すべきとされている。本件は、工事であるから再委託禁止規定をそのまま適用することはできないが、趣旨から鑑みると、材料調達を組合が行うこととし、金額的に一見、丸投げでないようにみえて、実質は丸々下請が工事しており、一括再委託禁止の趣旨に反した発注が行われていた可能性も否定できない。

本件は、送水管工事と区画整理区域内の調整業務を合体させ、「協定」という形をとっているが、主たる業務は工事であり、工事は競争入札による業者選定が原則である。スケジュールがネックとなって競争入札を行わなかったとのことであるが、競争的な価格が実現していないため、このようなケースでは特に前もって準備・協議を行って、入札を実現させる必要があった。組合の調整という役割に関して金銭的に対価を与える業務発注が必要であれば、工事とは別途委託契約を行うべきである。

- ② 本協定締結は契約行為の一種であるが、形式を理由として、公共調達の原則である競争性を働かせるために市が規定している契約上の様々なルールを無視して協定が締結されている。契約規程の趣旨を踏まえ協定締結の際のルールを明確化すべきである。（意見）

寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第 43 条によると、予定価格（税抜）が 1,000 万円を超える発注は、契約事務審査委員会の審議を経なければならない。本件は予定価格約 2,600 万円と、1,000 万円を上回っているが、協定であることを理由として、契約事務審査委員会を通していない。

この点、契約規程第 43 条の趣旨は、一定金額以上の契約について契約事務審査委員会による審議を行うことで、経済的・効率的・効果的な契約となっているかを検証し、公共調達の適正化を図ることにある。上下水道局では、本件は協定であって「発注」に当たらないため、契約規程の範疇外であると解釈していたとのことであるが、主たる業務が工事であることに変わりはなく、公共調達適正化の趣旨からすれば、当然契約ルールに照らして同様の趣旨が達成できるよう意を用いるべきである。契約方式が契約であるか協定であるかによって、意思決定のレベルが異なることに合理性は認められない。また、契約規程に従わないでよいとすると、そもそも協定締結に関するルールがなく、適切な管理が行われないことになる。

工事契約であれば契約ルールに沿うこととなるが、入口で工事契約とするか、協定とするかの選択については、契約ルールに明示がないため、市によると、いずれの手法をとるかは、必要に応じて、関係所属との調整・協議の上、決定することとしているとのことである。このように、工事において工事業者のほかに調整業務や材料調達など何らかの業務をあわせることで別業者と協定を締結できるとすれば、現状では、通常の契約フローから外れた契約行為が可能な内部統制となっている。また様々な内部統制ルールのほかにも、後述の誓約書の入手や契約保証金の入手も省略されており、契約行為に伴うリスクが十分にヘッジされているとは言い難い。

現状、協定締結に特化して明文化した規定は存在しないため、協定締結について契約ルールの範疇外であると解釈すれば、協定に関する事務についてはルールが存在していないこととなる。協定も契約行為の一種であって当然に公共調達における原則的な考え方は適用されると考えられることから、現状の契約ルールの適用範囲内であるとするか、別途準用するなど、適切にルールを整理すべきである。

③ 下請への発注額が 10,584,000 円と 5,000,000 円を超えているにもかかわらず、下請から暴力団排除措置要綱に関する誓約書を入手していない。(意見)

本業務における組合の役割は、配管材料の調達、現場内他工事工程と送水管埋設位置の調整であり、実際の工事は組合が契約した下請業者が行っている。実際、本業務の契約額は 26,630,640 円であるが下請への発注金額は 10,584,000 円となっており契約額の半分弱が下請への発注となっている。上記の通り下請への発注金額は 5,000,000 円を超えており、寝屋川市暴力団排除措置要綱第 11 条に従い下請から暴力団排除措置要綱に関する誓約書を入手すべきであると考えられるが、下請から誓約書を入手していない。

本件は、協定締結であるため下請から誓約書を入手するためには組合に依頼する必要があり、誓約書入手に一定の手間を要することは理解できるが、指定管理制度においても、再委託先から誓約書を入手することは一般的であり、暴力団排除の趣旨を踏まえれば、協定締結の場合も、通常の委託契約と同様に、一定金額以上の案件については暴力団排除に関する誓約書を入手し、適正な業務の履行を確保すべきである。

協定締結の際も、通常の委託契約と同様に下請から誓約書を入手するよう、チェック体制を整備し、誓約書の入手が漏れることがないよう改善されたい。

④ 受託者から契約保証金を入手すべきか否かについて検討が行われていない。(意見)

契約規程第 34 条に従うと、契約を締結する際には、原則、契約の相手方から契約保証金を入手しなければならないが、契約保証金を入手しない場合には、同規程第 34 条ただし書きの各号のいずれに該当するかを明確にした上で、決裁を受けることとされている。

(契約保証金)

第 34 条 管理者は、契約を締結する者をして契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に寝屋川市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 か年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

本件は、協定であることから、同規程の対象範囲外であると解釈し、相手方から契約保証金を入手しておらず、契約保証金を入手すべきか否かの検討も行われていない。現状、協定締結にあたっては、契約規程の範疇であるか否かが明確でないため、相手方から契約保証金を入手すべきか否かの検討が行われていないことが即規程違反となるわけではない。しかし、協定締結も契約行為の一種であると言えることや、協定であっても通常の委託契約・工事契約の場合と同様に、相手方の業務不履行リスクは存在すると考えられるため、契約規程の趣旨を踏まえ、契約保証金を入手すべきか否かを検討することが望ましい。

協定締結の際も相手方から契約保証金を入手すべきかどうかについて検討を行い、相手方の業務不履行リスクを管理するよう検討されたい。

6. 地方公営企業会計

① 修繕引当金の計上根拠となる修繕計画及び取崩に関するルールがない。ルールを整備すべきである。(意見)

寝屋川市水道事業において、令和元年度末時点で修繕引当金が 88,550,566 円計上されている。これは平成 26 年度の会計基準の見直し以前に計上された引当金である。

平成 26 年度以前の会計基準においては、修繕引当金について、当該事業年度前数事業年度における修繕実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿価額の一定割合の額を計上することが認められていた。しかし、平成 26 年度の会計基準の見直しによって当該規定は削除され、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上することとなっている。

基準変更後の従前の修繕引当金計上額の取扱いについては、「なお従前の例により取り崩すことができる」(改正省令附則第 4 条)と定められていることから、現在も旧基準引当金の取り崩しが行われることに問題はない。

しかるところ、現在、実際に行った修繕に対応する取崩は平成 29 年度以降行われておらず、計上もなく、同額の残高が続いている。改正省令は、旧基準の引当金の取崩しが順次行われ、新基準での計上ルールに切り替わることによって、次第に新基準に照らして適切な引当金が計上されることを目指していると考えられる。

引当金は会計方針を明確にする必要があるところ、当会計においては現在、計上、取り崩しに係るルールが明確でないため、これらを整備する必要がある。

当該修繕引当金に対応する具体的な修繕計画や取崩に関するルールの整備を行うことが望ましい。

② 遊休資産（太秦配水池・打上水源池）に関する減損損失の計上要否に関する検討が必要である。(結果)

また、香里浄水場等の今後の利用可能性が確実となっていない未利用地・未利用施設についても、減損損失計上の要否を検討することが望ましい。(意見)

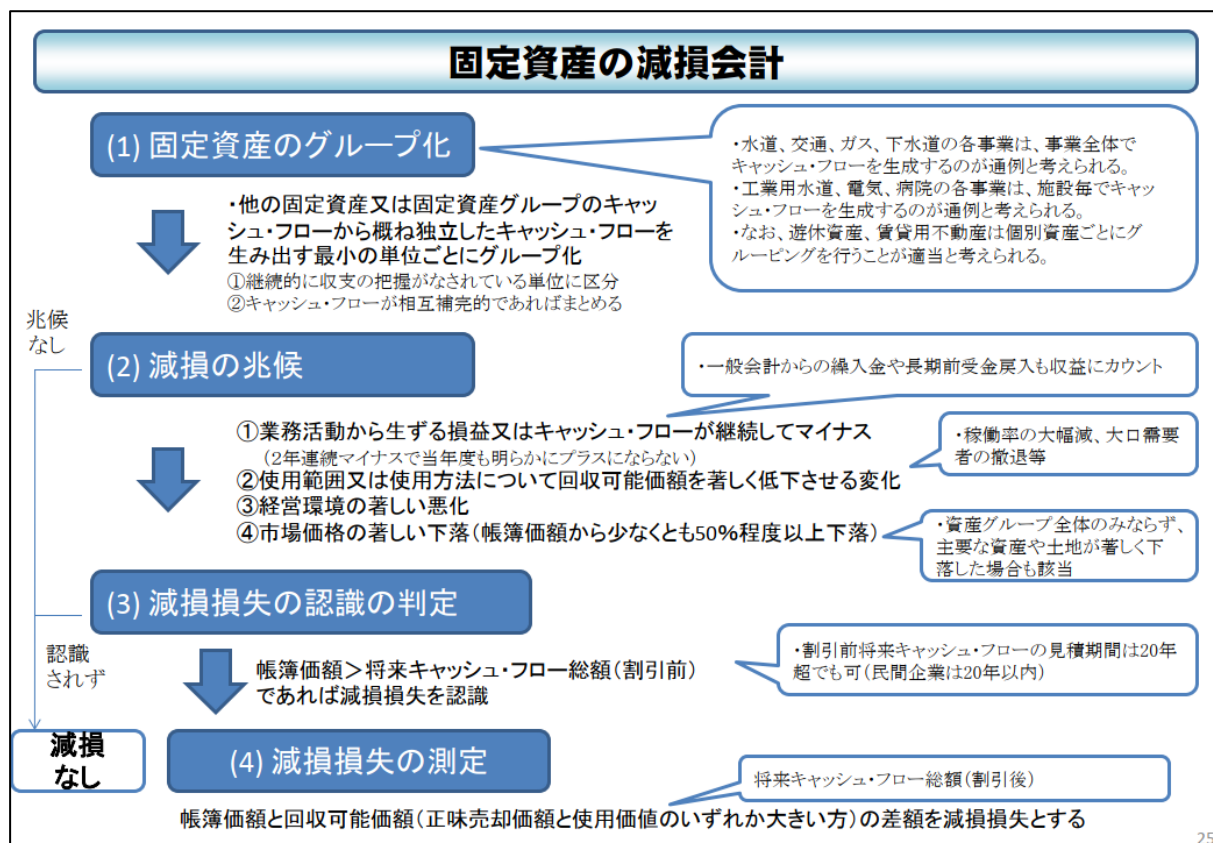
平成 26 年度より地方公営企業に固定資産の減損会計が導入された。固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態において、一定の条件下で回収可能価額を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であり、適用にあたっては、以下の 4 つのステップを順に検討する。

- (ア) 固定資産のグループ化
- (イ) 減損の兆候があるかどうかの判断
- (ウ) 減損損失の認識の判定
- (エ) 減損損失の測定

水道事業や下水道事業、交通事業等においては、事業全体でキャッシュ・フローを生成することが通例と考えられているため、事業全体を単一のグループと捉え、事業全体としては黒字であることから、(イ)以降の検討において減損損失はないと判断されている。

一方、遊休資産はキャッシュ・フローを生み出さないため、将来の使用が見込まれていないものについては、事業の用に供している資産グループと切り離し、個々の資産ごとに減損の可否を判定することになる。

なお、減損損失の計上プロセスの概要は、下記の通りである。



(出典：総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」平成25年12月)

本市は、平成27年4月より大阪広域水道企業団からの100%受水へと切り替わり、取水場や浄水場等、自己水系の施設・設備は稼働を停止している。今後自己水に戻ることも想定されていない。特に木屋取水場は施設の撤去が計画され、すでに取水に必要となる水利権も処分されていることから、今後再稼働する可能性は極めて低い。その他、打上水源池及び太秦配水池等のすでに廃止されている施設に関しても、遊休状態にあることが明白である。

これらの遊休資産については、事業の用に供している資産グループと切り離し、個々に減損会計の適用を行う必要がある。しかし、本市においてはこれらの遊休資産についても、事業全体によって構成される資産グループに含めて減損会計の適用を行っており、遊休資産について個別に減損の可否の検討を行っていない。

遊休資産に関しては、会計基準等にしたがって、個別資産ごとに減損の要否の検討を行い、必要な場合には減損損失の計上を行う必要がある。減損損失の測定にあたっては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失として計上することとなる。

また、木屋取水場以外の自己水系の施設（香里浄水場や生物処理施設等）については、浄水場としての稼働は停止しているものの、施設の一部建物等が水質試験拠点として使用されており、現状、用途廃止、用途変更など将来の利用に関する意思決定は明確にはなされていない。しかし、上記木屋取水場撤去の計画及び水利権の処分の事実や現状の利用状況から、施設の今後の利用可能性が極めて低い状況である。

これらの施設についても、将来の使用見込を検討した上で、減損損失計上の要否を検討することが望ましい。

減損会計の適用は、単に会計処理の問題ではなく、正確な剰余金規模を把握することにもその意義がある。別の項で論ずるように、インフラの恒久的な維持を目的として将来計画を立案するに当たり、正確な剰余金を把握することは重要な一要素となる。また企業会計においては、減損を発生させ得る資産の流動化を促進するという経営上の観点もある。

減損損失の計上に際しては、資産のグルーピングをはじめ、減損の兆候の把握、減損の認識の判定、減損損失の測定、会計処理の各プロセスにおいて公営企業会計基準に則り正確な会計処理が求められるところであるが、減損会計自体、平成 26 年度の地方公営企業会計基準の見直しに伴って導入された考え方であり、先行事例が少ないことから、本市においては、特段の検討が進んでいなかった。減損会計は固定資産全てに及ぶ、複雑かつ高度な会計基準であるから、正確な会計処理を行うには困難が伴うことも想定されるが、本市のように、事業全体を一つのグルーピングと考える場合は、まず遊休資産を対象とした検討を進めるべきである。

参考までに、市から入手した自己水系資産の帳簿価額（試算）を以下に示す。これによると本市には 14 億円余りの遊休資産があるとされる。

（参考）自己水系資産の帳簿価額（令和 2 年 3 月 31 日現在）

資産区分	帳簿価額残	長期前受金残
香里浄水場	887,874,684	36,851,002
オゾン設備	68,230,567	18,006,000
生物処理	218,681,217	7,929,595
取水口関係	66,216,036	0
旧第一・第二浄水場	128,434,912	16,662,265
高度処理設備	35,339,809	26,941,126
合 計	1,404,777,225	106,389,988

※ 上記の金額は自己水系資産を最大限広義に捉えた場合における試算結果である。

③ 量水器の会計処理に関する規程と実際の会計処理に齟齬があるため、これらを合理的に整合させる必要がある。(結果)

固定資産の減価償却方法は、「定額法」又は「定率法」と定められているところ（地方公営企業法施行規則第 14 条第 1 項）、取替資産については、「取替法」によって行うことが認められている（同規則同条第 2 項）。本市においては、寝屋川市水道事業及び下水道事業会計規程第 102 条に、「有形固定資産のうち、量水器は、取替資産として経理するものとする」旨が定められており、量水器については、減価償却に代えて「取替法」による会計処理を行うこととなる。

ところが、量水器の現状の会計処理について、以下の問題が生じている。

- (ア) 規程上取替法を適用することになっているが、実際は定額法を適用して減価償却している。
- (イ) 未使用（備蓄）分は貯蔵品勘定に計上するべきであるが、固定資産に計上している。
- (ウ) 未使用分についても、固定資産に計上した時点から減価償却を開始している。
- (エ) 取替法では購入・設置した時にその全額を費用計上するため、撤去時には特段の処理は必要ない⁹が、過年度には取替時に除却損が計上されていた。

上記の通り、取替資産の会計処理に関する規程と実際の会計処理には齟齬が生じていることから、両者を整合させる必要がある。

なお、現物管理の視点から、取替法により費用計上するのではなく、固定資産として台帳計上することが適しているという考え方もある。

規程と実際の会計処理の整合性を図る際には、量水器の現物管理の重要性も鑑み、どちらの処理が望ましいのかを改めて検討することが求められる。

参考：取替資産の会計処理

取替資産： 一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産であって、毎事業年度使用に耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるもの（同規則第 1 条第 4 号）。

具体例としては、量水器やガスメーター、軌道事業における軌条等が挙げられる。これらは、同一種類のものが同一の目的のために多量に使用され、毎年度一部ずつ取替えを行うことで、設備全体として常に使用可能な状態を保つ、という性質を持つ。

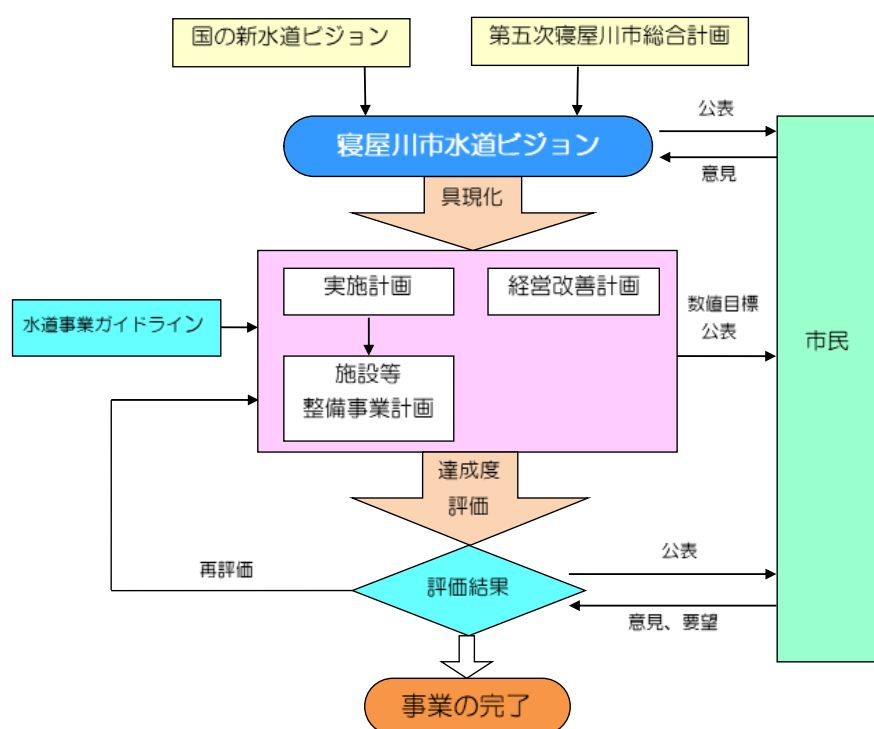
⁹ 取替資産の減少は、既存資産の取替えではなく、量水器の例では給水中止のように総体的機能の縮小が生じるような場合が該当する。また、給水中止等の事由以外で再生の上利用する場合には、適正な評価額で貯蔵品に計上することとなる。

取替法： 固定資産の帳簿価額の百分の五十に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とするとともに、当該固定資産が使用に耐えなくなったためにこれに代えて種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産を取得したときの価額をその取り替えた事業年度の費用に算入する方法(同規則同条第7号)。

×1～5年度	毎年100個ずつ設置（@100、耐用年数5年、50%まで償却）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</
--------	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

7. 経営管理

第2章Ⅱ6. 事業の状況で述べたとおり、水道事業の経営管理については、水道ビジョンを推進するべく、各種計画ごとに施策や取組事項が示され、計画期間終了後には、取組内容を評価し、次期の計画策定に反映している。この点については、「寝屋川市水道ビジョン第3期実施計画【平成28年度～令和2年度】」において、「施策の実施にあたっては、計画の策定（Plan）、事業の進捗（Do）、目標達成状況の確認（Check）、改善の検討（Innovation）を行い、次の計画の策定（Plan）に反映するとともに、「水道事業ガイドライン」の業務指標（PI）値などを活用し評価を実施します。」と記述されている（下図参照）。



ここで、各種計画では、施設等設備事業計画以外の計画（第五次寝屋川市総合計画、水道ビジョン第3期実施計画、第5期経営改善計画）が令和2年度を最終年度とする計画になっていることから、現時点の実施状況や計画終了年度に向けての取組状況について、また第9期施設等整備事業計画は実施結果について、資料の閲覧及びヒアリングを実施した。

更に、令和元年度に策定された経営戦略の実行は令和2年度以降になるが、策定された将来の投資計画及び財政計画について確認を行った。

(1) 第五次寝屋川市総合計画【平成23年度～令和2年度】

第2章Ⅱ6. 事業の状況 ④第五次寝屋川市総合計画で示したとおり、本市では、市が持続的に発展していくために、まちづくりの目標と方向性を明確にし、その目標に向けて効果的に施策を実施していくために、平成23年度から令和2年度

の10年間を計画期間とした「第五次寝屋川市総合計画」を策定している。その中で、水道事業に関わるものとしては、「安全で安定した上下水道サービスを提供する」という施策を掲げられており、施策達成に向けて下図の目標設定がなされている。

施策指標				
指標名	単位	実績値 (H26)		めざそう値 (H32)
更新した水道管の延長合計	m	27,600	▶	49,500
配水池の耐震化率	%	70.6	▶	100.0

市民意識の指標				
指標名		現状値 (H27)		目標 (H32)
「水道水は、安全でおいしい」と思う市民の割合		42.9%	▶▶▶	 UP

また、掲げた施策指標の達成状況を毎年確認しており、令和元年度までの実行状況は下図のとおり、市のホームページで掲載している。

【施策指標】									
指標名	単位	現状値 (26年度)	実績値					2年度 めざそう値	担当課
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
更新した水道管の延長合計	m	27,600	30,800	33,700	37,200	40,200	46,100	49,500	水道事業課
配水池の耐震化率	%	70.6	82.4	82.4	94.1	100	100	100.0	水道事業課

【市民意識の指標】									
指標名	単位	現状値 (27年度)	実績値				2年度 目 標		担当課
			28年度	29年度	30年度	31年度			
「水道水は、安全でおいしい」と思う市民の割合	%	42.9	-	42.4	46.3	-			上下水道局経営総務課

(2) 寝屋川市水道ビジョン第3期実施計画【平成28年度～令和2年度】

第2章Ⅱ6. 事業の事業 ①水道ビジョン第3期実施計画で示したとおり、実施計画は、寝屋川市水道ビジョン（平成18年3月）を具現化した計画であり、平成18年度から第1期実施計画（計画期間は5年）がスタートして、令和元年度は第3期実施計画（以下「実施計画」という。）の4年目に当たる。

ここで、水道ビジョン策定時の課題として挙げられていた事項を以下に示す。こちらの5点についてあえて総括すれば、当時の水道事業の財務状況は悪化していたため、財務健全化が大きな課題であったことが伺える。

- 収益的収支に関して、平成13年の料金改定により、純利益を計上していますが、累積欠損金の補てんに充てられています。料金改定後も有収水量の減少に伴う給水収益が減少し、純利益は毎年減少傾向にあります。この傾向が続くならば、累積欠損金の補てんができなることも予想され、現状の水道料金では安定した水道事業経営を維持するのは困難であると判断されます。
資本的収支に関して、平成15年度までは、収入と支出のバランスが崩れているため、多額の収支不足額が生じています。これを補てんするための主な財源としては、当年度分損益勘定留保資金があげられますが、収支不足額が大きいため、当年度分の内部留保資金だけでは補てんすることができない状態です。平成16年度現在では、不用地の売却などの特別利益があったため、累積欠損金や補てん財源不足は解消されていますが、本質的な解決には至っていないと考えられます。
- 現在、有形固定資産減価償却率が増加傾向にあり、有形固定資産の経年劣化が進んでいます。当比率の上昇は、同時に修繕費の増大や生産能力の低下原因となることを表しています。
- 地方公営企業法では、流動負債が流動資産を上回る額を、不良債務額（債務超過額）と定義し、財政危機の指標値としています。流動比率は200%を標準とするべきところ、本市は151.9%となっています。このことは、企業内部へ資金を留保できなかったこれまでの経営方針に起因しており、水道事業の財政は、まだまだ厳しい状況であると言えます。
- 自己資本構成比率が33.9%と低く、固定負債構成比率は61.7%と高いことから、自己財源が乏しく、かつ企業債償還元金や、その支払利息等の負債の返済に追われ、水道事業の経営を圧迫する原因となっています。
- 淀川を水源とする香里浄水場からの給水（自己水系）と、大阪府や大阪市から浄水を受水し供給（受水系）している系統がありますが、自己水系の給水原価が受水系の給水原価より25%程高くなっており、給水原価の低廉化が課題となっています。
香里浄水場の自己水のあり方については、継続・廃止・増量等の方向づけが重要な課題と判断します。

また水道ビジョンでは、上記課題抽出のために各種分析が行われているので、当該課題と関連する資料を以下に示す。

項目			年度	平成14年 (円)	平成15年 (円)	平成16年 (円)	平均構成 比率(%)
収益的収支							
収 入	営業収益	給水収益		4,966,658,922	4,836,922,923	4,809,488,608	85.6%
		受託工事収益		526,788,487	603,834,397	192,062,076	7.7%
		その他		166,889,028	160,090,747	144,326,767	2.8%
		小計		5,660,336,437	5,600,848,067	5,145,877,451	96.1%
	営業外収益	受取利息		81,008	33,952	42,457	-
		加入金		150,952,797	123,286,007	155,243,285	2.5%
		雑収益		3,958,005	6,444,720	11,208,251	0.1%
		小計		154,991,810	129,764,679	166,493,993	2.6%
	特別利益			101,640	6,482,255	210,485,190	1.3%
	合計(a)			5,815,429,887	5,737,095,001	5,522,856,634	100.0%
費 用	営業費用	原水及び浄水費		2,772,268,637	2,716,436,438	2,637,485,258	49.0%
		配水及び給水費		294,319,388	320,671,197	251,961,250	5.2%
		受託工事費		567,961,511	617,098,828	250,011,810	8.7%
		業務費		349,727,854	296,017,947	315,593,892	5.8%
		総係費		444,737,680	413,436,220	369,686,886	7.4%
		減価償却費		686,131,381	701,313,699	709,638,292	12.6%
		資産減耗費		28,271,430	47,495,732	27,956,158	0.6%
		その他営業費用		9,830	-	468,516	-
		小計		5,143,427,711	5,112,470,061	4,562,802,062	89.4%
	営業外費用	支払利息		579,447,519	540,181,041	504,202,672	9.8%
		雑支出		29,283,830	30,495,529	21,997,007	0.5%
		小計		608,731,349	570,676,570	526,199,679	10.3%
	特別損失			18,507,163	19,838,360	19,311,258	0.3%
	合計(b)			5,770,666,223	5,702,984,991	5,108,312,999	100.0%
当年度純利益{(a)-(b)}				44,763,664	34,110,010	414,543,635	
前年度繰越欠損金				149,413,618	104,649,954	70,539,944	
当年度未処分利益剰余金				-104,649,954	-70,539,944	344,003,691	

項目		年度	平成14年 (円)	平成15年 (円)	平成16年 (円)	平均構成 比率
資本的収支						
収 入	企業債		332,000,000	466,000,000	188,000,000	90.5%
	補助金		45,217,615	-	-	4.1%
	工事負担金		44,478,652	2,324,623	7,735,875	5.0%
	長期借入金		-	-	-	0.0%
	固定資産売却代金		36,279	3,337,049	514,810	0.4%
	合計(c)		421,732,546	471,661,672	196,250,685	100.0%
支 出	建設改良	事務費	45,269,448	67,671,742	39,679,836	4.3%
		施設等整備費	361,781,130	428,837,481	185,838,450	27.8%
		配水設備費	60,710,673	74,203,163	15,145,200	4.3%
		受浄水場設備費	3,780,000	5,260,500	24,449,250	1.0%
		営業設備費	23,918,160	20,367,900	18,763,059	1.8%
		固定資産購入費	1,288,140	10,095,330	4,541,250	0.5%
		小計	496,747,551	606,436,116	288,417,045	39.6%
	企業債償還金		661,091,402	713,225,071	746,787,959	60.4%
	合計(d)		1,157,838,953	1,319,661,187	1,035,205,004	100.0%
	収支不足額{(d)-(c)}		736,106,407	847,999,515	838,954,319	-
補 て ん 財 源	建設改良積立金		-	-	93,187,348	3.8%
	消費税資本的収支調整額		17,981,538	25,497,075	11,863,223	2.3%
	当年度分損益勘定留保資金		718,124,869	765,653,321	733,903,748	91.5%
	過年度分損益勘定留保資金		-	13,680,844	-	0.6%
	減債積立金		-	-	-	0.0%
	流動負債		-	43,168,275	-	1.8%
	合計		736,106,407	847,999,515	838,954,319	-

以下の指標比較分析は、平成16年度数値を用いて実施されている。

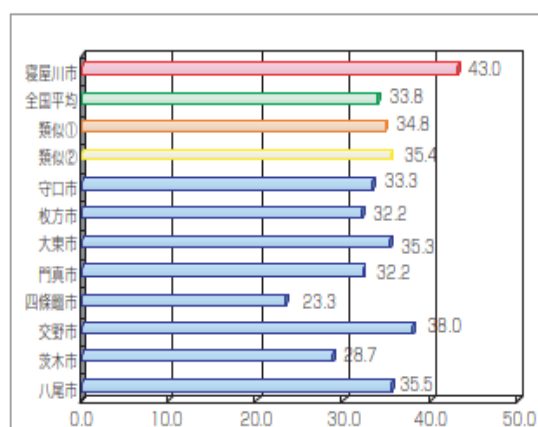


図 5.3.8 有形固定資産減価償却率(%)

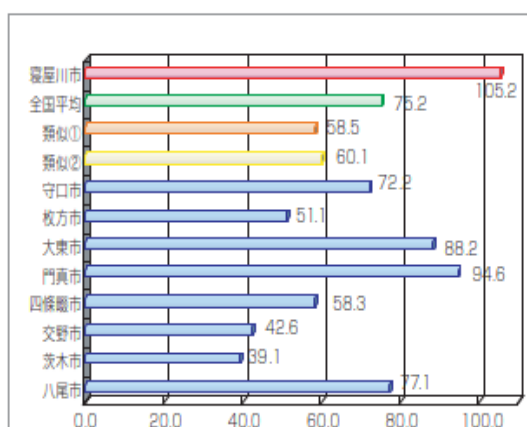
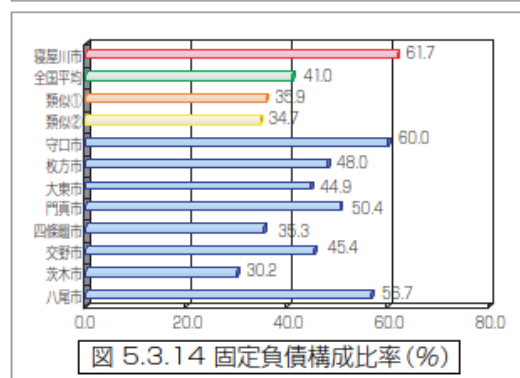
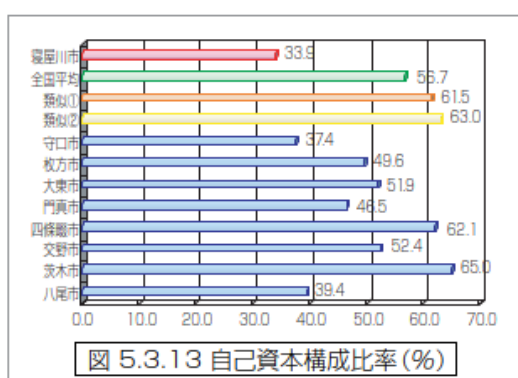
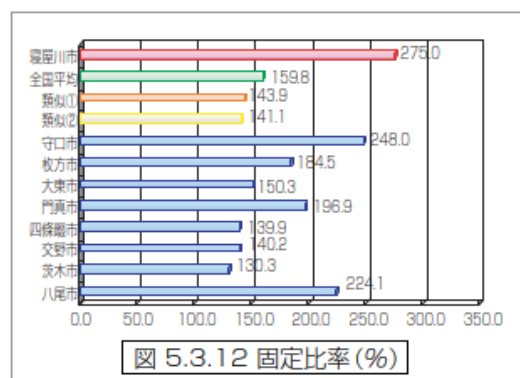
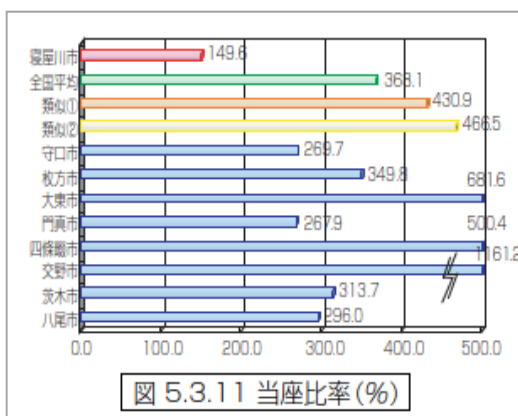
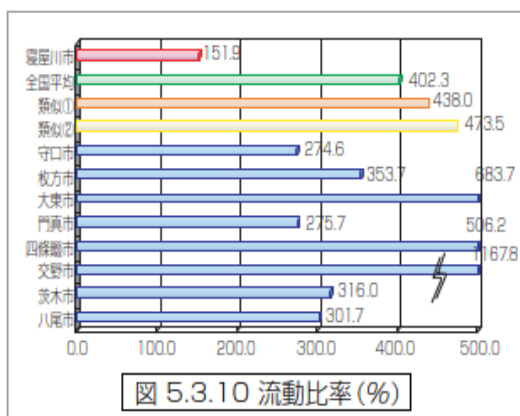


図 5.3.9 企業債償還元金対減価償却率(%)



(単位:円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平均
自己水系	147.89 (124%)	142.08 (119%)	151.88 (133%)	147.28 (125%)
受水系	119.41 (100%)	119.75 (100%)	113.83 (100%)	117.66 (100%)

※ ()内の値は、受水系給水原価を100%とした場合の自己水系の給水原価を示しています。

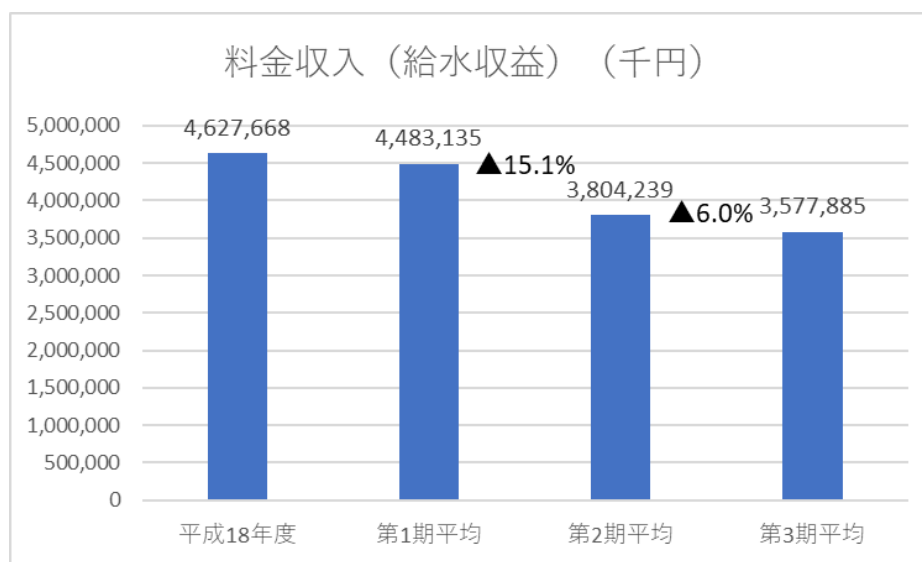
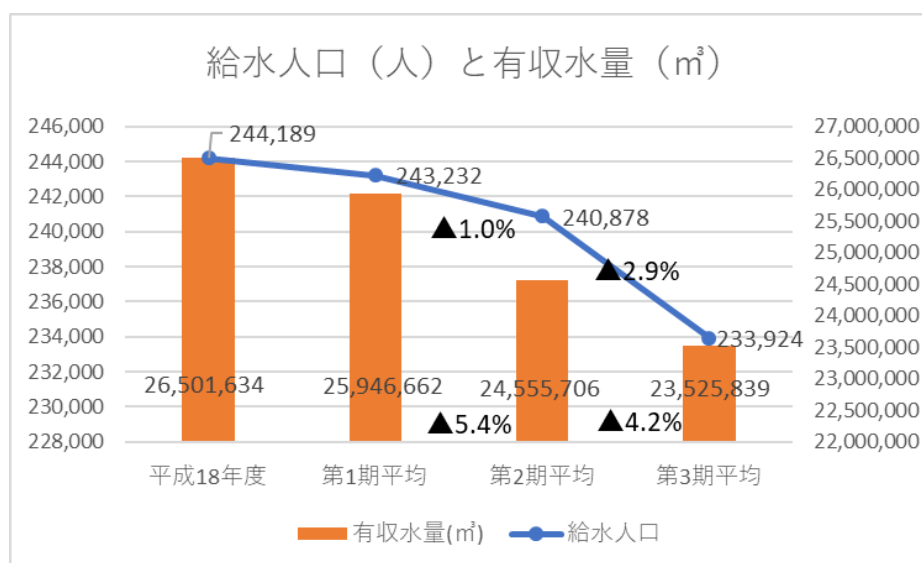
まず、料金収入の減少を起因とする財務健全性における課題を検証するため、水道ビジョンが実施された平成18年度以降において、料金収入の減少動向の把握及び収入減少に伴う原価への影響を確認し、こうした給水事業における損益動向が財務にどのように影響しているかを検討した。

また、財務分析については長期トレンドを確認するために、実施計画期間での比較検討を実施した。¹⁰

◆ 収入面

人口減少に伴い、有収水量は下図のとおり減少している。料金収入＝有収水量×料金単価であるため、有収水量の減少は収入の減少に直結する。

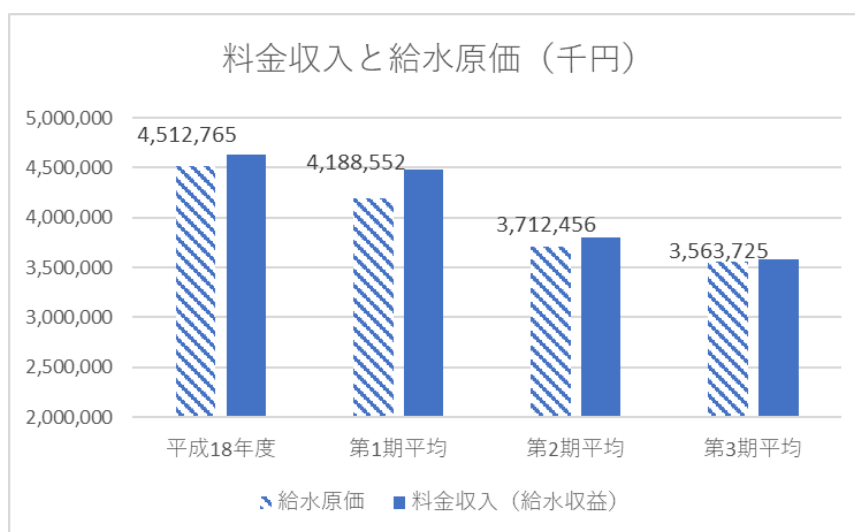
有収水量の減少に加えて、特に第2期は、平成23年10月にマイナス10%の料金改定を行った影響が大きく、減少幅が大きい。



¹⁰ 以下グラフ、表（出典：「寝屋川市上下水道事業統計年報」（寝屋川市）をもとに監査人作成）及び文中における期別については、実施計画がスタートした平成18年度を起点として、以降は各実施計画期間における平均値であり、第1期は平成18年度から平成22年度までの5か年、第2期は平成23年度から平成27年度までの5か年、第3期は平成28年度から令和元年度までの4か年を指すものとする。

◆ 費用面

収入同様に、給水事業における費用（原価）も減少している。下図のとおり¹¹、第2期と第3期では、料金収入（給水収益）の減少（減少額 226,354 千円 減少率 6.0%）に比べて給水原価の減少（減少額 148,731 千円 減少率 4.0%）の方が小さくなっている。この点について、下表に給水原価内訳及び構成比を示した。人件費が主な減少要因で、受水費については第3期で増加していることが分かる。これは、平成27年度に自己水を廃止し、受水率が100%になったためである。なお、香里浄水場の休止に伴う直接的なコストの減少は、薬品費や動力費といった物件費に相当するが、減少額以上に受水費は増加している。



給水原価内訳（千円）				
	平成18年度	第1期平均	第2期平均	第3期平均
人件費	647,600	579,570	479,730	332,200
物件費	252,653	225,483	194,922	134,534
受水費	2,025,911	1,898,478	1,647,161	1,799,311
減価償却費	700,189	694,277	651,298	605,709
委託料	342,338	356,432	384,119	393,933
支払利息	418,469	308,045	211,183	175,139
その他	125,605	126,266	144,041	122,899
給水原価	4,512,765	4,188,552	3,712,456	3,563,725
原価構成比				
人件費	14%	14%	13%	9%
物件費	6%	5%	5%	4%
受水費	45%	45%	44%	50%
減価償却費	16%	17%	18%	17%
委託料	8%	9%	10%	11%
支払利息	9%	7%	6%	5%
その他	3%	3%	4%	3%
給水原価	100%	100%	100%	100%

¹¹ 数値及び比率は、給水原価にかかるもの

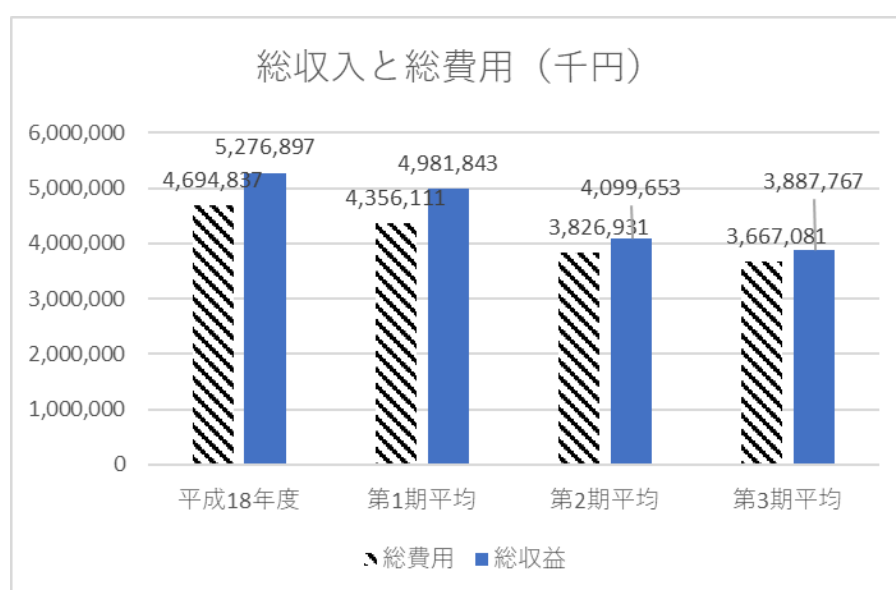
◆ 利益面

こうした収益及び費用の動向により、収支差としての給水事業における利益は年々縮小している。下表のとおり、料金マイナス改定（平成23年度）以降は、単年度損失となる年度もあった。

給水事業損益額（千円）								
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
369,064	37,369	▲19,670	196,273	▲124,120	▲3,853	▲12,414	76,987	▲4,077

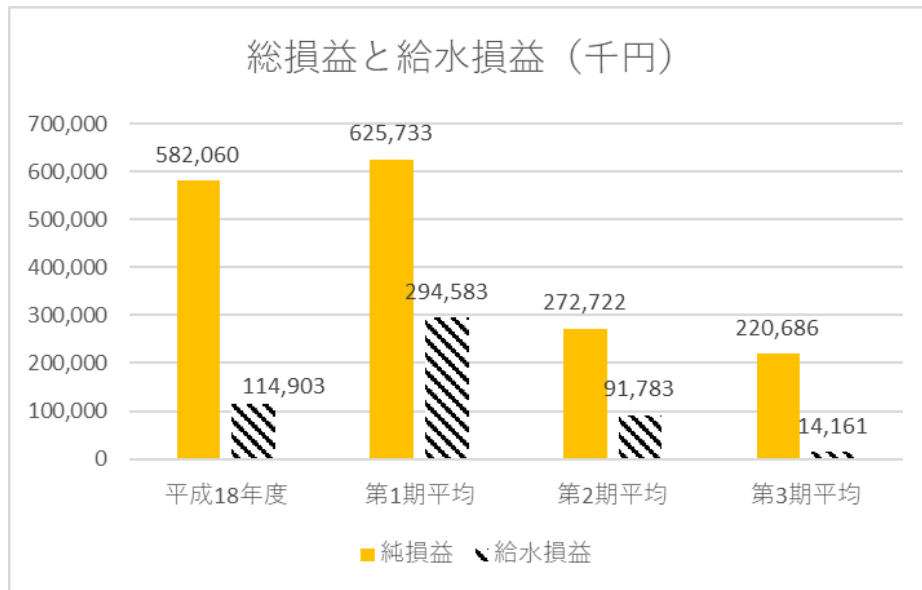
次に、「給水事業」損益に「受託事業」収益/費用、水道加入時に徴収する加入金、長期前受収益戻入益を考慮した、水道事業全体にかかる純損益を示したものが下図である。

「給水事業」単独の損益と同様、年々総収益が減少しているが、減少幅に比べると総費用の減少は小さく、差額としての利益は年々縮小していることが分かる。



つまり、水道事業全体で見ると、現在までかろうじて利益を計上しているものの、その利益は縮小しており、「給水事業」単独で見れば、過去9年間では損失を計上している年のほうが多い、ということになる。

総損益と給水損益の関係を見ると下のグラフのようになる。



総損益額（千円）								
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
570,490	206,668	211,210	359,938	15,305	168,762	201,692	304,604	207,687

総損益と給水事業損益の主な差額要因 上段：加入金 下段：長期前受収益戻入（千円）								
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
146,809	104,386	190,015	124,534	77,319	96,552	125,834	134,805	99,394
—	—	—	55,693	57,396	52,466	42,561	40,949	37,438

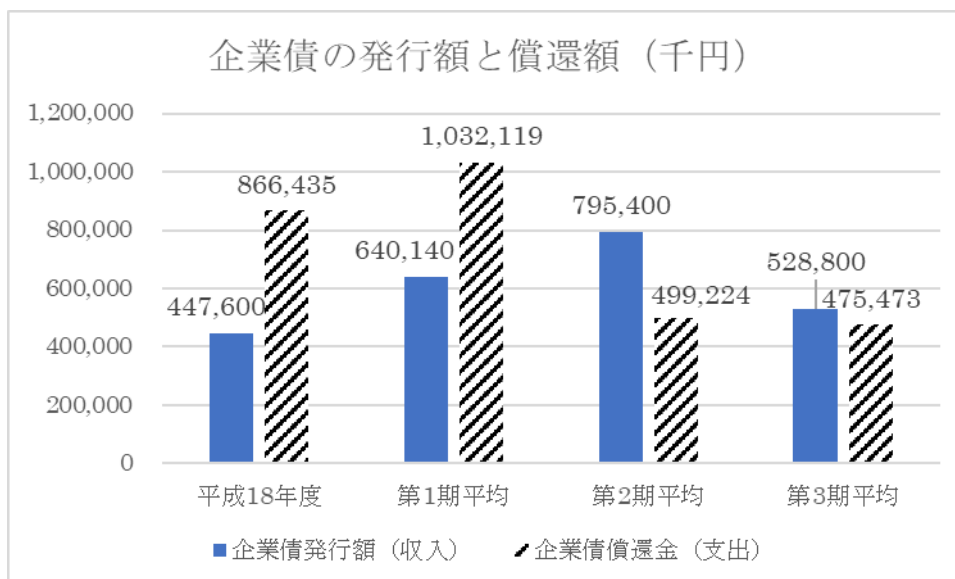
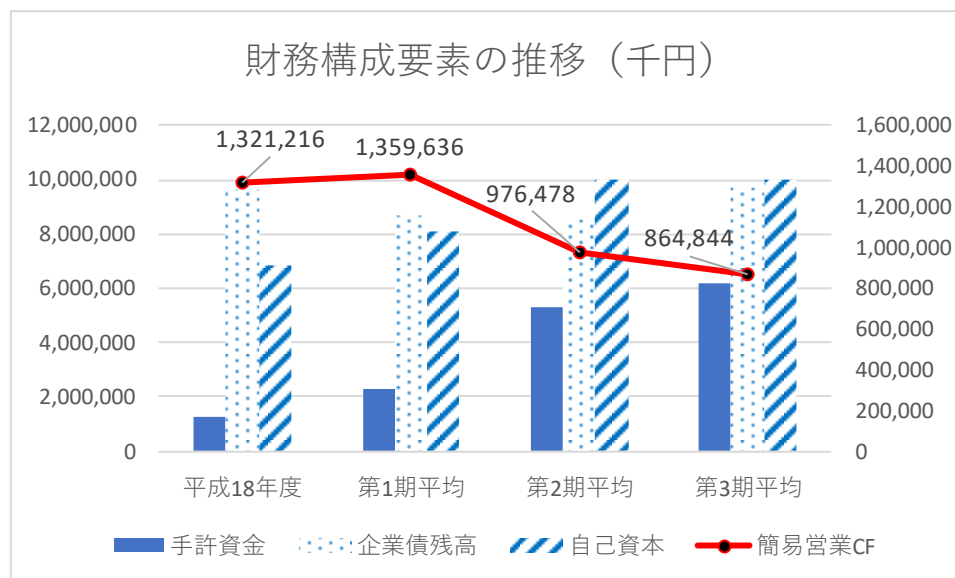
上記2項目の他、公共の消防のための消火栓に要する経費における一般会計繰入金が約1億円毎期計上される。

これによると、水道事業会計の本業である給水事業の損益が悪化し、それにつれ全体損益も近年大きく悪化している状況が更にはっきりと見て取れる。

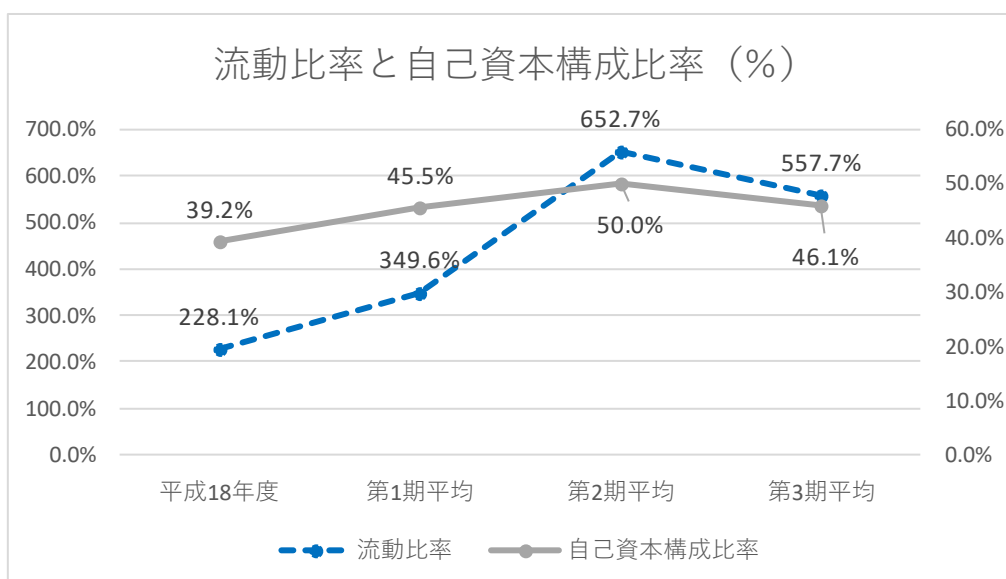
次に、損益変動が財務上どのようなインパクトを与えているかを見る。下のグラフの折れ線は、簡易営業 CF（キャッシュ・フロー）の動きを示している。每期総利益を計上しているので、各期ともキャッシュ・イン・フローのほうが大きく、第1期は13億円、第2期以降は9億円超の資金を生み出しているが、純損益の減少につれ、第2期で大きく減少している。

企業債残高は、営業 CF が大きい第1期には減少しており、償還が進んだことが見て取れるが、第2期以降は増加に転じている。第1期は獲得した資金を過年度の高利率の企業債の償還に多く充当したため、手許資金（現金預金＋有価証券＋短期貸付金の合計）の増加が少ないが、第2期以降は、高利率の企業債がほぼなくなり約定償還のみとなる一方、施設等更新に係る建設改良事業により大幅に増加している。

自己資本については、純損益は悪化しているが、なお黒字は確保できているため、緩やかに増加してきている。



※ 折れ線グラフは、簡易営業CF（キャッシュ・フロー）＝純損益＋減価償却費＋減耗費－長期前受収益戻入益



- ① 水道事業に係る損益改善の1つの方策として、水道料金改定に向けての検討を進められたい。検討に際しては、現在の利用者の使用実態について分析を行い、然るべき料金体系のあり方について考察を深めるとともに、資産維持費のあり方についても調査・研究されたい。(意見)

このような財務分析から、水道ビジョン策定当初の財務面の課題であった、流動比率及び自己資本構成比率をみると、流動比率については、資金の増加に伴い大きく改善が見受けられるが、自己資本構成比率は、近年、企業債残高が増加していることから改善の度合いが小さいことがうかがえる。現時点では、多額の資金を保有できている点において、平成18年度の第1期実施計画開始当初に比べて一定の財務健全化を実現したと評価できる。

一方で、料金収入減少への対応という観点からみれば、この間業務委託化による人件費の削減を中心に大幅なコスト改善を図ってきたが、近年はコスト改善だけでは料金収入の減少に対応できなくなっている。先述のとおり、人口減に伴う有収水量の減少という環境下において、平成23年10月に水道料金のマイナス10%改定を実施したことが、損益面に大きなマイナスの影響となって表れている。

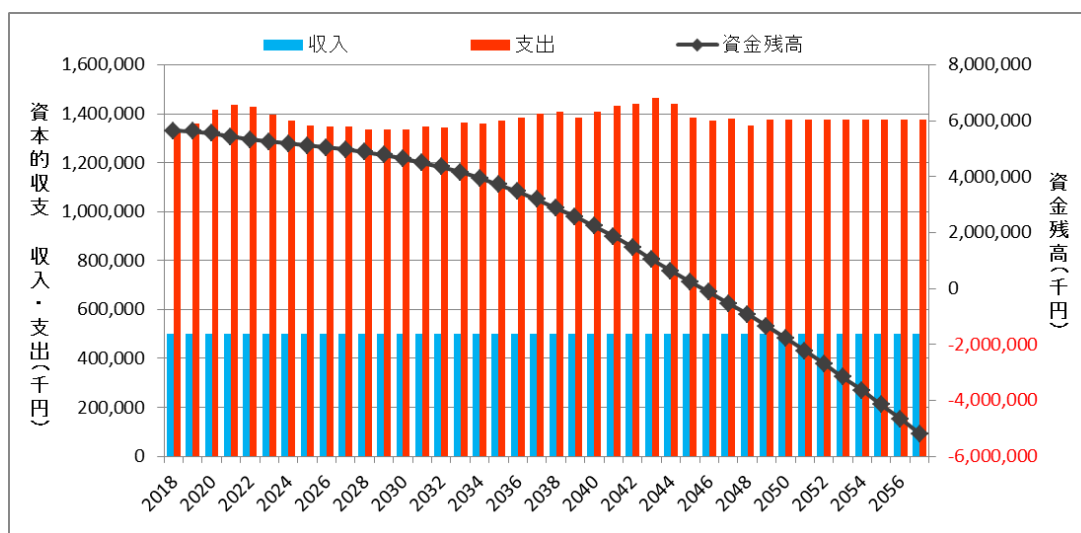
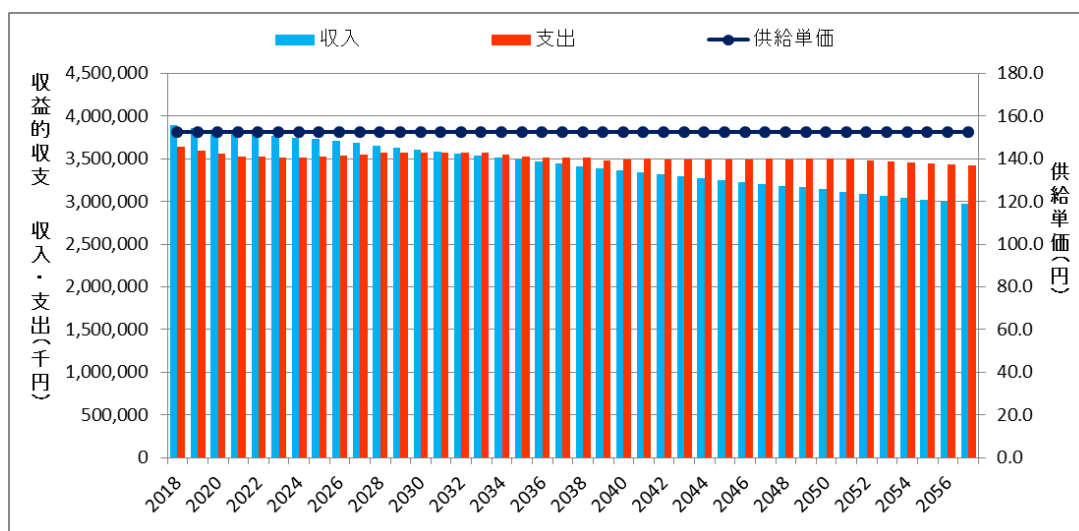
近い将来に大きな経営悪化となるものではないが、経営戦略で示されているとおり、上下水道局の試算上、令和14年度に全体の損益が赤字となり、令和28年度に資金ショートすることが示されていることから、財務健全化に向けての1つの方策として、水道料金改定も視野に入れた検討を進めていく必要がある。

一方、料金体系を中心とする「水道料金制度の検討」については、第1期ビジョン実施計画から引き続き基本計画として掲げられており、上下水道局においては、基本水量、料金体系、通増制度、料金算定期間などについて一定の検討を行っている。

本市の料金体系についてみると、用途別料金体系で段階別通増制を採用しており、使用量に応じて料金が段階的に高くなる料金設定となっている。また、給水事業のコストの大半を占める固定費は、「営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる」(出典:「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会))ため、使用量減少に伴い収入が減少するほどには原価は減少せず、収益が減少傾向にあるときほど利益の圧迫要因となる。

これらの要因を踏まえ、料金改定の検討とあわせて、現在の使用実態の分析を行い、用途別・口径別のそれぞれのメリット・デメリットを整理する等、引き続き現行の料金体系見直しのための考察を深めることも必要である。

上下水道事業経営戦略では、「アセットマネジメント手法の導入により資産の健全度を考慮した上で、更新投資の平準化（現保有償却資産の耐用年数×1.2倍の期間を更新基準とした場合、每期必要な投資額を8.6億円と試算）を図ったものの、令和14年度（2032年度）には収支赤字が発生し、令和28年度（2046年度）には自己資金残高がゼロになる」ことが示されている。その根拠は、経営戦略策定の際に実施したアセットマネジメントでの財政シミュレーション（下表）に基づくものである。また、シミュレーションについては、料金単価（供給単価）を現行から改定しないことが前提条件としてある。



シミュレーションを簡単に解説すると、将来的に有収水量が減少するため、水道料金の改定をしない場合は、料金収入は徐々に減少していくことを示している。一方で、老朽化した水道施設や管路を維持していくためには、今後の一定の設備更新投資が必要となるため、減価償却費は上昇に転じてくる。その結果、損益は徐々に悪化し令和14年度には赤字になると試算している。

また、資金に関しては、減価償却は現金支出を伴わない費用であるため、これが大きくなって損益が悪化しても資金には影響しない。しかし、設備投資に要した起債の償還や、設備投資資金について起債の発行抑制を掲げる中で、これまでよりも自己資金の割合を多く投じることから、毎年支出超過となり、現在の約 60 億円の資金が令和 28 年度に底をつくことを試算している。ポイントは、減価償却費は本来将来の設備投資資金のために留保されるべきものであるが、シミュレーション期間においては、過去の起債の償還資金や老朽化した設備投資資金に充当されることで、資金が残らない構造になっている点である。結論としては、先に示したシミュレーションの前提条件にある、料金単価（供給単価）を現行に据え置いたままでは、早晚、損益赤字及び資金ショートが発生することが見込まれている。

ここで、「水道料金算定要領」では、料金算定において「資産維持費」という項目を水道料金で回収すべき総括原価の一項目として示している。ここで、資産維持費とは、「給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり」、「その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額」であり、「資産維持費＝対象資産×資産維持率」と示される。また、資産維持率については、「今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として 3 % を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するもの」とされている。

当該内容を踏まえると、先ほどの損益赤字及び資金ショートに対応するために、今後検討すべき料金改定における重要な項目として「資産維持費」をどのように見込んでいくか、があると考えられる。

今後の料金制度の検討の際には、資産維持費についても、他事業者の事例等を十分に分析するとともに水道利用者への影響などを考慮して進められたい。

② 実施計画における基本計画「効率的な財政運営」をはじめ、水道ビジョン実施計画の策定においては、計画期間に実施した効果を検証できるよう、できる限り定量化した目標を定めるべきである。（意見）

基本計画「効率的な財政運営」は、その上位にある「財政の健全化と業務の効率化」という基本施策を達成するための計画となっている。

ここで、財政健全化を実現していくためには、過去の経営状況や類似環境にある同規模事業者の平均的な財務指標などをもとにベンチマークを行うことで、あるべき目標値を設定し、その後現状の財務指標との乖離を分析し、具体的に取り組むべき計画を策定するところからスタートするものと考えられる。

実施計画では、記載量の関係上簡略化した内容にとどめている点もあるが、財政運営に関する計画については、特に定量化した目標値が見える形で設定されなければ、実際にどの取組項目が達成されているのか、また達成されていないのかが把握できず、検証自体も曖昧なものになってしまうおそれがある。加えて、実施計画では、前2期間における実施結果等を踏まえ、基本計画を「効率的な財政運営」を含めて18項目に設定し、項目ごとに現状と計画期間における取組内容を記載している¹²。

数値目標について「○」の項目は3項目で、設備や管路の更新計画にあたる「施設等整備事業計画」がもとになること等から、各年度の具体的な事業計画が記載されていた。

項目によっては、定性的な目標を定めることの方が適切なものもあり、そのような目標設定にも各取組内容の推進に意義は認められるものの、実施計画は、水道ビジョン策定当初の施策だけでなく、これまでの実施期間で発見された課題への対応も反映した計画になるので、実施効果を検証し、次の水道ビジョン実施計画では更に精度の高い計画が策定できるよう、できる限り定量化した目標を定めていくべきである。

¹² 取組内容について下表のとおり示す。数値目標の記載の有無について、「○」「×」を付した。

基本計画	「◎取り組み」事項の記載	数値目標
1-1-1) 経年施設・経年管路の計画的な更新	(各年度の事業計画の記載あり)	○
1-1-2) 配水池容量の適正化	① 寝屋配水池の受水池増設について、用地の確保を含め調査・研究を進めます。 ② 成田東配水池について、敷地内の空きスペースを活用した2池化への方法について、調査・研究を進めます。	×
1-1-3) 漏水防止対策の推進	① 計画に基づき、漏水防止調査を実施し、漏水の早期発見、修繕による無効水量の低減と安定給水に取り組みます。 ② 漏水を初期段階で発見し、早期に修繕を行うために、メーター検針時や管路巡視等で、積極的に漏水点検を行います。	×
1-2-1) 効率的な財政運営	施設の更新・維持管理等に伴う財源確保のため、引き続き経費の削減を図り、企業債に過度に依存しないよう、効率的な財政運営に努めます。また、大口定期、国債、一般会計への短期貸付等による資金運用により、営業外収益※の確保に努めます。	×
1-2-2) 組織の再編	窓口に関する事務を集約する等、ワンストップサービス機能の充実を引き続き検討します。	×
1-2-3) 大阪広域水道企業団との連携	引き続き、大阪広域水道企業団に経営参画することにより、安全で安心な用水供給事業等を推進し、市民サービスの向上に努めます。 大阪広域水道企業団との統合協議が進む一部構成団体の今後の動向を的確に把握するとともに、大阪府内関係市町村と連携し、広域化のあり方について検討します。	×
1-2-4) 水道料金制度の検討	健全かつ安定的な事業運営及び市民サービスの向上を図るため、今後の財政収支の見通し並びに通増制の料金体系のあり方を分析し、将来の事業収支の実情に即した料金体系の検討を進めます。	×
1-2-5) アセットマネジメントの活用	アセットマネジメントの水準について、タイプ3Cの「標準型」で運用できるよう基礎データ（固定資産台帳、施設管理台帳、施設や管路の機能診断、耐震診断等）の充実を図るとともに、「標準型」での運用後は中長期的な更新需要、収支見通しに基づく健全な財政運営に取り組みます。	×
1-3-1) 香里浄水場浄水機能休廃止後の自己水系施設の利活用	自己水系施設のうち、河川占用施設（取水口や堤防内の導水管など）の取扱いについて、国等関係機関との協議を進め、水利権更新期限の平成30年度末までに方向性を検討します。 自己水系施設（木屋電気室、生物処理施設、香里浄水場浄水施設や導・送水管等）についても、今後の取扱い・利活用の検討を進めていきます。	×
2-1-1) 施設と管路の耐震化	(各年度の事業計画の記載あり)	○
2-1-2) 管網の強化	① 経年管更新時に、行き止まり管路の解消や口径の適正化を含めた管網の検討を行い、安定給水に取り組みます。 ② 寝屋配水池からの配水管（φ600mm～φ1,000mm）の代替ルートについて、地下埋設物の調査や工法検討を行います。	×

基本計画	「◎取り組み」事項の記載	数値目標
2-2-1) 災害時対策・テロ対策体制等の強化	① 応急給水拠点整備として、高宮あさひ丘配水場に緊急遮断弁を設置します。 ② 相互連絡管の機能点検を、相互応援給水協定締結市と合同で実施します。 ③ 災害時応急給水所の設置に取り組みます。また、応急給水活動時の資機材の充実及び強化のため、年次計画を策定し応急給水栓等を備蓄します。 ④ あんしん給水栓を活用するため利用しやすい場所への移設や、新規設置を大阪広域水道企業団と協議していきます。 ⑤ 震災、施設停電事故等を想定した事故別災害対策マニュアルに基づいて、防災訓練を実施します。 ⑥ 引き続き、大阪広域水道企業団主催の東部ブロック応急給水訓練や各種合同防災訓練に参加し、関係機関との連携強化を図ります。	×
2-3-1) 水質検査の充実	① 水道法及び同法施行規則に基づき、全6配水区給水栓末端の水質検査を実施し、結果について市民が容易に確認できるよう、市ウェブサイト、広報紙、市民情報コーナーによる情報提供を継続します。 また、水質検査結果の信頼性を確保するため、精度管理※に参加し水質検査精度の確認を行います。 ② 水質検査機器の耐用年数、保有する水質検査技術、近隣市との保有機器の重複等を考慮したうえで、共同検査の可能性について協議し、検討します。	×
3-1-1) 直結直圧給水の拡大	3階直結直圧給水・直結増圧給水については、広報等により周知し、申し込み時に管路管理システムで本管口径・水圧を確認し審査を行い、フレッシュでおいしい水の供給に取り組みます。	×
3-1-2) 修繕業務体制の向上	① 給配水施設に係る修繕については、引き続き業務委託を行うことで迅速かつ的確に対応し、維持管理体制の一層の強化を図ります。 ② 広域的な断水や濁りを伴う配水管事故に対して、委託業者と職員間で更なる連携強化を図り、24時間対応を行います。	×
3-1-3) 鉛製給水管布設替えの推進	(各年度の事業計画の記載あり)	○
3-2-1) 省エネルギー対策事業等の推進	引き続き、上下水道局庁舎を含む施設全般について、各種省エネルギー機器を積極的に導入するとともに、公用車の入れ替え時には低燃費車を導入します。	×
3-3-1) 広報・広域活動の推進	① 市民が必要とする情報を、よりタイムリーに提供できるよう、広報紙のあり方、お知らせメールやウェブサイトの活用方法を検討し、充実するよう努めます。 ② 小学校4年生の水についての学習時期にあわせ、水道絵画展を実施することにより、より一層の理解と関心が深まるよう努めます。 ③ 「安全でおいしい水」を実感してもらうため、水道週間イベントにおいて、水道水の試飲会を行い、アンケート調査を実施します。 ④ 家庭での備蓄水の必要性について、広報紙、ウェブサイトやお知らせメール、水道週間イベントで啓発活動に努めます。	×

記載されている：○ 記載なし：×

(出典：「実施計画」(寝屋川市)をもとに監査人作成)

③ 基本計画「アセットマネジメントの活用」のうち「資産のより正確な把握を行う」について、固定資産台帳（財務会計）と施設管理台帳や管路マッピングシステムとの連携を図っていくべきである。（意見）

現在、水道事業における固定資産については、財務会計上の残高を把握するために、固定資産台帳を作成している。また、資産の詳細情報、診断状況、設置位置など実物の情報を施設管理台帳及び管路マッピングシステムに登録している。両システムの用途及び目的が異なることから、例えば、固定資産台帳に登録されている個々の資産が、マッピングシステム上のどの資産にあたるか照合できず、また、施設管理台帳や管路マッピングシステム上では、金額（登録資産の取得金額、会計上の減価償却された簿価）は把握できない。更に、第3章Ⅳ4．固定資産管理②に結果のとおり、管路の除却処理ができていないという会計面の課題もある。

近年は水道施設の経年化が進み更新需要が増大していくことから、水道施設の実態情報を総合的に把握していくことが、よりの確な設備投資を行う上で重要となってくるものと考えられる。

したがって、今後は固定資産台帳と資産管理台帳や管路マッピングシステムの両者にできるだけ共通の情報を登録するなどの方法により、それぞれの情報の連携を図り、より正確な資産実態の把握を行われたい。

④ 基本計画「香里浄水場浄水機能休廃止後の自己水系施設の利活用」について、早急に具体的な調整を進めていくべきである。（意見）

香里浄水場浄水機能を平成26年度末に休止したことに伴い、自己水系施設（木屋電気室、生物処理施設、香里浄水場浄水施設、導・送水管等）については、当時より未利用施設となっている。当該状況にある資産の会計上の問題点については、第3章Ⅳ6．地方公営企業会計②に意見のとおりである。

当施設の工事に係る概要資料に基づく、総事業費は約56億円（補助金：5.3億円、自己資金：2.5億円、出資金：14.3億円、企業債：33.7億円）である。また、当該施設は、市内香里西之町19番地に約6,157㎡の敷地に設置されており、住宅地内に存在している。

実施計画では、「平成30年度末までに一定の方向性を定め、施設のあり方を検討していく必要があります。」と示されていたが、現在は、大阪府北部地震により被災にあった市総合センター内に入っていた中央図書館図書等の一時保管場所となっており、今後のあり方については特に検討が進んでいない。

現状は、給水事業に使用されていないにもかかわらず、減価償却費は休止後も発生しつづけ、当時の起債についても一部残高は残った状態である。そして、当該コストは料金に転嫁され、償還原資の一部となっている。こうし

た実態を考慮すれば、早期に利活用の方針を決定するべく具体的な調整を進めていくべきである。

⑤ 香里浄水場浄水機能休廃止における財務効果の検証が行われていない。重大な意思決定に用いた数値は、事後検証することが必要である。（意見）

先述④のとおり、平成 26 年度末に香里浄水場浄水機能休廃止となり、以後現時点では図書等の一時保管場所として使用されているものの、浄水場としては使用されていない。

そこで、これまでの本市の公表資料をもとに香里浄水場休廃止後の効果検証が行われているかを確認した。

平成 18 年度策定された水道ビジョンにおいては、以下のとおり今後の財政コスト負担が一番小さいという理由で、「廃止の方向で検討」を進めることが記載されている。

表 6.4.3 各案による総合評価

区分	CaseA 存続	CaseB-1 平成26年度より廃止	CaseB-2 平成31年度より廃止	CaseC 拡張
投資額比較法	3位	1位	2位	4位
最低額案との差額	3 6 億円	－	1 0 億円	1 2 2 億円
経済計算比較	3位	1位	2位	4位
最低額案との差額	1 4 億円	－	4 億円	4 4 億円
評価	△	○	○	×

表 6.4.4 投資額比較法

区分	CaseA 存続	CaseB-1 平成26年度より廃止	CaseB-2 平成31年度より廃止	CaseC 拡張
投資額 （固定資産）	用地	68億円	32億円	42億円
	構築物			
	管路			
	機械・装置			
	水利権			
	施設撤去費			
		154億円		

第 1 期実施計画の検証（平成 18 年度～平成 22 年度）においては、「香里浄水場は、第 6 期拡張（変更）事業の一環として高度浄水処理等の施設を整備してきましたが、予想をはるかに上回る人口減少と配水量の大幅な減少等により、結果として財政を圧迫する一因となっており、将来的には廃止の方向で検討します。この場合、現在の三元給水（大阪府営水道、大阪市営水道、自己水）から二元給水となるため、リスク回避のための対策についても検討します。」という検証コメントが記載されているが、コメント内容自体は、水道ビジョンの内容とは大きな変更はないと考えられる。

更に、平成 22 年 6 月 18 日に開催された「第 13 回 寝屋川市総合計画審議会議事録」では、香里浄水場休廃止の質問に対して、「香里浄水場の休廃止につきまして、一応、本市の水道事業の効率的な経営を勘案いたしまして、概ね府営水道からの 7 割、大阪市営水道からは 13～14%、自己水が 16～17% ということで、今まで市の水道事業を経営してきたわけですが、何分、自己水の量が 17% 程度では、あまりに原水から水道水を受水しまして市民の皆様方に供給するには、コスト的に高くなるということで、計画的には、平成 26 年度を予定しております休廃止を計画しているということでございます。」という回答がなされている。

上記経緯からすると、平成 26 年度末の休廃止については相当前から計画されてきたことがわかるが、休廃止に係るコスト負担を検証した情報は、平成 18 年度の水道ビジョンに記載された数値情報から更新されたものは以後公表されていない。また、実際休廃止された以降においても、休廃止にかかる財務的な効果の検証についても公表されていない。したがって意思決定に用いられた数値が正しいか検証されていない。

このようなことを繰り返すと、一定の偏向をもって算出された数値が重大な意思決定を左右する危険性を排除できないため、重大な意思決定に用いた数値は事後検証することが肝要である。こうした計画－実行－検証を繰り返すことで、計画時に予想していなかった要素が発見され、次のシミュレーション計算に活かすなど、意思決定のためにより正確な情報を提供することができる。

先述のとおり、当該建設においては補助金、企業債といった財源も投入されており、現在でも減価償却費が発生し、起債の償還が行われていることから、財務的なコストは発生している。休廃止に係る財務の検証については、より丁寧な対応が必要であったと考えられる。

今後、水道事業において重要な意思決定を実施する際には、事前の計画については実施以後定期的に検証を行うとともに、その実施効果を市民に説明していくことが重要である。

(3) 第5期経営改善計画【平成28年度～令和2年度】

- ⑥ 経営改善計画については、水道事業の財政健全化という策定目的に照らし、具体的な計画及びその目標を定め、計画期間終了後には実施結果の検証及び市民への公表を行う必要がある。（意見）

第2章Ⅱ6．事業の事業 ③第5期経営改善計画の策定趣旨について、改めて以下で確認する。

第5期経営改善水道計画の前文「経営改善計画（第5期）の実現に向けて」では、経営改善計画の位置付けを示すものとして、「ビジョンを具現化するため、中・長期の管路・水道施設の更新計画を中心とする「水道ビジョン実施計画」と、水道事業財政の健全化・効率化を中心とする「経営改善計画」の実行を掲げています。」「水道施設等耐震化事業を着実に推進するための財政基盤強化を目的に、平成28年度から平成32年度までの間、経営改善計画（第5期）に取り組むこととします。」という記載があり、水道事業の財政改善を目的としたものと理解できる。

しかし、目的に照らし策定された計画項目は、下表のとおり、30項目であり、各項目がどのような財政目標を達成するものなのが表示されておらず、数値目標やその達成すべき期限等も定められていない。また、30項目のうち21項目が第4期経営改善計画から継続している項目である。こうしたことから、目標達成のためのスケジュール管理が十分に実施されていないことが示唆される。更に、経営改善計画については、これまでの実施結果についての検証及び市民への公表は行われていない。

No.	見直し項目名・実施概要	実施計画(年度)					備考
		H28	H29	H30	H31	H32	
1	プロジェクトチームの活用	継続実施	→	→	→	→	全庁的課題発生時にプロジェクトチームの立ち上げを予定している。
2	職員定数の目標管理	調査研究	→	→	→	→	市長部局の定員適正化計画との整合性を図り、職員数の適正化に努める。
3	時間外勤務手当体系の見直し	継続実施	→	→	→	→	夜間工事、イベント以外の通常時間の削減を中心に進める。
4	日本水道協会等の専門研修の活用	継続実施	→	→	→	→	技術継承の観点から、各種研修制度の積極的な活用を図る。
5	職場研修・訓練、水道現場実習、資格習得助成の充実	継続実施	→	→	→	→	東水協の枠組みで実施されている技術研修の場などを活用し、技能、資格習得の機会を充実させる。
6	事故防止の推進(水道事故・公用車事故)	継続実施	→	→	→	→	公務災害事案の発生を未然に防ぐため安全衛生委員会等を活用し啓発を図る。
7	委託料・委託内容の見直し	継続実施	→	→	→	→	委託契約の調達時における仕様書について、必要かつ十分な仕様となるよう内容を精査し、委託料の削減を図る。
8	鉛製給水管更新の拡充	継続実施	→	→	→	→	鉛製給水管改修事業基本計画に基づき、鉛管を計画的に改修する。
9	漏水防止対策の推進	継続実施	→	→	→	→	有収率の向上を目標に漏水防止調査を継続して実施する。
10	公用車台数の適正化	継続実施	→	→	→	→	公用車の稼働状況を勘案し、適正な公用車台数の検討を行う。
11	行政財産等の適正管理	継続実施	→	→	→	→	遊休資産を適正に管理する。
12	インターネットによる情報提供の充実	継続実施	→	→	→	→	インターネット等を通して市民への情報提供の充実を図る。
13	水道料金体系の見直し	調査研究	→	→	→	→	将来の事業収支の実情に即した料金体系のあり方について検討を進める。
14	督促手数料徴収と金融機関口座利用者割引	調査研究	→	→	→	→	市長部局では税の滞納等において実施しており引き続き検討する。
15	布設替え時における管径の適正化、集約化・管種の見直し	調査研究	→	→	→	→	適正化検討結果により施工の継続を予定している。
16	災害時支援協力員制度の拡充	継続実施	→	→	→	→	災害時の円滑な給水対応を目的に、引き続き災害時支援協力員制度の拡充を進める。
17	広告収入の推進	継続実施	→	→	→	→	庁舎前掲示板等の媒体を活用し、広告収入の確保に努める。
18	緊急自動車運転マニュアル運用	一部実施	継続実施	→	→	→	緊急時の自動車運転の在り方について、引き続き検討を実施する。
19	機器台帳の電子化	調査研究	実施	継続実施	→	→	水道施設の施設、機器図面等の台帳について紙媒体から電子媒体への移行を進めており、引き続き実施する。
20	水安全計画の策定	継続実施	→	→	→	→	水安全計画については自己水休止後の平成27年度から運用しており、今後も実態に応じ、随時見直しを行う。
21	薬品の適正管理	継続実施	→	→	→	→	水質管理室において保管している薬品については、引き続き適正な管理に努める。
22	アセットマネジメントの活用	調査研究	実施	継続実施	分析	→	アセットマネジメントを実施することで施設、管路の更新費用と財政見通しを明らかにする。
23	企業債の償還方法の精査	調査研究	継続実施	→	→	→	元金均等方式の検討等、償還方法の精査を行う。
24	大阪広域水道企業団との連携	調査研究	→	→	→	→	平成29年度に四條畷市、太子町、千早赤阪村の3市町村が企業団と事業統合を予定しており、今後の動向について注視していく。
25	広報・広聴活動の推進	実施	検証	継続実施	→	→	水道の利用促進を図るため、広報、広聴活動を通して水道水のPRに努める。
26	水質共同検査体制の可能性検討	調査研究	→	→	→	→	水質検査について、測定装置保有状況等を考慮し、近隣市町村との共同検査の可能性について調査研究する。
27	災害医療協力病院等の重要施設への管路更新	実施	→	→	→	→	第9期施設等整備事業計画に基づき、重要施設への経年管路の更新を推進する。
28	災害時対策の推進	調査研究	→	→	→	→	備蓄水、応急給水栓等の災害時備品の備蓄を計画的に進める。
29	応急給水拠点の確保	調査研究	→	→	→	→	「命を守る」観点から、災害時の応急給水拠点の確保に向け、検討を行う。
30	水道料金等徴収業務委託・検針業務委託の一元化	調査研究	→	→	→	→	料金徴収業務、検針業務の一元化による事務事業の効率化及び市民サービスの向上を目標とする。

(4) 第9期施設等整備事業計画

第2章Ⅱ6. 事業の状況 ②第9期施設等整備事業計画の実施結果について確認したところ、当初計画を上回る水道管路の更新を実施したとのことであった。現在計画期間中である第10期施設等整備事業計画においても、「平成28年度から令和2年度を計画期間とする第9期施設等整備事業計画においては当初の計画を上回る水道管路の更新を実施することができたことから、計画を1年前倒しし、新たに令和2年度を初年度とする第10期施設等整備事業計画を策定しました。」と記載されていることを確認した。

(5) 寝屋川市上下水道事業経営戦略

⑦ 上下水道事業経営戦略について進捗管理と見直しを行い、その時点の経営の状況を市民に公表されたい。(意見)

第2章Ⅱ6. 事業の状況 ⑤寝屋川市上下水道事業経営戦略の計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間である。当監査実施時点では、まさに1年目がスタートした段階であるため、実施内容について言及する事項はない。ただ、先述のとおり、これまで策定した計画に対する効果の検証や市民への公表が弱いといった点については指摘してきているところである。

上下水道事業経営戦略では、事後検証、更新方法について、第7章に、「方策の実効性を向上させるため、以下で示すPDCIサイクルを導入し、毎年度進捗状況を確認、把握していきます。更に、5年間に1度の計画内容見直しを実施し、将来に向けた取組を推進していきます。」と記載している。

「経営戦略策定・改定ガイドライン」によると、毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年）ごとに成果の検証・評価を求められているが、計画と実績の収支ギャップが認められた場合には、より短期での見直し検討も必要と考える。近年は特に自然災害の発生など、想定外と言われていた事象が頻繁に発生していることから、事業の運営状況を適時適切に把握し、経営戦略の見直しを適時に行っていくことの重要性がより増していることに留意されたい。

(6) 水道事業に係る計画について

⑧ 現在複数ある水道事業に係る計画について、その位置づけ及び関係性を明確にするとともに、事業を実施した結果がわかりやすく検証される形に整理されたい。(意見)

これまでみてきたとおり、水道事業に係る計画は複数策定されている。また、令和2年度からは上下水道事業経営戦略が新たに導入されており、現状以下のように整理できる。

計画	H18～H22	H23～H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
水道ビジョン													・ ・ ・ ・ ・			
	第1次実施計画	第2次実施計画	第3次実施計画			第4次実施計画			・ ・ ・ ・ ・							
施設等整備事業計画	第7期	第8期	第 9 期			第10期			・ ・ ・ ・ ・							
経営改善計画	第3期	第4期	第5期			・ ・ ・ ・ ・										
経営戦略	・ ・ ・ ・ ・															

(出典：「水道ビジョン第3期実施計画」、「第9期施設等整備事業計画」、「第5期経営改善計画」、「第五次寝屋川市総合計画」、「寝屋川市上下水道事業経営戦略」(寝屋川市)をもとに監査人作成)

このうち、施設等整備事業計画については、水道管路及び水道施設に係る対象年度の事業費見込額を記載したものであるため、特に他の計画と取組内容等で重複することはないと考えられるが、水道ビジョン実施計画、経営改善計画及び上下水道事業経営戦略については、それぞれに「水道料金」改定や見直し、「大阪広域水道企業団との連携」など重複する項目が見受けられる。

項目が重複する背景としては、水道事業における関係省庁が複数存在することも要因の一つであり、例えば水道ビジョン及び水道ビジョン実施計画は水道法を所管する厚生労働省の、経営戦略は地方公営企業法を所管する総務省の通知に基づき策定していることから、項目がある程度、似通ったものになってしまうことは、現行制度上、やむを得ない側面があることは事実である。

他方、水道使用者の視点から見ると、異なる「計画」に類似する項目が掲げられていることは、計画同士の関係性や整合性をわかりにくくしてしまっている可能性を否定できない。

したがって、次期の水道ビジョン実施計画においては、実施する取組内容についてどの計画で実施するのか、あるいはそれぞれの計画がどのように関連するのか、また現状位置付けと実態が曖昧な経営改善計画を整理・集約するなど、水道使用者の視点を意識してそれぞれの計画の位置付け及び関係性をより明確にするとともに、事業を実施した結果についてわかりやすく検証可能となる形に整理されたい。